平成二十年九月

商品取引所法対照法令集

日本商品先物振興協会

改正経緯

商品取引所法

【昭和二十五年八月五日　法律第二百三十九号】改正

昭和二六年　六月　一日　法律第一七六号
同　二六年　六月　八日　同　第二一一号
同　二七年　四月一二日　同　第九〇号
同　二九年　五月一〇日　同　第九二号
同　三七年　四月二〇日　同　第八二号
同　三八年　七月　九日　同　第一二六号
同　四二年　六月一二日　同　第三六号
同　四二年　七月二九日　同　第九七号
同　四九年　四月　三日　同　第二三号
同　五〇年　七月一五日　同　第六五号
同　五三年　七月　五日　同　第八七号
同　五六年　六月　九日　同　第七五号
同　五八年一二月　二日　同　第七八号
同　六三年　六月一一日　同　第八一号
平成　元年一二月二二日　同　第九一号
同　二年　六月二七日　同　第五二号
同　四年　六月　五日　同　第七三号
同　五年一一月一二日　同　第八九号
同　九年　六月　六日　同　第七二号
同　一〇年　四月二二日　同　第四二号
同　一〇年　六月一五日　同　第一〇七号
同　一一年　七月一六日　同　第一〇二号
同　一一年　八月一三日　同　第一二五号
同　一一年一二月　八日　同　第一五一号
同　一一年一二月二二日　同　第一六〇号
同　一二年　五月三一日　同　第九六号
同　一三年一一月二八日　同　第一二九号
同　一四年　五月二九日　同　第四五号
同　一五年　五月三〇日　同　第五四号
同　一六年　五月一二日　同　第四三号
同　一六年　六月　二日　同　第七六号
同　一六年　六月　九日　同　第八七号
同　一六年　六月一八日　同　第一二四号
同　一六年一二月　一日　同　第一四七号
同　一六年一二月　三日　同　第一五四号
同　一六年一二月　八日　同　第一五九号
同　一六年一二月一〇日　同　第一六四号
同　一七年　三月三一日　同　第二一号
同　一七年　七月二六日　同　第八七号
同　一八年　六月一四日　同　第六五号

商品取引所法施行令

【昭和二十五年八月三十一日　政令第二百八十号】改正

昭和二五年　九月三〇日　政令第二九九号
同　二六年　三月　三日　同　第三七号
同　二六年　五月　四日　同　第一三二号
同　二六年　九月一一日　同　第三〇四号
同　二七年　三月　六日　同　第三九号
同　二七年　六月一三日　同　第二〇一号
同　二八年　九月一一日　同　第一二九号
同　二九年　五月三一日　同　第一一七号
同　三七年一〇月　一日　同　第三九九号
同　三八年一〇月二五日　同　第三五六号
同　四二年　六月三〇日　同　第一六二号
同　四三年　一月一二日　同　第　四号
同　四六年　四月　一日　同　第一一二号
同　四七年　八月　一日　同　第三〇二号
同　五〇年一二月二三日　同　第三六三号
同　五三年　七月　五日　同　第一八二号
同　五六年　九月一六日　同　第一八二号
同　五七年　二月二三日　同　第　二三号
同　五八年一〇月　七日　同　第二一四号
同　五九年　四月二〇日　同　第一一〇号
同　五九年　九月二一日　同　第二八二号
同　五九年一〇月二六日　同　第三一一号
同　六〇年一二月一七日　同　第三一五号
平成　二年一二月一四日　同　第三五四号
同　六年　九月一九日　同　第三〇三号
同　七年　三月二三日　同　第七八号
同　八年　九月二六日　同　第二九四号
同　九年　九月一九日　同　第三〇五号
同　一〇年一一月二〇日　同　第三六九号
同　一一年　三月一六日　同　第八〇号
同　一二年　六月　七日　同　第三一一号
同　一二年一一月一七年　同　第四八二号
同　一六年　三月二四日　同　第　五七号
同　一六年　八月一七日　同　第二五九号
同　一六年一二月二二日　同　第四〇六号
同　一六年一二月二二日　同　第四〇八号
同　一六年一二月二七日　同　第四二五号
同　一六年一二月二八日　同　第四二九号
同　一七年　二月一八日　同　第　二四号
同　一七年　四月二七日　同　第一六六号
同　一八年　四月二六日　同　第一八〇号
同　一九年　八月　三日　同　第二三三号

商品取引所法施行規則

【平成十七年二月二十二日　農林水産・経済産業省令第三号】改正

平成一七年　四月二八日　農水・経産省令第　九号
平成一七年　八月二五日　同　第　一〇号
平成一七年一二月二八日　同　第　一一号
平成一八年　四月　三日　同　第　一号
平成一八年　四月二八日　同　第　三号
平成一八年一二月　五日　同　第　五号
平成一八年一二月二五日　同　第　六号
平成一八年　六月二〇日　同　第　二号
平成一九年　九月二一日　同　第　三号
平成一九年　九月二八日　同　第　五号
平成一九年十二月十九日　同　第　六号
平成二〇年　六月一六日　同　第　二号
平成二〇年　六月二四日　同　第　三号

商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則

【平成六年九月三十日　農林水産・通商産業省令第四号】改正

平成　八年　九月三〇日　農水・通産省令第　五号
同　一二年一一月二九日　同　第一三号
同　一七年　二月二二日　農水・経産省令第　三号

商品取引所法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

【平成十七年三月二十八日　農林水産・経済産業省令第七号】改正

平成一七年　四月二七日　農水・経産省令第　八号
平成一八年　四月二八日　同　第　二号

商品取引所法

商品取引所法施行令

商品取引所法施行規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　商品取引所
第一節　総則（第三条―第六条）
第二節　会員商品取引所
第一款　設立（第七条―第二十九条）
第二款　会員（第三十条―第四十五条）
第三款　機関（第四十六条―第六十三条）
第四款　計算（第六十四条―第六十八条の三）
第五款　解散及び清算（第六十九条―第七十七条）
第三節　株式会社商品取引所（第七十八条―第九十六条）
第四節　商品市場における取引（第九十七条―第百二十条）
第五節　組織変更（第百二十一条―第百三十八条）
第六節　合併
第一款　総則（第百三十九条）
第二款　会員商品取引所と会員商品取引所との合併（第百四十条・第百四十一条）
第三款　会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併（第百四十二条・第百四十三条）
第四款　会員商品取引所の合併の手続（第百四十四条―第百四十四条の四）
第五款　株式会社商品取引所の合併の手続
第一目　吸収合併存続株式会社商品取引所の手続（第百四十四条の五―第百四十四条の十一）
第二目　新設合併消滅株式会社商品取引所の手続（第百四十四条の十二―第百四十四条の十七）
第三目　新設合併設立株式会社商品取引所の手続（第百四十四条の十八・第百四十四条の十九）
第六款　合併の効力の発生等（第百四十五条―百五十四条）
第七節　監督（第百五十五条―第百六十条）
第八節　雑則（第百六十一条―第百六十六条）
第三章　商品取引清算機関等
第一節　商品取引清算機関（第百六十七条―第百八十七条）
第二節　雑則（第百八十八条・第百八十九条）

第四章　商品取引員
第一節　許可等（第百九十条―第百九十七条）
第二節　業務（第百九十八条―第二百二十四条）
第三節　合併、分割及び事業の譲渡（第二百二十五条―第二百三十条）
第四節　監督（第二百三十一条―第二百四十条）
第五章　商品先物取引協会
第一節　総則（第二百四十一条―第二百四十四条）
第二節　設立（第二百四十五条―第二百五十条）
第三節　協会員（第二百五十一条―第二百五十三条）
第四節　機関（第二百五十四条―第二百五十八条）
第五節　紛争の解決（第二百五十九条―第二百六十一条）
第六節　解散（第二百六十二条）
第七節　監督（第二百六十三条―第二百六十六条）
第八節　雑則（第二百六十七条・第二百六十八条）
第六章　委託者保護基金等
第一節　定義（第二百六十九条）
第二節　委託者保護会員制法人
第一款　総則（第二百七十条―第二百七十二条）
第二款　設立（第二百七十三条―第二百七十六条）
第三款　会員（第二百七十七条・第二百七十八条）
第四款　機関（第二百七十九条―第二百八十九条）
第五款　解散及び清算（第二百九十条―第二百九十二条）
第三節　委託者保護基金
第一款　登録（第二百九十三条―第二百九十七条）
第二款　商品取引員の加入及び脱退（第二百九十八条―第三百条）
第三款　業務（第三百一条―第三百十二条）
第四款　負担金（第三百十三条―第三百十五条）
第五款　財務及び会計（第三百十六条―第三百二十条）
第六款　監督（第三百二十一条―第三百二十四条）
第七款　雑則（第三百二十五条・第三百二十六条）
第四節　雑則（第三百二十七条）
第七章　雑則（第三百二十八条―第三百五十五条）
第八章　罰則（第三百五十六条―第三百七十五条）
附則

第一章　総則

（目的）（平二法五二・平一〇法四二・平一六法四三・一部改正）

第一条　この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品市場における取引等の受託を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の適切な運営及び商品市場における取引等の委託者の保護に資することを目的とする。

（定義）（平二法五二・全改、平一六法四三・一部改正）

第二条　この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう。

2　この法律において「会員商品取引所」とは、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設することを主たる目的としてこの法律に基づいて設立された会員組織の社団をいう。

3　この法律において「株式会社商品取引所」とは、第七十八条の許可を受けて、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設する株式会社をいう。

4　この法律において「商品」とは、次に掲げる物品をいう。

一　農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他のもの

（商品の指定）（平二政三五四・全改、平一六政二五九・一部改正）

第一条　商品取引所法（以下「法」という。）第二条第四項第一号の政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

一　牛
二　豚
三　なたね
四　亜麻の種
五　木材
六　天然ゴム
七　綿花
八　綿糸
九　乾繭
十　生糸
十一　羊毛
十二　毛糸
十三　ステープルファイバー糸
十四　飼料

二　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製錬し、又は精製することにより得られる物品

三　前二号に掲げるもののほか、国民経済上重要な原料又は材料であつて、その価格の変動が著しいために先物取引に類似する取引の対象とされる蓋然性が高いもの（先物取引又は先物取引に類似する取

2　法第二条第四項第二号の政令で定める鉱物は、次に掲げる物品とする。

一　リチウム鉱
二　ベリリウム鉱
三　ホウ素鉱
四　マグネシウム鉱
五　アルミニウム鉱
六　希土類金属鉱
七　チタン鉱
八　バナジウム鉱
九　ガリウム鉱
十　ゲルマニウム鉱
十一　セレン鉱
十二　ルビジウム鉱
十三　ストロンチウム鉱
十四　ジルコニウム鉱
十五　ニオブ鉱
十六　白金属鉱
十七　カドミウム鉱
十八　インジウム鉱
十九　テルル鉱
二十　セシウム鉱
二十一　バリウム鉱
二十二　ハフニウム鉱
二十三　タンタル鉱
二十四　レニウム鉱
二十五　タリウム鉱
二十六　貴石
二十七　半貴石
二十八　ベントナイト
二十九　酸性白土
三十　けいそう土
三十一　陶石
三十二　雲母
三十三　ひる石

引の対象とされているものを含む。）として政令で定める物品

5　この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値をいう。

6　この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款で定める一又は二以上の商品たる物品であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第百五十五条第一項の認可に係るものをいう。

7　この法律において「上場商品指数」とは、商品取引所が一の商品市場でその商品指数に係る取引を行うべきものとして定款で定める一又は二以上の商品指数であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第百五十五条第一項の認可に係るものをいう。

8　この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。

一　当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二　当事者が商品についてあらかじめ約定する価格（以下「約定価格」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三　当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値（以下「約定指数」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

四　当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ　第一号に掲げる取引

ロ　第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

ハ　前号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

9　この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指数ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。

一　上場商品に係る商品市場　当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引

二　上場商品指数に係る商品市場　当該上場商品指数に係る前項第三

号に掲げる取引

10　この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。

一　上場商品に係る商品市場　次に掲げる取引

イ　その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第八項第三号に掲げる取引

ロ　当該上場商品に係る第八項第四号イ又はロに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

ハ　その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第八項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

ニ　当該上場商品の売買取引（第八項第一号に掲げる取引に該当するものを除く。以下この号において同じ。）

ホ　当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができる権利（以下「実物オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

二　上場商品指数に係る商品市場　当該上場商品指数に係る第八項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

11　この法律において「取引参加者」とは、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格に基づき、株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引に参加できる者をいう。

12　この法律において「商品取引債務引受業」とは、商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。

13　この法律において「商品取引清算機関」とは、商品取引債務引受業を営むことについて第百六十七条又は第百七十三条第一項の規定により主務大臣の許可又は承認を受けた者をいう。

14　この法律において「清算参加者」とは、第百七十四条第一項の規定により与えられた資格に基づき、商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる者をいう。

15　この法律において「商品清算取引」とは、清算参加者が商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）の委託を受けて行う商品市場における取引であつて、当該取引に基づく債務を当該商品取引清算機関に引き受けさせること及び当該会員等が当該清算参加者を代理して当該取引を成立させることを条件とするものをいう。

16　この法律において「商品市場における取引等」とは、次に掲げる行為をいう。

一　商品市場における取引

二　前号に掲げる行為の委託の取次ぎ

三　商品清算取引の委託の取次ぎ

四　前号に掲げる行為の委託の取次ぎ

17　この法律において「商品取引受託業務」とは、商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受ける営業をいう。

18　この法律において「商品取引員」とは、商品取引受託業務を営むことについて第百九十条第一項の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。

第二章　商品取引所

第一節　総則

（業務の制限）（平一六法四三・全改）

第三条　商品取引所は、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場の開設の業務及び上場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。

（名称又は商号）（平一六法四三・全改）

第四条　商品取引所は、その名称又は商号中に「取引所」という文字を用いなければならない。

2　商品取引所でない者は、その名称又は商号中に商品取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（市場の開設の制限）（平一六法四三・全改）

第五条　商品取引所は、定款で定める商品市場以外の市場（定款で定める開設期限を経過した商品市場を含む。）を開設してはならない。

2　商品取引所は、一種の上場商品又は上場商品指数について二以上の商品市場を開設してはならない。

（商品市場類似施設の開設の禁止）（平一六法四三・全改、平一六法一五九・平一八法六五・一部改正）

第六条　何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項

に規定する取引所金融商品市場をいう。第百一条第三項及び第三百四十八条において同じ。）を除く。）を開設してはならない。

２　何人も、前項の施設において先物取引に類似する取引をしてはならない。

第二節　会員商品取引所

第一款　設立

（法人格）（平一六法四三・全改）

第七条　会員商品取引所は、法人とする。

２　会員商品取引所は、営利の目的をもつて業務を行つてはならない。

（住所）（平一六法四三・全改）

第八条　会員商品取引所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（設立の許可）（平一六法四三・全改）

第九条　会員商品取引所を設立しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

（設立要件）（平一六法四三・全改）

第十条　会員商品取引所を設立するには、開設する商品市場ごとに会員になろうとする二十人以上の者が発起人とならなければならない。

２　発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における発起人の過半数を占めなければならない。

一　上場商品に係る商品市場　一年以上継続して当該上場商品に含まれる物品（以下「上場商品構成物品」という。）の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（以下「売買等」という。）を業として行つている者

二　上場商品指数に係る商品市場　一年以上継続して当該上場商品指数に係る商品指数の対象となる物品（以下「上場商品指数対象物品」という。）の売買等を業として行つている者

（定款）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第十一条　発起人は、会員商品取引所の定款を作成し、定款が書面をもつて作成されているときは、これに署名し、又は記名押印しなければ

ならない。

2　前項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　事業

二　名称

三　事務所の所在地

四　会員たる資格に関する事項

五　出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法

六　会員の加入及び脱退に関する事項

七　信認金及び取引証拠金に関する事項

八　会員の経費の分担に関する事項

九　会員に対する監査及び制裁に関する事項

十　役員の定数、任期及び選任に関する事項

十一　会員総会に関する事項

十二　商品市場外における会員間の契約に対する定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事項

十三　商品市場に関する次に掲げる事項

イ　上場商品又は上場商品指数

ロ　上場商品又は上場商品指数ごとの取引の種類

ハ　取引の決済の方法

十四　事業年度

十五　剰余金の処分及び損失の処理に関する事項

十六　公告方法（会員商品取引所が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

3　会員商品取引所の負担に帰すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額は、定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。

4　会員商品取引所の定款には、第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存続期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

5　第一項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

（電磁的記録）（平一八農水経産令三・一部改正）

第一条　商品取引所法（以下「法」という。）第十一条第五項に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電子署名）（平一八農水経産令三・全改）

第二条　法第十一条第五項に規定する主務省令で定める署名又は記名押印

6　会員商品取引所は、公告方法として、当該会員商品取引所の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一　官報に掲載する方法

二　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三　電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

7　会員商品取引所が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

8　会員商品取引所が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一　公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告　当該期間を経過する日

二　前号に掲げる公告以外の公告　当該公告の開始後一月を経過する日

9　会員商品取引所が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「商品取引所法第十一条第八項の規定にかかわ

に代わる措置は、電子署名とする。

2　前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録（法第十一条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一　当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二　当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

らず、同項」と、同法第九百四十一条中「第四百四十条第一項」とあるのは「商品取引所法第六十八条の三」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10　第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（加入の申込み）（平一七法八七・全改）

第十二条　発起人は、会員商品取引所の設立に際して、あらかじめ、その会員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　定款に記載し、又は記録した事項

二　発起人の氏名又は商号若しくは名称及び住所

三　出資の払込みの方法、期限及び場所

四　一定の時期までに創立総会が終わらなかつたときは、加入の申込みを取り消すことができること。

2　理事長は、会員商品取引所の成立後にその会員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　成立の年月日

二　定款に記載し、又は記録した事項

三　役員の氏名及び住所

四　出資の払込みの方法、期限及び場所

3　会員商品取引所の会員になろうとする者（発起人を含む。）は、その者の氏名又は名称及び住所、その引き受ける出資口数並びにその者が取引をしようとする商品市場における上場商品又は上場商品指数を記載した書面を発起人（成立後にあつては、理事長。次項において同じ。）に交付しなければならない。

4　会員商品取引所の会員になろうとする者は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該会員になろうとする者は、同項の書面を交付したものとみなす。

（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）（平一八政一八〇・追加）

第一条の二　次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　法第十二条第四項

二　法第百三十条第三項

（商品取引所法施行令に係る電磁的方法）（平一八農水経産令三・追加）

第二条の二　商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号。以下「令」という。）第一条の二第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十二条第四項に規定する電磁的方法をいう。第七条を除き、以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1)　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2)　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録さ

（創立総会）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第十三条　発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募り、前条第一項第三号に定める出資の払込みの期限となつている日後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければならない。

２　発起人は、創立総会までに出資の全額の払込みを終了しなければならない。

２　前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

れた情報の内容を電気通信回線を通じて情報を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　ファイルへの記録の方式

（電磁的方法）（平一八農水経産令三・追加）

第二条の三　法第十二条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3　定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。
4　創立総会においては、定款を修正することができる。ただし、会員たる資格に関する事項については、この限りでない。
5　創立総会における議事は、会員になろうとする者（その出資の全額の払込みが終了した者に限る。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
6　創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第八項において準用する第五十九条第八項本文及び第十項の規定は、適用しない。
7　創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
8　第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第一号トに規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（許可の申請）（平一六法四三・全改）

第十四条　発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、第九条の許可の申請書に次に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

（創立総会の議事録）（平一八農水経産令三・追加）

第二条の四　法第十三条第七項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
2　創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
3　創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一　創立総会が開催された日時及び場所
二　創立総会の議事の経過の要領及びその結果
三　創立総会に出席した発起人及び役員の氏名又は名称
四　創立総会の議長が存するときは、議長の氏名
五　議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

一　名称
二　事務所の所在地
三　上場商品又は上場商品指数
四　役員の氏名及び住所
五　会員の氏名又は商号若しくは名称及び会員が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

2　前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の申請書の添付書類）

第三条　法第十四条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　役員の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し（その者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれに代わる書面（以下これらを「住民票の写し等」という。）、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）及びその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　会員の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が取引をする商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面、その者が法第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申請に係る会員商品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

三　過半数の発起人が、それぞれ法第十条第二項各号に掲げる者に該当することを誓約する書面

四　加入申込証

五　出資の払込みがあったことを証する書面

六　創立総会の議事録

七　開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

八　上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品（法第十条第二項第一号に規定する上場商品構成物品をいう。以下同じ。）を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面

九　二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しよう

（許可の基準及び意見の聴取）（平一六法四三（平一六法一四七）・全改、平一七法八七・一部改正）

第十五条　主務大臣は、第九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一　申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品（以下「上場商品構成物品等」という。）の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

二　上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として行つている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

三　二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。

四　定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取

（設立の許可等の基準）（平二政三五四・全改、平一一政八〇・平一六政二五九・一部改正）

第二条　法第十五条第一項第二号の政令で定める基準は、申請に係る上場商品に係る商品市場の会員になろうとする者のうち一年以上継続して当該上場商品に係る上場商品構成物品の売買等を業として行つているものの過半数が当該上場商品の大部分の種類の売買等を業として行つている者であることとする。

2　前項の規定は、法第八十条第一項第四号の政令で定める基準について準用する。この場合において、前項中「会員」とあるのは、「取引参加者」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第百四十六条第一項第三号の政令で定める基準について準用する。この場合において、第一項中「会員」とあるのは、「会員等」と読み替えるものとする。

とする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

十　商品市場を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十一　その他法第十五条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

引の方法又は管理、会員の資格、会員の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

五　当該申請に係る会員商品取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2　主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。

一　発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行の終わつた日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者

ニ　第百五十九条第一項若しくは第二項、第百八十六条第一項若しくは第二項、第二百三十五条第三項若しくは第二百三十六条第一項若しくは第三百四十条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により第九条若しくは第七十八条、第百六十七条、第百九十条第一項若しくは第三百三十二条第一項若しくは第三百四十二条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。ヘにおいて「許可等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ホ　第百六十条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令（これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。ト及びチにおいて同じ。）により商品取引所又はこれに相当する外国の施設から除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　商品取引所が第百五十九条第一項若しくは第二項の規定により第九条若しくは第七十八条の許可を取り消された場合、商品取引清算機関が第百八十六条第一項若しくは第二項の規定により第百六十七条の許可を取り消された場合、商品取引員が第二百三十五

条第三項若しくは第二百三十六条第一項の規定により第百九十条第一項の許可を取り消された場合若しくは法人である第一種特定施設開設者（第三百三十一条第二号に規定する第一種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。）若しくは第二種特定施設開設者（第三百三十一条第三号に規定する第二種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。）が第三百四十条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により第三百三十二条第一項若しくは第三百四十二条第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該商品取引所、商品取引清算機関、商品取引員若しくは第一種特定施設開設者若しくは第二種特定施設開設者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの又は外国において同種の許可等を受けた法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該許可等を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ト　法人である商品取引所の会員等又は商品取引所に相当する外国の施設の会員等が第百六十条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令により当該商品取引所又は当該施設から除名され、又は取引資格を取り消された場合において、その除名又は取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該除名又は取消しの日から五年を経過しないもの

チ　第百五十九条第三項、第百六十条第一項、第百八十六条第四項若しくは第二百三十六条第二項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令により解任された役員でその解任の日から五年を経過しないもの

リ　第三百二十八条第一項の規定による裁判所の命令又はこれに相当する外国の法令の規定による外国の裁判所の命令を受けた後一年を経過しない者

ヌ　会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者

ル　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヌまでのいずれかに該当するもの

ヲ　法人でその役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者のあるもの

二　申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3　主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場

合においては、第一項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4　主務大臣は、第三百五十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、第九条の許可をしてはならない。

5　主務大臣は、第九条の許可の申請が第一項各号に適合していないと認めるとき、又は第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ申請をした者にその旨を通知し、申請をした者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、その職員に意見の聴取をさせなければならない。

6　前項の場合において、主務大臣は、意見の聴取をされる者が正当な理由がないのに意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行うことを要しない。

7　主務大臣は、第五項の通知をする場合においては、意見を聴取する事項、場所及び期日を明らかにして、通知しなければならない。

8　第五項の意見の聴取は、公開により行わなければならない。ただし、主務大臣が意見の聴取をされる者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

9　主務大臣は、第五項の意見の聴取を行うため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

10　主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第三百五十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を発しなければならない。

11　主務大臣が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第九条の許可があつたものとみなす。

（成立の時期及び届出）（平一六法四三・全改）

第十六条　会員商品取引所は、その設立の登記をすることにより成立する。

２　会員商品取引所は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

（理事長への事務引継）（平一六法四三・全改）

第十七条　発起人は、第九条の許可があつたとき（第十五条第十一項の規定による場合を含む。）は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

（会社法の準用）（平一七法八七・全改）

第十八条　会社法第五十三条から第五十六条までの規定は、会員商品取引所の発起人について準用する。

２　会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定は、会員商品取引所の発起人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

３　会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えについて準用する。

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）（平一八農水経産令三・追加）

第三条の二　法第十八条第二項、第五十八条及び第七十七条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百四十七条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一　被告となるべき者

二　請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）（平一八農水経産令三・追加）

第三条の三　法第十八条第二項、第五十八条及び第七十七条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一　会員商品取引所が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二　請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三　請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（役員又は会員の氏名等の変更）（平一六法四三・全改）

第十九条　会員商品取引所は、第十四条第一項第四号又は第五号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

２　前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（設立の登記）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第二十条　会員商品取引所の設立の登記は、第九条の許可があった日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

２　前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在場所

四　存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

（役員又は会員の氏名等の変更届出書の添付書類）

第四条　法第十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、変更の届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、その者の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　変更の届出が新たに会員となった者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が取引をする商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面、その者が法第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに届出に係る会員商品取引所が開設する一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には会員となった日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

三　変更の届出が会員が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数の追加に係るときは、その者が取引をする商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面及び法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には変更の届出日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

五　出資の総額
六　出資一口の金額及びその払込みの方法
七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格
八　公告方法
九　第十一条第六項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
イ　電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの
ロ　第十一条第七項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

3　会員商品取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（従たる事務所の設立の登記）（平一六法四三・全改）

第二十一条　会員商品取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2　主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

（事務所の移転の登記）（平一六法四三・全改）

第二十二条　会員商品取引所が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二十条第二項各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2　同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

（変更の登記）（平一六法四三・全改）

第二十三条　第二十条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

２　第二十条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内に、これをすることができる。

（職務執行停止の仮処分等の登記）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第二十四条　理事長若しくは会員商品取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（登記の管轄）（平一六法四三・全改）

第二十五条　会員商品取引所の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

２　各登記所に、会員商品取引所登記簿を備える。

（設立の登記の申請）（平一六法四三・全改）

第二十六条　会員商品取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の払込みがあつたこと及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）（平一六法四三・全改）

第二十七条　会員商品取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第二十条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

（設立の無効の登記の手続）（平一七法八七・全改）

第二十八条　会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同

項中「会社の本店（第一号トに規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（商業登記法の準用）（平一七法八七・全改）

第二十九条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「商品取引所法第二十条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において商品取引所法第二十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と読み替えるものとする。

第二款　会員

（会員たる資格）（平一六法四三・全改）

第三十条　会員商品取引所の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者に限る。

一　当該会員商品取引所の上場商品構成物品等（当該上場商品構成物品等の主たる原料若しくは材料となっている物又は当該上場商品構成物品等を主たる原料若しくは材料とする物で定款で定めるものを含む。次項において同じ。）の売買等を業として行っている者

二　商品取引員

三　前二号に掲げる者のほか、上場商品構成物品等の公正な価格の形成に資するものとして政令で定める要件に該当する者

（会員の資格の要件）（平一一政八〇・全改、平一六政二五九・平一九政二三三・一部改正）

第三条　法第三十条第一項第三号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務を営むことについて当該外国において法第百九十条第一項の規定による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者であること。

二　当該商品取引所の上場商品構成物品等について店頭商

2　会員が死亡した場合において、その相続人が被相続人の死亡の日から三月を経過する日までに、被相続人が前項第一号に該当する者であつた場合には被相続人が取引をしていた商品市場における上場商品構成物品等の売買等を業として行うこととなつたとき、被相続人が同項第三号に該当する者であつた場合には同号に該当する者となつたときは、その相続人は、被相続人の死亡の時から会員たる資格を有するものとみなす。

3　前項の場合において、相続人が数人あるときは、その相続人全員の同意をもつて選定された一人の相続人に対してのみ、同項の規定を適用する。

（欠格条件）（平一六法四三・全改）

第三十一条　第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれかに該当する者は、会員となることができない。

2　合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項（第十

品先物取引を営業として行うことについて法第三百四十九条第二項の規定による届出をした者であること。

三　次のいずれかに該当する者であること。

イ　銀行

ロ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）

ハ　信用金庫及び信用金庫連合会

ニ　信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

ホ　労働金庫及び労働金庫連合会

ヘ　農林中央金庫

ト　商工組合中央金庫

チ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

リ　保険会社及び保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等

ヌ　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者

五条第二項第一号ハからホまで、リ及びヲに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（出資）（平一六法四三・全改）

第三十二条　会員は、出資一口以上を持たなければならない。

2　出資は、金銭以外の財産ですることができない。

3　出資一口の金額は、均一でなければならない。

4　会員商品取引所の債務に対する会員の責任は、第三十四条の規定による経費の負担及び第四十五条第三項の規定による損失額の負担のほか、その出資額を限度とする。

5　会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて会員商品取引所に対抗することができない。

（議決権及び選挙権）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第三十三条　会員は、出資口数にかかわらず、各々一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

2　会員は、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合においては、定款で定める資格を有する者でなければ、代理人となることができない。

3　会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4　前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5　代理人は、代理権を証する書面を会員商品取引所に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

（経費の賦課）（平一六法四三・全改）

第三十四条　会員商品取引所は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2　第三十二条第五項の規定は、前項の経費の払込みについて準用する。

（平一八農水経産令三）

第五条　削除

（加入）（平一六法四三・全改）

第三十五条　会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入しようとする者でその引き受けた出資の全額の払込みが終了したものは、その会員商品取引所成立の時に会員となる。

2　会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入しようとする者で会員商品取引所成立の時までに前項に規定する払込みを終了しない者については、会員商品取引所成立の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。

3　成立後の会員商品取引所に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき会員商品取引所の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の払込み及び会員商品取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時又は会員の持分の全部若しくは一部の譲受け及び会員商品取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時に会員となる。

4　会員商品取引所は、会員たる資格を有する者が会員商品取引所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

（持分の譲渡）（平一六法四三・全改）

第三十六条　会員は、定款で定めるところにより、会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲り渡すことができる。

2　会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3　持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利及び義務を承継する。

（持分の承継）（平一六法四三・全改）

第三十七条　会員が死亡した場合において、その相続人又は受遺者（以下この条において「相続人等」という。）が会員であるときは、その者は、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を会員商品取引所に通知しなければならない。

2　会員が死亡した場合において、相続人等が会員たる資格を有する者であるときは、その者は、定款で定める期間内に加入につき会員商品取引所の承諾を得て、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継することができる。

3　前項の規定により相続人等が被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継したときは、その者は、被承継人

の死亡の時において会員になつたものとみなす。

4　第一項又は第二項の場合において、相続人等が数人あるときは、その相続人等全員の同意をもつて選定された一人の相続人等に対してのみ、これらの項の規定を適用する。

（持分の共有禁止）（平一六法四三・全改）

第三十八条　会員は、持分を共有することができない。

（取引に係る権利及び義務の承継）（平一六法四三・全改）

第三十九条　第三十七条第一項又は第二項の規定により会員の持分並びにその持分についての権利及び義務を承継した者は、当該会員が商品市場においてした取引に係る権利及び義務を承継する。

（会員たる地位の承継）（平一六法四三・全改）

第四十条　会員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。

（任意脱退）（平一六法四三・全改）

第四十一条　会員は、三十日前までに予告して、会員商品取引所を脱退することができる。

2　前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

（当然脱退）（平一六法四三・全改）

第四十二条　会員は、前条及び第四十四条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる事由によつて脱退する。

一　第三十条第一項各号のいずれにも該当しないこととなつたこと。

二　その者が取引をする商品市場のすべてが第七十条の規定により閉鎖されたこと。

三　持分全部の譲渡

四　死亡又は解散

五　除名

（除名）（平一六法四三・全改）

第四十三条　会員の除名は、第九十九条第五項の規定によつてする場合及び第百六十条第一項の規定による主務大臣の命令によつてする場合を除き、定款で定める事由のある会員につき、第六十一条に定める会員総会の決議によつてするものとする。

2　前項の場合においては、会員商品取引所は、その会員総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨及び除名の理由を記載した書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3　除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその者に対抗することができない。

（持分の差押えによる脱退）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第四十四条　会員の持分を差し押さえた債権者は、その会員を脱退させることができる。ただし、会員商品取引所及び会員に対し三十日前までに予告しなければならない。

2　前項ただし書の予告は、同項の会員が、同項の債権者に対し、弁済し、又は相当の担保を提供したときは、その効力を失う。

3　会員の持分の差押えは、持分の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。

（持分の払戻し）（平一六法四三・全改）

第四十五条　脱退した会員は、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを受けることができる。

2　前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における会員商品取引所の財産によつて定める。

3　前項の持分を計算するに当たり、会員商品取引所の財産をもつて債務を完済することができないときは、会員商品取引所は、定款で定めるところにより、脱退した会員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

4　第一項又は前項の規定による請求権は、脱退後二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

5　脱退した会員が会員商品取引所に対する債務を完済するまでは、会員商品取引所は、持分の払戻しを停止することができる。

第三款　機関

（役員）（平一六法四三・全改）

第四十六条　会員商品取引所に、次の役員を置く。

理事長　一人
理事　二人以上
監事　二人以上

（理事長及び理事の権限）（平一六法四三・全改）

第四十七条　理事長は、会員商品取引所を代表し、その事務を総理する。

２　理事は、定款で定めるところにより、会員商品取引所を代表し、理事長を補佐して会員商品取引所の事務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

３　会員商品取引所の事務の執行は、定款に別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。

（監事の権限）（平一六法四三・全改）

第四十八条　監事は、会員商品取引所の事務を監査する。

２　監事は、いつでも理事長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は会員商品取引所の事務及び財産の状況を調査することができる。

３　監事は、理事長が会員総会に提出しようとする書類を調査し、会員総会にその意見を報告しなければならない。

（役員の欠格条件）（平一六法四三・全改）

第四十九条　第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者は、会員商品取引所の役員となることができない。

２　会員商品取引所の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

（役員の選任）（平一六法四三・全改）

第五十条　会員商品取引所の役員は、次項の規定により選任される理事を除き、定款で定めるところにより、会員総会において、会員が選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において、会員になろうとする者が選挙する。

２　理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

（会員商品取引所と役員との関係）（平一七法八七・追加）

第五十条の二　会員商品取引所と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員の任期）（平一六法四三・全改）

第五十一条　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

２　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

（仮理事及び仮監事）（平一六法四三・全改）

第五十二条　主務大臣は、理事又は監事の職を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

（理事長及び理事の責任）（平一六法四三・全改）

第五十三条　理事長又は理事がその任務を怠ったときは、その理事長又は理事は、会員商品取引所に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

２　理事長又は理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、会員総会の決議によった場合でもその理事長又は理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

（役員の解任の請求）（平一六法四三・全改）

第五十四条　会員は、総会員の五分の一以上の連署をもって、役員の解任を請求することができる。この場合において、その請求につき、総会員の半数以上が出席する会員総会において、出席会員の三分の二以上の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

２　前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは業務規程に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

３　第一項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出してしなければならない。

４　第一項の規定による解任の請求があったときは、理事長は、その請求を会員総会の議に付し、かつ、会員総会の会日から十日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の規定による書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

５　第五十九条第三項、第六項及び第七項の規定は、前項の場合について準用する。

（役員の兼職禁止）（平一六法四三・全改）

第五十五条　会員商品取引所の役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

２　理事長又は理事は、その者が理事長又は理事となつている会員商品取引所の監事と、監事は、その者が監事となつている会員商品取引所の使用人又は理事長若しくは理事と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等の禁止）（平一六法四三・全改）

第五十六条　会員商品取引所が理事長又は理事と契約をするときは、監事が会員商品取引所を代表する。会員商品取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

（定款等の備置き及び閲覧等）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第五十七条　会員商品取引所は、定款及び業務規程を会員商品取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

２　会員商品取引所は、会員総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備え置かなければならない。

３　会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二　加入年月日

三　出資口数、出資金額及びその払込年月日

四　取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

五　商品取引員であるときは、許可年月日

４　会員及び会員商品取引所の債権者は、当該会員商品取引所の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一　第一項又は第二項の書面の閲覧の請求

二　第一項又は第二項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　第一項又は第二項の書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）（平一八農水経産令三・全改）

第六条　次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一　法第五十七条第四項第三号（法第七十七条第二項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。）

二　法第六十八条の二第三項第三号

三　法第百二十三条第二項第三号

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

5　会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（会社法等の準用）（平一七法八七・全改）

第五十八条　会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事長、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定は理事長、理事及び監事の責任を追及する訴えについて、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五条並びに会社法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十条、第三百五十四条並

四　法第百二十五条第二項第三号
五　法第百四十四条第二項第三号
六　法第百四十四条の二第六項第三号
七　法第百四十四条の三第二項第三号
八　法第百四十四条の四第五項第三号
九　法第百四十四条の五第二項第三号
十　法第百四十四条の十一第三項第三号
十一　法第百四十四条の十二第二項第三号
十二　法第百四十四条の十九第三項第三号

（電磁的記録に記録された情報を提供するための電磁的方法）（平一八農水経産令三・全改）

第七条　次に掲げる規定に規定する主務省令で定める電磁的方法は、第二条の三第一項各号に掲げるもののうち、商品取引所が定めるものとする。

一　法第五十七条第四項第四号（法第七十七条第二項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。）
二　法第六十八条の二第三項第四号
三　法第百二十三条第二項第四号
四　法第百二十五条第二項第四号
五　法第百四十四条第二項第四号
六　法第百四十四条の二第六項第四号
七　法第百四十四条の三第二項第四号
八　法第百四十四条の四第五項第四号
九　法第百四十四条の五第二項第四号
十　法第百四十四条の十一第三項第四号
十一　法第百四十四条の十二第二項第四号
十二　法第百四十四条の十九第三項第四号

びに第三百六十一条の規定は理事長及び理事について、第五十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事長又は理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会員総会の招集）（平一六法四三・全改）

第五十九条　理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常会員総会を招集しなければならない。

2　理事長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時会員総会を招集することができる。

3　会員が総会員の五分の一以上の者の同意をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、会員総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に、臨時会員総会を招集しなければならない。

4　前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出した会員は、当該書面を提出したものとみなす。

5　前項前段の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事長に到達したものとみなす。

6　理事長の職務を行う者がないとき、又は第三項の請求があつた場合において理事長が正当な理由がないのに招集の手続をしないときは、監事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければならない。

7　前項の場合において、監事の職務を行う者がないとき、又は監事が正当な理由がないのに同項の手続をしないときは、第三項の会員は、主務大臣の承認を得て、会員総会を招集することができる。

8　会員総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に対して、書面をもつて招集の通知を発しなければならない。ただし、第二項、第三項、第六項及び前項に規定する招集については、定款でこの期間を短縮することができる。

（法第五十九条第五項の主務省令で定める方法）（平一八農水経産令三・一部改正）

第八条　法第五十九条第五項の主務省令で定める方法は、第二条の三第一項第二号に掲げる方法とする。

9　前項の通知には、会議の目的たる事項を記載し、又は記録しなければならない。

10　会員総会を招集する者は、第八項の規定による書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該通知を当該電磁的方法により発した会員総会を招集する者は、同項の規定による書面による通知を発したものとみなす。

（会員総会の決議事項）（平一六法四三・全改）

第六十条　この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、会員総会の決議を経なければならない。

一　定款の変更

二　貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案及び損失処理案の承認

三　経費の賦課及び徴収の方法

四　解散

五　合併

六　会員の除名

七　その他定款で定める事項

（会員総会の特別決議事項）（平一六法四三・全改）

第六十一条　前条第一号及び第四号から第六号までに掲げる事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経なければならない。

（会員総会の議事）（平一六法四三・全改）

第六十二条　会員総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、会員総会において選任する。

3　議長は、会員として会員総会の決議に加わる権利を有しない。

（会員総会の招集の通知に係る電磁的方法）（平一六政二五九・全改、平一八政一八〇・一部改正）

第四条　会員総会を招集する者は、法第五十九条第十項の規定により電磁的方法による招集の通知を発しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該会員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た会員総会を招集する者は、当該会員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があったときは、当該会員に対し、招集の通知を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該会員が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（承諾の手続において示すべき電磁的方法の種類及び内容）（平一八農水経産令三・一部改正）

第九条　法第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第二条の三第一項イ又はロに掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

4　会員総会においては、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

5　会員総会の議事録には、出席した監事も署名しなければならない。

（延期又は続行の決議）（平一七法八七・追加）

第六十二条の二　会員総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第五十九条第八項本文の規定は、適用しない。

（議事録）（平一七法八七・追加）

第六十二条の三　会員総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

（会社法の準用）（平一七法八七・全改）

第六十三条　会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号ト に係る部分に限る。）の規定は、会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第一号トに規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（議事録）（平一八農水経産令三・追加）

第九条の二　法第六十二条の三の規定による会員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　会員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3　会員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　会員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事長、理事、監事又は会員が会員総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二　会員総会の議事の経過の要領及びその結果

三　法第四十八条第三項による監事の意見の概要

四　会員総会に出席した理事長、理事又は監事の氏名

五　議長の氏名

六　議事録の作成に係る職務を行った理事長又は理事の氏名

第四款　計算

（損失てん補準備金）（平一六法四三・全改）

第六十四条　会員商品取引所は、定款で定めるところにより、毎事業年度の剰余金の百分の十以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。

２　前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

（剰余金の配当禁止）（平一六法四三・全改）

第六十五条　会員商品取引所は、剰余金の分配をしてはならない。

（決算関係書類等の作成）（平一七法八七・全改）

第六十六条　会員商品取引所は、主務省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類等」という。）を作成しなければならない。

２　決算関係書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

（会計慣行のしん酌）（平一八農水経産令三・全改）

第十条　次条から第二十六条までの規定の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

（決算関係書類等の記載事項等）（平一八農水経産令三・追加）

第十条の二　法第六十六条第一項の決算関係書類等については、次条から第二十条までに定めるところによる。

（貸借対照表の原則）（平一八農水経産令三・一部改正）

第十一条　貸借対照表は、会員商品取引所の財産状態を明らかにするため、事業年度の終わりにおけるすべての資産、負債及び純資産を記載し、又は記録し、会員その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。

（貸借対照表の様式）

第十二条　貸借対照表の様式は、勘定式によるものとする。

（貸借対照表の区分）（平一八農水経産令三・全改）

第十三条　貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。ただし、必要がある場合には、純資産の部の名称として、出資の部の名称を用いることができる。

一　資産
二　負債
三　純資産

2　資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならない。

（資産の部の区分）（平二〇農水経産令二・一部改）

第十四条　資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適当な項目に細分しなければならない。

一　流動資産

二　固定資産

三　繰延資産

2　固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

一　有形固定資産

二　無形固定資産

三　投資その他の資産

3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる資産　流動資産

イ　現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）

ロ　受取手形（通常の取引（会員商品取引所の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。以下この条から第十六条の八までにおいて同じ。）に基づいて発生した手形債権（破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。以下この号において同じ。）で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。）

ハ　売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）

ニ　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）のうち、通常の取引に基づいて発生したもの及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）のうち、通常の取引に基づいて発生したもの及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

へ　売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券
ト　商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。）
チ　製品、副産物及び作業くず
リ　半製品（自製部分品を含む。）
ヌ　原料及び材料（購入部分品を含む。）
ル　仕掛品及び半成工事
ヲ　消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの
ワ　前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）
カ　前払費用であって、一年内に費用となるべきもの
ヨ　未収収益
タ　次に掲げる繰延税金資産
(1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産
(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの
レ　その他の資産であって、一年内に現金化できると認められるもの
二　次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）　有形固定資産
イ　建物及び暖房、照明、通風等の付属設備
ロ　構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
ハ　機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備
ニ　船舶及び水上運搬具
ホ　鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
ヘ　工具、器具及び備品（耐用年数一年以上のものに限る。）
ト　土地
チ　リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である場合における当該リース物件をいう。以下同じ。）であって、イからトまで及びヌに掲げる物件に該当するもの
リ　建設仮勘定（イからトまでに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ヌ　その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

三　次に掲げる資産　無形固定資産

イ　特許権

ロ　借地権（地上権を含む。）

ハ　商標権

ニ　実用新案権

ホ　意匠権

ヘ　鉱業権

ト　漁業権（入漁権を含む。）

チ　ソフトウェア

リ　のれん

ヌ　リース資産であって、イからチまで及びルに揚げる物件に該当するもの

ル　その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

四　次に掲げる資産　投資その他の資産

イ　関係会社（会社計算規則（平成十七年法務省令第十三号）第二条第三項第二十三号の関係会社をいう。第十六条の六において同じ。）の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券

ロ　出資金

ハ　長期貸付金

ニ　次に掲げる繰延税金資産

(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められないもの

ホ　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの

ヘ　所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの

ト　その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

チ　その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの

五　繰延資産として計上することが適当であると認められるもの　繰延資産

4　前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう（以下この条から第十六条の八までにおいて同じ。）。

一　成立の日における貸借対照表　会員商品取引所の成立の日

二　事業年度に係る貸借対照表　事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下同じ。）の翌日

（負債の部の区分）（平一八農水経産令三・全改、平二〇農水経産令二一・一部改）

第十五条　負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

一　流動負債

二　固定負債

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ　支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。）

ロ　買掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。）

ハ　前受金（受注工事、受注品等に対する前受金をいう。）

ニ　引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）

ホ　通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

ヘ　未払費用

ト　前受収益

チ　次に掲げる繰延税金負債

(1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められるもの

リ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年以内に期限が到来するもの

ヌ　その他の負債であって、一年内に支払又は返済されると認められるもの

二　次に掲げる負債　固定負債

イ　社債

ロ　長期借入金
ハ　引当金（資産に係る引当金及び前号ニに掲げる引当金を除く。）
ニ　次に掲げる繰延税金負債
(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債
(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの
ホ　のれん
ヘ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号リに掲げるもの以外のもの
ト　その他の負債であって、流動負債に属しないもの

（純資産の部の区分）（平一八農水経産令三・全改）

第十六条　純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。ただし、必要がある場合には、会員資本の名称として、会員出資の名称を用いることができる。
一　会員資本
二　評価・換算差額等
2　会員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。
一　出資金
二　加入金
三　資本剰余金
四　法定準備金
五　利益剰余金
3　評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。
一　その他有価証券評価差額金
二　繰延ヘッジ損益
三　土地再評価差額金

（貸倒引当金等の表示）（平一八農水経産令三・追加）

第十六条の二　各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2　各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）（平一八農水経産令三・追加）

第十六条の三　各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2　各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

（有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）（平一八農水経産令三・追加）

第十六条の四　各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額（前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。

2　減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

3　前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示することができる。

（無形固定資産の表示）（平一八農水経産令三・追加）

第十六条の五　各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

（関係会社株式等の表示）（平一八農水経産令三・追加）

第十六条の六　関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもって別に表示しなければならない。

（繰延税金資産等の表示）（平一八農水経産令三・追加）

第十六条の七　流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

２　固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

（繰延資産の表示）（平一八農水経産令三・追加）

第十六条の八　各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

（損益計算書の原則）

第十七条　損益計算書は、会員商品取引所の収支状況を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収入とすべての支出とを記載し、又は記録し、会員その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。

（平一八農水経産令三）

第十八条　削除

（損益計算書の区分等）

第十九条　損益計算書には収入の部及び支出の部を設け、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って、適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

２　前項の支出の部には、当期剰余金又は当期損失金を記載し、又は記録しなければならない。

（業務報告書）（平一八農水経産令三・一部改正）

第二十条　業務報告書には、次に掲げる事項その他の会員商品取引所の業務に関する重要な事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　業務の概要

二　取引及び市況の概要

三　会議の概要

四　会員に関する事項

（会計帳簿の作成）（平一八農水経産令三・全改）

第二十一条　会員商品取引所は、次項及び次条から第二十六条までに規定するところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

２　会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

（資産の評価）（平一八農水経産令三・全改）

第二十二条　資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

２　償却すべき資産については、事業年度の末日において、相当の償却をしなければならない。

３　次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一　事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。）　事業年度の末日における時価

二　事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産　その時の取得原価から相当の減額をした額

４　取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

５　債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

６　次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一　事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二　市場価格のある資産（子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券を除く。）

三　前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

（負債の評価）（平一八農水経産令三・全改）

第二十三条　負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

２　次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一　次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（会員に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）

イ　退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

ロ　返品調整引当金（常時、販売する棚卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

二　払込みを受けた金額が債務額と異なる社債

三　前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

（出資金の額）（平一八農水経産令三・全改）

第二十四条　会員商品取引所の出資金の額は、第六十条の五から第六十条の七まで及び第六十条の九から第六十条の十一までの規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額の範囲内で会員商品取引所が出資金の額に計上するものと定めた額が増加するものとする。

一　会員が出資の履行をした場合（履行をした出資に係る次号の債権が資産として計上されていた場合を除く。）　イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額の合計額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）

イ　当該会員が履行した出資により会員商品取引所に対し払込み又は給付がされた財産（当該財産がロに規定する財産に該当する場合における当該財産を除く。）の価額

ロ　当該会員が履行した出資により会員商品取引所に対し払込み又は給付がされた財産（当該財産の会員商品取引所における帳簿価額（当該帳簿価額が適正でない場合にあっては、適正な価額をいう。以下同じ。）として、当該財産の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付の直前の帳簿価額を付すべき場合における当該財産に限る。）の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付の直前の帳簿価額の合計額

ハ　当該出資の履行の受領に係る費用の額のうち、会員商品取引所が出資金又は資本剰余金から減ずるべき額と定めた額

二　会員商品取引所が会員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上することと定めた場合　当該債権の価額

三　会員商品取引所が資本剰余金の額の全部又は一部を出資金の額とするものと定めた場合　当該資本剰余金の額

2　会員商品取引所の出資金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

一　会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをする場合　当該脱退する会員の出資につき出資金の額に計上されていた額

二　会員商品取引所が会員に対して出資の払戻しをする場合　当該出資の払戻しにより払戻しをする出資の価額の範囲内で、出資金の額から減ずるべき額と定めた額（当該会員の出資につき出資金の額に計上されていた額以下の額に限る。）

三　会員商品取引所が資産として計上している前項第二号の債権を資産として計上しないことと定めた場合　当該債権につき出資金に計上されていた額

四　会員商品取引所が出資金の額の全部又は一部を資本剰余金の額とするものと定めた場合　当該資本剰余金の額とするものと定めた額に相当する額

五　損失のてん補に充てる場合　会員商品取引所が出資金の額の範囲内で損失のてん補に充てるものとして定めた額

（資本剰余金の額）（平一八農水経産令三・全改）

第二十五条　会員商品取引所の資本剰余金の額は、第六十条の五から第六十条の七まで及び第六十条の九から第六十条の十一までの規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一　会員が出資の履行をした場合（履行をした出資に係る次号の債権が資産として計上されていた場合を除く。）　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ　前条第一項第一号イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額

ロ　当該出資の履行に際して出資金の額に計上した額

二　会員商品取引所が会員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上することと定めた場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ　前条第一項第二号に定める額

ロ　当該決定に際して出資金の額に計上した額

三　会員商品取引所が出資金の額の全部又は一部を資本剰余金の額とするものと定めた場合　当該資本剰余金の額とするものと定めた額
四　損失のてん補に充てる場合　会員商品取引所が出資金の額の範囲内で損失のてん補に充てるものとして定めた額
五　その他資本剰余金の額を増加させることが適切な場合　適切な額
2　会員商品取引所の資本剰余金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。
一　会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをする場合　当該脱退する会員の出資につき資本剰余金の額に計上されていた額
二　会員商品取引所が会員に対して出資の払戻しをする場合　当該出資の払戻しにより払戻しをする出資の価額から当該出資の払戻しをする場合において前条第二項の規定により出資金の額を減少する額を減じて得た額
三　会員商品取引所が資産として計上している前項第二号の債権を資産として計上しないことと定めた場合　当該債権につき資本剰余金に計上されていた額
四　会員商品取引所が資本剰余金の額の全部又は一部を出資金の額とするものと定めた場合　当該出資金の額とするものと定めた額に相当する額
五　その他資本剰余金の額を減少させることが適切な場合　適切な額

（利益剰余金の額）（平一八農水経産令三・全改）

第二十六条　会員商品取引所の利益剰余金の額は、第六十条の五から第六十条の七まで及び第六十条の九から第六十条の十一までの規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。
一　当期剰余金額が生じた場合　当該当期剰余金額
二　会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをする場合
イ　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（零未満である場合には、零）
イ　当該持分の払戻しを受けた会員の出資につき出資金及び資本剰余金の額に計上されていた額の合計額
ロ　当該持分の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額
三　その他利益剰余金の額を増加させることが適切な場合　適切な額
2　会員商品取引所の利益剰余金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。ただし、出資の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額に相当する額は、利益剰余金の額からは控除しないものとする。

（決算関係書類等の提出等）（平一七法八七・全改）

第六十七条　理事長は、通常会員総会の会日の二週間前までに、決算関係書類等（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を監事に提出し、又は提供しなければならない。

（決算関係書類等の承認及び報告）（平一七法八七・全改）

第六十八条　決算関係書類等（財産目録及び業務報告書を除く。）は、通常会員総会の承認を受けなければならない。

2　理事長は、業務報告書の内容を通常会員総会に報告しなければならない。

（決算関係書類等の備置き及び閲覧等）（平一七法八七・追加）

第六十八条の二　会員商品取引所は、決算関係書類等を、通常会員総会の会日の二週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2　会員商品取引所は、決算関係書類等の写しを、通常会員総会の会日の二週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

3　会員及び会員商品取引所の債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一　決算関係書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

一　当期損失金額が生じた場合　当該当期損失金額

二　会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをする場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（零未満である場合には、零）

イ　当該持分の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額

ロ　当該持分の払戻しを受けた会員の出資につき出資金及び資本剰余金の額に計上されていた額の合計額

三　会員が出資の履行をする場合（第二十四条第一項第一号イ及びロに掲げる額の合計額が零未満である場合に限る。）　当該合計額

四　その他利益剰余金の額を減少させることが適切な場合　適切な額

（電磁的記録の備置きに関する特則）（平一八農水経産令三・追加）

第二十六条の二　法第六十八条の二第二項に規定する主務省令で定めるものは、会員商品取引所の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて会員商品取引所の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

二　前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三　決算関係書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（貸借対照表の公告）（平一七法八七・追加）
第六十八条の三　会員商品取引所は、主務省令で定めるところにより、通常会員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

第五款　解散及び清算

（会員商品取引所の解散）（平一六法四三（平一六法七六（平一六法四三））・全改、平一七法八七・一部改正）
第六十九条　会員商品取引所は、次に掲げる事由によつて解散する。
一　定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生
二　会員総会の決議
三　合併（合併により当該会員商品取引所が消滅する場合の当該合併に限る。第七十一条及び第七十二条において同じ。）
四　破産手続開始の決定
五　設立の許可の取消し
六　会員の数がすべての商品市場について十人以下となつたこと。

（一部の商品市場の閉鎖）（平一六法四三・全改）
第七十条　会員商品取引所は、その開設する商品市場において取引をする会員の数が十人以下となつたときは、前条第六号に掲げる事由により解散する場合を除くほか、当該商品市場における取引を停止し、第百五十五条第一項の規定による定款の変更の認可の申請をしなければならない。

（清算人）（平一六法四三（平一六法七六（平一六法四三））・全改）
第七十一条　会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事長及び理事がその清算人となる。ただし、会員総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（貸借対照表の公告）（平一八農水経産令三・追加）
第二十六条の三　会員商品取引所が法第六十八条の三の規定による公告をする場合には、当期純剰余又は純損失の額を当該公告において明らかにしなければならない。

（残余財産の分配）（平一七法八七・追加）

第七十一条の二　残余財産は、会員の出資口数に応じて分配しなければならない。

（解散の登記）（平一六法四三（平一六法七六（平一六法四三））・全改）

第七十二条　会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

（清算結了の登記）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第七十三条　会員商品取引所の清算が結了したときは、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

（解散の登記の申請）（平一六法四三・全改）

第七十四条　会員商品取引所の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は会員商品取引所を代表すべき理事が清算人でない場合においては、会員商品取引所を代表すべき清算人であることを証する書面を添付しなければならない。

２　会員商品取引所が主務大臣の設立の許可の取消しの処分により解散する場合における解散の登記は、主務大臣の嘱託によつてする。

（清算結了の登記の申請）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第七十五条　第七十三条の規定による登記の申請書には、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（会員商品取引所の合併の認可等）（平一六法四三（平一六法七六（平一六法四三））・全改、平一七法八七・一部改正）

第七十六条　会員商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併（第百四十五条第一項の合併を除く。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（会員商品取引所の合併に係る認可申請）

第二十七条　会員商品取引所は、法第七十六条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出するものとする。

一　合併の理由を記載した書面

二　会員総会の議事録

2　会員商品取引所が次に掲げる事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一　定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生

二　会員総会の決議

三　破産手続開始の決定

四　会員の数がすべての商品市場について十人以下となつたこと。

（会社法等の準用等）（平一七法八七・全改）

第七十七条　会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第四項、第四百八十一条、第四百八十二条第二項、第四百八十三条第四項から第六項まで、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条の規定は、会員商品取引所の清算について準用する。この場合において、会社法第四百九十二条第一項及び第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

三　直前事業年度の決算関係書類等

（財産目録）（平一八農水経産令三・追加）

第二十七条の二　法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2　前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第七十七条第一項において準用する会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、法第七十七条第一項において準用する会社法第四百七十五条（第一号及び第三号に係る部分を除く。）の規定により清算をする会員商品取引所の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3　第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一　資産

二　負債

三　正味資産

（清算開始時の貸借対照表）（平一八農水経産令三・追加）

第二十七条の三　法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2　前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3　第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一　資産

二　負債

2　第四十八条第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条、第六十二条の三並びに第六十六条から第六十八条の三まで並びに会社法第三百六十一条、第四百二十四条、第四百三十条、第五百九十九条及び第六百条の規定は会員商品取引所の清算人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定は会員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第六十六条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　会員商品取引所の清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4　主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

5　商業登記法第七十一条第一項の規定は、会員商品取引所の解散の登記について準用する。

第三節　株式会社商品取引所

（株式会社商品取引所の許可）（平一六法四三・全改）

第七十八条　株式会社商品取引所になろうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第七十九条　前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本金の額

（会員商品取引所の清算人について準用する法及び会社法の規定の読替え）（平一八政一八〇・追加）

第四条の二　法第七十七条第二項の規定により会員商品取引所の清算人について法第五十五条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「会員商品取引所の役員」とあるのは「会員商品取引所の清算人」と、「他の商品取引所の役員」とあるのは「他の商品取引所の役員又は清算人」と読み替えるものとする。

2　法第七十七条第二項の規定により会員商品取引所の清算人について会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十条の規定を準用する場合においては、同条中「役員等が」とあるのは「会員商品取引所の清算人が」と、「他の役員等」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

三　純資産

4　処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

三　本店、支店その他の営業所の所在地
四　上場商品又は上場商品指数
五　役員の氏名及び住所
六　取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び取引参加者が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

2　前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の申請書の添付書類）（平一七農水経産令九・平一八農水経産令三・一部改正）

第二十八条　法第七十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　登記事項証明書

二　法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ　役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ　役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

ハ　役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

四　取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が取引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項第一号イからハまで又は同項第二号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書面、その者が法第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申請に係る株式会社商品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

五　当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の過半数の者が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める者に該当することを誓約する書面

イ　上場商品に係る商品市場　一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成物品の売買等（法第十条第二項第一号に規定する売買等をいう。以下同じ。）を業として行っている者

ロ　上場商品指数に係る商品市場　一年以上継続して当該商品市場に

（許可の基準等）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第八十条　主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一　許可申請者が株式会社でその資本金の額が政令で定める金額以上のものであること。

二　申請に係る商品市場が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ　上場商品に係る商品市場　当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半

（株式会社商品取引所の最低資本金の額）（平一六政二五九・追加、平一八政一八〇・一部改正）

第五条　法第八十条第一項第一号の政令で定める金額は、十億円とする。

おける上場商品指数対象物品（法第十条第二項第二号に規定する上場商品指数対象物品をいう。）の売買等を業として行っている者

六　創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録

七　商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類

八　開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

九　上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面

十　二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

十一　商品市場を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十二　その他法第八十条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

2　株式会社商品取引所以外の株式会社が従前の目的を変更して株式会社商品取引所になるため法第七十九条第一項の規定により許可の申請書を提出する場合においては、同条第二項の主務省令で定める書類は、前項各号（第六号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一　従前の目的を変更して株式会社商品取引所になることを決議した株主総会の議事録

二　直前事業年度の計算書類等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十二号（イに係る部分に限る。）に規定する計算書類等をいう。以下同じ。）及びその附属明細書

数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成物品の売買等を業として行つている者であること。

ロ　上場商品指数に係る商品市場　当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品指数対象物品の売買等を業として行つている者であること。

三　申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、許可申請者が当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

四　上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として行つている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

五　二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。

六　定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

七　許可申請者が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

八　許可申請者が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

九　次に掲げる機関を置くものであること。

イ　取締役会

ロ　監査役会又は委員会

ハ　会計監査人

2　主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。

一　許可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者であるとき。

二　申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3　主務大臣は、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第七十八条の許可の申請があつた場合においては、第一項第三号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4　第十五条第四項から第十一項までの規定は、第七十八条の許可について準用する。

（定款）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第八十一条　株式会社商品取引所の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　取引参加者に対する監査及び制裁に関する事項

二　商品市場外における取引参加者間の契約に対する定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事項

三　商品市場に関する次に掲げる事項

イ　上場商品又は上場商品指数

ロ　上場商品又は上場商品指数ごとの取引の種類

ハ　取引の決済の方法

2　株式会社商品取引所の定款には、前項に規定する事項のほか、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存続期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

（株式会社商品取引所の取引参加者）（平一六法四三・全改）

第八十二条　株式会社商品取引所は、業務規程で定めるところにより、その開設する商品市場ごとに、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者に、当該株式会社商品取引所の開設する当該商品市場における取引を行うための取引資格を与えることができる。

一　上場商品に係る商品市場　次に掲げる者
イ　当該商品市場における上場商品構成物品（当該上場商品構成物品の主たる原料若しくは材料となつている物又は当該上場商品構成物品を主たる原料若しくは材料とする物で定款で定めるものを含む。）の売買等を業として行つている者
ロ　商品取引員
ハ　イ及びロに掲げる者のほか、第三十条第一項第三号に掲げる者であつて当該商品市場における上場商品構成物品との関係に関し政令で定める要件に該当するもの
二　上場商品指数に係る商品市場　次に掲げる者
イ　当該商品市場における上場商品指数対象物品（当該上場商品指数対象物品の主たる原料若しくは材料となつている物又は当該上場商品指数対象物品を主たる原料若しくは材料とする物で定款で定めるものを含む。）の売買等を業として行つている者
ロ　商品取引員
ハ　イ及びロに掲げる者のほか、第三十条第一項第三号に掲げる者であつて当該商品市場における上場商品指数対象物品との関係に関し政令で定める要件に該当するもの

（取引参加者の資格の要件）（平一一政八〇・全改、平一六政二五九・旧第五条繰下・一部改正）

第六条　法第八十二条第一項第一号ハ及び第二号ハの政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
一　第三条第一号に掲げる要件に該当する者であること。
二　当該商品市場における上場商品構成物品等について店頭商品先物取引を営業として行うことについて法第三百四十九条第二項の規定による届出をした者であること。
三　第三条第三号イからヌまでのいずれかに該当する者であること。

2　株式会社商品取引所は、第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。
3　合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項（第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びヲに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（取引参加者の地位の承継）（平一六法四三・全改）

第八十三条　取引参加者につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その取引参加者の地位を承継する。

（取引資格の喪失）（平一六法四三・全改）

第八十四条　取引参加者は、三十日前までに予告して、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格を喪失することができる。

２　前項の予告期間は、業務規程で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

３　取引参加者は、第一項に規定する場合のほか、次に掲げる事由によつて、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格を喪失する。

一　第八十二条第一項各号のいずれにも該当しないこととなつたこと。

二　その者が取引をする商品市場のすべてが第九十五条の規定により閉鎖されたこと。

三　死亡又は解散

四　取引資格の取消し

（役員又は取引参加者の氏名等の変更）（平一六法四三・全改）

第八十五条　株式会社商品取引所は、第七十九条第一項第三号、第五号又は第六号に掲げる事項（本店の所在地を除く。）について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

２　前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（役員又は取引参加者の氏名等の変更届出書の添付書類）（平一八農水経産令三・一部改正）

第二十九条　法第八十五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、変更の届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ　新たに就任した役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ　新たに就任した役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

ハ　新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　変更の届出が新たに取引参加者となった者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が取引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項第

（議決権の保有制限）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第八十六条　何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。）の百分の五を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定めるものを除く。以下この条において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。

一号イからハまで又は同項第二号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書面、その者が法第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに届出に係る株式会社商品取引所が開設する一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には取引参加者となった日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

三　変更の届出が取引参加者が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数の追加に係るときは、その者が取引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項第一号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書面及び法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には変更の届出日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）（平一八農水経産令三・一部改正、平一九農水経産令三・一部改正）

第三十条　法第八十六条第一項の主務省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一　信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権（法第八十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

二　法人の代表権を有する者又は法人の代表権を有する支配人が当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権

三　株式会社商品取引所の役員又は従業員が当該株式会社商品取引所の他の役員又は従業員と共同して当該株式会社商品取引所の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該株式会社商品取引所が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。次条

2　前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。ただし、当該株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

3　次の各号に掲げる場合における前二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式会社商品取引所の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合　当該対象議決権

二　株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合

（特別の関係）（平一六政二五九・追加、平一八政一八〇・一部改正）

第七条　法第八十六条第三項第二号の政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

及び別表第四において同じ。）に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株式会社商品取引所の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該株式会社商品取引所の株式に係る議決権（法第八十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四　相続人が相続により取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該株式の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五　株式会社商品取引所が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権

（取得等の制限の適用除外）（平一九農水経産令三・一部改正）

第三十一条　法第八十六条第二項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　保有する株式会社商品取引所の対象議決権（法第八十六条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。）の数に増加がない場合

二　担保権の行使又は代物弁済の受領により株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合

三　金融商品取引業者が業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合（金融商品取引法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）

四　証券金融会社（金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。）が同法百五十六条の二十四第一項に規定する業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合

合　当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決権

一　共同で株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下この条及び第十九条第二号において同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第十九条第二号において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係

四　被支配法人とその支配株主等の他の被支配法人との関係

2　共同保有者が合わせて法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該法人の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3　夫婦が合わせて法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該法人の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4　支配株主等とその被支配法人が合わせて他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の法人も、当該支配株主等の被支配法人とみなして第一項の規定を適用する。

4　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（発行済株式の総数等の縦覧）（平一六法四三・全改）

第八十七条　株式会社商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他の主務省令で定める事項を、公衆の縦覧に供しなければならない。

（公衆縦覧の事項等）

第三十二条　法第八十七条の主務省令で定める事項は、当該株式会社商品取引所の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

2　株式の転換又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数又は総株

（資本金の減少の認可等）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第八十八条　株式会社商品取引所は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

２　株式会社商品取引所は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

主の議決権の数に変更があった場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

３　株式会社商品取引所の発行済株式の総数に変更があった場合において、その登記が行われるまでの間は、登記されている発行済株式の総数をもって、第一項の発行済株式の総数とみなすことができる。

４　株式会社商品取引所は、第一項に定める事項を記載した書面を本店に備えて置き、その営業時間中これを公衆の縦覧に供しなければならない。

（資本金の額の減少の認可申請）（平一八農水経産令三・全改）

第三十三条　株式会社商品取引所は、法第八十八条第一項の規定による資本金の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一　資本金の額を減少する理由を記載した書面

二　資本金の額の減少の方法を記載した書類

三　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

四　直前事業年度の貸借対照表

五　会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六　株券発行会社にあっては会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

（資本金の額の増加の届出）（平一八農水経産令三・全改）

第三十四条　株式会社商品取引所は、法第八十八条第二項の規定による資本金の額の増加について届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一　取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

二　資本金の額の増加の方法を記載した書類

三　増資後に想定される貸借対照表

（仮取締役、仮監査役等）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第八十九条　主務大臣は、株式会社商品取引所の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役の職務を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任することができる。

２　会社法第三百四十六条第二項及び第三項、第三百五十一条第二項及び第三項並びに第四百一条第三項及び第四項（同法第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社商品取引所には、適用しない。

（主務大臣の嘱託登記）（平一六法四三・全改）

第九十条　主務大臣は、前条第一項の規定により、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社商品取引所の本店及び支店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

２　前項の規定により主務大臣が登記を嘱託するときは、嘱託書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行つたことを証する書面を添付しなければならない。

（役員等の兼職禁止）（平一六法四三・全改）

第九十一条　株式会社商品取引所の役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

２　前項の規定は、株式会社商品取引所の清算人について準用する。

（役員の欠格条件）（平一六法四三・全改）

第九十二条　第四十九条の規定は、株式会社商品取引所の役員について準用する。

（業務規程等の備置き及び閲覧等）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第九十三条　株式会社商品取引所は、業務規程を株式会社商品取引所の各営業所に、取引参加者名簿を本店に備え置かなければならない。

２　取引参加者名簿には、各取引参加者について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二　取引資格取得年月日

三　取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数
四　商品取引員であるときは、許可年月日

3　第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備え置く業務規程及び取引参加者名簿について準用する。この場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所の債権者」とあるのは「株式会社商品取引所の株主、取引参加者及び債権者」と、「会員商品取引所の事業時間内」とあるのは「株式会社商品取引所の営業時間内」と、同項ただし書中「会員商品取引所の定めた」とあるのは「株式会社商品取引所の定めた」と、同条第五項中「会員商品取引所」とあるのは「株式会社商品取引所」と読み替えるものとする。

4　株式会社商品取引所の取引参加者は、株式会社商品取引所の定款について会社法第三十一条第二項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

（許可の失効）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第九十四条　株式会社商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第七十八条の許可は、効力を失う。

一　定款で定めた株式会社商品取引所としての存続期間の満了
二　分割により事業の全部を承継させ、又は事業の全部を譲渡したとき。
三　取引参加者の数がすべての商品市場について十人以下となつたとき。
四　解散したとき。
五　設立、合併（当該合併により設立される者が株式会社商品取引所であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立される者が株式会社商品取引所であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

2　前項第二号、第三号又は第五号の規定により許可が失効したときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（一部の商品市場の閉鎖）（平一六法四三・全改）

第九十五条　株式会社商品取引所は、その開設する商品市場において取引をする取引参加者の数が十人以下となつたときは、前条第一項第三号に該当する場合を除くほか、当該商品市場における取引を停止し、第百五十五条第一項の規定による定款の変更の認可の申請をしなければならない。

（株式会社商品取引所の合併の認可等）（平一六法四三・全改）

第九十六条　次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一　株式会社商品取引所の解散についての株主総会の決議

二　株式会社商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併（第百四十五条第一項の合併を除く。）

２　株式会社商品取引所が前項に掲げる事由以外の事由により解散したときは、その代表者であった者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

第四節　商品市場における取引

（取引資格）（平一六法四三・全改）

第九十七条　会員商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該会員商品取引所の会員であって、第八十二条第一項各号に掲げる商品市場の区分に応じ当該各号に定めるものでなければすることができない。

２　株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該商品市場における取引参加者でなければすることができない。

３　前二項の規定は、第一項の会員又は前項の取引参加者から委託を受けて商品清算取引を行う場合には、適用しない。

（相互決済結了取引取決めに係る取引資格）（平一六法四三・全改）

第九十八条　前条の規定にかかわらず、商品取引所は、定款（株式会社商品取引所にあっては、業務規程。次条第一項、第百条、第百一条第一項、第百九条第一項、第百十三条第一項（第百十四条において準用する場合を含む。）及び第百十四条において同じ。）で定めるところにより、当該商品取引所と相互決済結了取引取決めを締結した他の商品取引所（商品取引所に相当する外国の施設を含む。次項において同じ。）の会員等に、当該相互決済結了取引取決めに基づいて取引の決済を結了させるための取引を行う目的の範囲内において、当該商品取引所の商品市場における取引をすることができる資格を与えることが

（株式会社商品取引所の解散の決議等に係る認可申請）（平一八農水経産令三・一部改正）

第三十五条　株式会社商品取引所は、法第九十六条第一項の規定により解散に関する株主総会の決議について認可を受けようとするとき又は合併について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出するものとする。

一　解散又は合併の理由を記載した書面

二　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　直前事業年度の計算書類等及びその附属明細書

（解散の届出の適用除外）

第三十六条　法第九十六条第二項ただし書の主務省令で定める場合は、法第百四十五条第一項の合併を行う場合とする。

できる。

2　前項に規定する相互決済結了取引取決めとは、当該商品取引所及び他の商品取引所が、それぞれ、他の商品取引所の会員等又は当該商品取引所の会員等に、他の商品取引所の商品市場（商品市場に相当する外国の市場を含む。以下この項において同じ。）又は当該商品取引所の商品市場において決済を結了していない取引について、当該商品取引所の商品市場又は他の商品取引所の商品市場においてその取引の決済を結了させるための取引をすることを、相互に認めるための取決めをいう。

3　第一項の規定に基づき商品取引所により取引資格を与えられた者は、同項に規定する目的の範囲内において、第百一条第一項から第四項まで、第百三条、第百四条第三項及び第四項、第百八条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十八条、第百五十七条、第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十五条、第百七十九条並びに第百八十八条の規定の適用については、会員等とみなす。この場合において、第百十三条第一項（第百十四条及び第百八十八条において準用する場合を含む。）中「から脱退した」とあるのは「において取引をすることができる資格を喪失した」と、第百六十条第一項及び第百六十五条中「の除名」とあるのは「の取引をすることができる資格の取消し」とする。

（会員等の純資産額）（平一六法四三・全改）

第九十九条　商品取引所は、その定款をもつて、商品市場ごとに、主務省令で定めるところにより、当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を定めなければならない。ただし、当該商品市場において第百五条第二号又は第三号に掲げる方法による決済を行う場合については、この限りでない。

2　商品取引所は、前項の規定により会員等の純資産額の最低額を定めるときは、二以上の商品市場において、又は他の商品取引所の商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額が他の会員等の純資産額の最低額より多い額となるようにしなければならない。

3　会員等の純資産額が前二項の規定による最低額を下回ることとなつたときは、商品取引所は、遅滞なく、その者の商品市場における取引を停止し、かつ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4　前項の場合において、当該会員等の商品市場における取引の停止をした日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上になつたときは、商品取引所は、遅滞なく、前項の規定による取引の停止を解除し、かつ、その旨を主務大臣に報告しなけ

（会員等の純資産額の最低額の算定基準）

第三十七条　商品取引所は、法第九十九条第一項の規定により、当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を定めるときは、当該商品市場における取引の種類、取引単位、取引高その他の取引事情及び商品市場における取引の公正かつ円滑な履行の確保を考慮して定めなければならない。

ればならない。

5　第三項の場合において、会員又は取引参加者の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以上とならなかったときは、商品取引所は、遅滞なく、当該会員の除名又は当該取引参加者の取引資格の取消しを行わなければならない。

6　商品取引所は、第三項の規定によりその取引を停止したとき、又は前項の規定により会員の除名若しくは取引参加者の取引資格の取消しを行ったときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

7　第一項から第五項までの純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

（純資産額の計算基準）（平一七農水経産令九・平一八農水経産令三・一部改正）

第三十八条　法第九十九条第七項（法第百七十五条第三項、第百九十二条第三項、第二百十一条第四項、第二百三十二条第四項及び第二百九十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により純資産額を計算するときは、様式第一号により作成した純資産額に関する調書の資産の部に計上されるべき金額の合計額（法第二百十一条第四項において準用する場合にあっては、第一号から第十七号までに掲げる資産の額を合計した額を除き、それ以外の場合にあっては、第一号及び第五号に掲げる資産の額を合計した額を除く。）から負債の部に計上されるべき金額の合計額（法第二百十一条第四項において準用する場合にあっては第十八号から第二十号までに掲げる負債の額を合計した額を除き、それ以外の場合にあっては第十八号に掲げる負債の額を除く。）を控除するものとする。

一　委託者未収金及び長期未収債権（委託者未収金に相当するものに限る。第五号において同じ。）並びに委託者先物取引差金（流動資産に属するものに限る。）の合計額が商品市場における取引等に関し当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭（当該委託者の計算による商品市場における取引であって決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。第五号において同じ。）及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分

二　前渡金

三　前払費用

四　貸倒引当金（流動資産に属する資産に係るものに限る。）のうち一般貸倒引当金に該当するもの

五　貸倒引当金のうち委託者未収金及び長期未収債権の合計額が商品市場における取引等に関し当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分に係るもの

六　有価証券、短期貸付金、投資有価証券及び長期貸付金のうち短期劣

後債権に該当するもの

七　有価証券及び投資有価証券のうち他の会社又は第三者が発行したもの（商品取引員が当該他の会社から資本金調達手段を受け入れている場合であって、当該商品取引員が意図的に保有しているものに限る。）

八　のれん

九　借地権

十　削除

十一　ソフトウェア

十二　第八号から前号までに掲げるもの以外の無形固定資産

十三　投資有価証券及び長期貸付金のうち長期劣後債権に該当するもの

十四　長期前払費用

十五　繰延税金資産（固定資産に属する資産に関連するものに限る。）

十六　繰延資産

十七　資産のうち第三者のために担保に供されているもの（前各号に掲げるものを除く。）の帳簿価額又はこれを担保とする第三者の債務の金額のうちいずれか少ない額

十八　商品取引責任準備金

十九　短期借入金、一年内返済長期借入金、一年内償還社債、社債及び長期借入金のうち短期劣後債務に該当するもの（長期劣後債務のうち、資本金、新株式払込金又は新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、株式等評価差額金、自己株式払込金又は自己株式申込証拠金及び自己株式の合計額（次項において「基本的項目の額」という。）の五十パーセントに相当する額を超える額並びに次号に規定する減価したものの累計額の合計額に相当するものを含む。）

二十　社債及び長期借入金のうち長期劣後債務に該当するもの（残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、残存期間が五年になった時点における額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価したものに限る。）

2　前項の場合において、同項第四号及び第十八号から第二十号までに掲げるものの額（同項第十九号に掲げるものにあっては基本的項目の額から前項第一号から第三号まで及び第五号から第十七号までに掲げるものの額の合計額を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、同項第二十号に掲げるものにあっては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額を限度とする。）の合計額が基本的項目の額を超えてはならない。

3　第一項の資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した価額によら

なければならない。

4　第一項の場合（法第二百十一条第四項において準用する場合に限る。）において、負債のうちに保証債務又は保証予約（以下この項において「保証債務」という。）があるときは、当該保証債務の額の二十五パーセントに相当する額（債務保証損失引当金を計上している場合にあっては、当該それぞれの保証債務の額の二十五パーセントに相当する額又は債務保証損失引当金のうちいずれか大きい額。）を評価額とする。

5　第一項第六号に規定する短期劣後債権とは、劣後特約付貸付金（元利金の回収について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による貸付金をいう。次項において同じ。）又は劣後特約付社債（元利金の回収について劣後的内容を有する特約が付された社債をいう。次項において同じ。）であって、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一　担保が供されていないこと。

二　契約時又は発行時における貸付期間又は償還期間が二年以上五年以内のものであること。

6　第一項第十三号に規定する長期劣後債権とは、劣後特約付貸付金又は劣後特約付社債であって、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一　担保が供されていないこと。

二　契約時又は発行時における貸付期間又は償還期間が五年を超えるものであること。

7　第一項第十九号に規定する短期劣後債務とは、劣後特約付借入金（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による借入金をいう。以下同じ。）又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一　担保が付されていないこと。

二　契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が二年以上五年以内のものであること。

三　期限前弁済又は期限前償還（以下この条において「期限前弁済等」という。）の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である商品取引員の任意によるものであり、かつ、当該商品取引員が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。

四　商品取引員がその元利金の支払を行うことにより法第二百十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

8　第一項第十九号及び第二十号に規定する長期劣後債務とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であって、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一　担保が付されていないこと。

二　契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が五年を超えるものであること。

三　期限前弁済等の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である商品取引員の任意によるものであり、かつ、当該商品取引員が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。

四　商品取引員がその利金の支払を行うことにより法第二百十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

9　第七項に規定する短期劣後債務又は前項に規定する長期劣後債務について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を当該短期劣後債務の額又は当該長期劣後債務の額から控除しなければならない。

一　劣後特約付借入金の借入先が子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は関連会社（同条第五項に規定する関連会社をいう。以下同じ。）である場合　当該劣後特約付借入金の額

二　劣後特約付社債の保有者（信託財産をもって保有する者を含む。次号において同じ。）が自己、子会社又は関連会社である場合　当該劣後特約付社債の額

三　劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っている場合　当該資金の額（当該資金の額が劣後特約付借入金の額及び劣後特約付社債の額の合計額を超える場合にあっては、当該合計額）

10　第七項第三号又は第八項第三号の承認を受けようとする商品取引員は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に契約書の写し又はこれに準ずる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　許可年月日又は許可更新年月日

三　期限前弁済等の額（外貨建てである場合にあっては、期限前弁済等の額及びその円換算額）

四　現在及び期限前弁済等を行った後の短期劣後債務又は長期劣後債務の額（外貨建てである場合にあっては、短期劣後債務又は長期劣後債

（会員等の数）（平一六法四三・全改）

第百条　商品取引所は、その定款をもつて、商品市場ごとに、当該商品市場において取引をする会員等の数又は委託を受けて当該商品市場において取引をする会員等の数の最高限度を設定することができる。

（信認金）（平一六法四三・全改、平一八法六五・一部改正）

第百一条　会員等は、定款で定めるところにより、商品取引所に対し、当該会員等が取引をする商品市場ごとに信認金を預託しなければならない。

2　会員等は、前項の信認金を預託した後でなければ、商品市場において取引をしてはならない。

3　信認金は、有価証券（国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、取引所金融商品市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。）をもつて、これに充てることができる。

（充用有価証券）（平一六政二五九・追加、平一九政二三三・一部改正）

第八条　法第百一条第三項の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第七号までに掲げるものについては、商品取引所が定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）で定めるところにより指定するものに限る。

一　日本銀行の発行する出資証券

二　特別の法律により法人の発行する債券

三　金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場において売買取引されている株券

四　金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券

五　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）による銀行の

務の額及びその円換算額）

五　期限前弁済等を行う理由

六　期限前弁済等の予定日

七　十分な純資産額規制比率（法第二百十一条第一項に規定する純資産額規制比率をいう。以下同じ。）を維持するための資本金調達その他の具体的措置の内容

八　期限前弁済等を行った後の純資産額規制比率の推定値

11　主務大臣は、第七項第三号又は第八項第三号の承認をしようとするときは、当該短期劣後債務又は当該長期劣後債務が純資産額規制比率を一時的かつ意図的に向上させたものでないことを確認の上、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。

一　当該期限前弁済等を行った後において当該商品取引員が十分な純資産額規制比率を維持することができると見込まれること。

二　当該期限前弁済等の額以上の額の資本金調達を行うこと。

（有価証券及び倉荷証券の充用価格）

第三十九条　法第百一条第三項又は法第百三条第五項（法第百七十九条第六項において準用する場合を含む。）の有価証券及び倉荷証券の充用価格は、国債証券については時価の九割五分以下において、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は日本銀行の発行する出資証券については時価の八割五分以下において、株券、社債券又は受益証券については時価の七割以下において、倉荷証券については当該倉荷証券によって保管を証せられている上場商品の時価の七割以下において商品取引所（法第百七十九条第六項において法第百三条第五項を準用する場合には商品取引清算機関）が定める最高限度額を超えてはならない。

2　前項の規定により商品取引所（法第百七十九条第六項において法第百三条第五項を準用する場合には商品取引清算機関）が国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、日本銀行の発行する出資

4　前項の有価証券の充用価格は、時価を参酌して主務省令で定めるところにより算出した価格を超えてはならない。

5　商品取引員である会員等に対して商品市場における取引を委託した者（次項及び第百八条第二項において「取引委託者」という。）は、その委託により生じた債権に関し、当該商品市場についての当該会員等の信認金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

6　前項の優先弁済を受ける権利が互いに競合するときは、会員等でない取引委託者の有する権利は、会員等である取引委託者の有する権利に対し優先する。

7　商品取引所は、商品取引債務引受業を行うことにより取得した会員等に対する債権と当該会員等に対する信認金に係る債務を相殺してはならない。

（業務規程）（平一六法四三・全改）

第百二条　商品取引所は、その業務規程において、その開設する商品市場ごとに、当該商品市場における次に掲げる事項（会員商品取引所にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項を除く。）に関する細則を定めなければならない。

一　取引参加者に関する事項

二　信認金に関する事項

三　取引証拠金に関する事項

四　商品市場における取引の対象とする商品たる物品、商品指数又はオプション（実物オプションを含む。）

五　取引の期限

六　取引の開始及び終了

七　取引の停止

八　取引の契約の締結及びその制限に関する事項

九　受渡しその他の決済の方法

十　前各号に掲げる事項のほか、取引に関し必要な事項

発行する株券（前二号の株券を除く。）

六　第三号又は第四号の株券を発行する会社の発行する社債券

七　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第七項に規定する受益証券及び貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する受益証券

証券、株券、社債券、受益証券又は倉荷証券について充用価格の最高限度額を定めた後において、時価が当該最高限度額を下回ることとなったときは、商品取引所（法第百七十九条第六項において法第百三条第五項を準用する場合には商品取引清算機関）は、遅滞なく、前項の規定により当該最高限度額を変更しなければならない。

（取引証拠金）（平一六法四三・全改）

第百三条　商品取引所は、商品市場における取引（第百五条第一号に掲げる方法による決済を行う商品市場における取引に限り、第二条第十項第一号ニに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）について、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合又は会員等がその受託した商品市場における取引（次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限る。）を行う場合　当該会員等

二　会員等がその受託した商品市場における取引（その委託の取次ぎを受託した者（以下この条において「取次者」という。）から受託したものを除く。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該取引の委託者（会員等に対して商品市場における取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。次項において同じ。）

三　会員等がその受託した商品市場における取引（第三項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限る。）を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）　当該取次者

四　会員等がその受託した商品市場における取引（取次者から受託したものに限る。）を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）　当該取引の委託の取次ぎを委託した者（以下この条において「取次委託者」という。）

2　会員等は、商品市場における取引の受託について、主務省令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者から受けていない取次者から受託したものである場合にあつては、取次委託者）の承諾を得て、その者をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

（取引証拠金の預託方法）

第四十条　商品取引所は、法第百三条第一項の規定に基づき取次者（同項第二号に規定する取次者をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。）、委託者（同号に規定する委託者をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。）又は取次委託者（同項第四号に規定する取次委託者をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。）から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　法第百三条第一項第二号又は第三号に規定する場合　当該取引を受託した会員等

二　法第百三条第一項第四号に規定する場合　当該取引に係る取次者及び当該取引を受託した会員等

2　商品取引所は、法第百三条第一項の規定に基づき会員等又は取次者から取引証拠金の預託を受けるとき（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該取引証拠金（当該各号に定める者が預託した委託証拠金又は取次証拠金の額の範囲内に限る。）に対する返還請求権を有するものとしなければならない。

一　会員等が委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引所に取引証拠金を預託した場合　当該委託者

二　会員等が取次者（取次委託者から取次証拠金の預託を受けている者に限る。）又は取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引所に取引証拠金を預託した場合　当該取次委託者

三　取次者が取次委託者から取次証拠金の預託を受けて商品取引所に取引証拠金を預託した場合　当該取次委託者

（委託証拠金の預託に係る委託者等の同意）

第四十一条　会員等は、法第百三条第二項の規定により、委託者、取次者又は取次委託者（以下この条において「委託者等」という。）をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者等から、自己に対して当該委託証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

2　会員等は、法第百三条第二項の規定により、取次委託者をして委託証拠金を預託させるときは、当該取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者を代理人として当該委託証拠金の預託を受けなければならない。

3　会員等は、第一項の規定による委託者等の書面による同意に代えて、

3　取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、取次委託者の承諾を得て、その者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

第六項で定めるところにより、当該委託者等の承諾を得て、当該委託者等の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該会員等は、当該委託者等の書面による同意を得たものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　会員等の使用に係る電子計算機と委託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該委託者等の同意に関する事項を電気通信回線を通じて委託者等の閲覧に供し、当該会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者等の同意に関する事項を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに委託者等の同意に関する事項を記録したものを得る方法

4　前項各号に掲げる方法は、委託者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5　第三項の「電子情報処理組織」とは、会員等の使用に係る電子計算機と、委託者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6　会員等は、第三項の規定により委託者等の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該委託者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第三項各号に掲げる方法のうち会員等が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

7　前項の規定による承諾を得た会員等は、当該委託者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該委託者等の同意を電磁的方法によって得てはならない。ただし、当該委託者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（取次証拠金の預託に係る取次委託者の同意等）

第四十二条　取次者は、法第百三条第三項の規定により、取次委託者をして取次証拠金を預託させるときは、当該取次委託者から、自己に対して当該取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

4　商品取引所は、主務省令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

2　前条第三項から第七項までの規定は、前項の規定による取次委託者の書面による同意について準用する。

（商品取引所における取引証拠金の分別管理）（平一九農水経産令五・一部改正）

第四十三条　商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次の各号に掲げる区分ごと、かつ、会員等ごとに、自己の固有財産その他の取引証拠金以外の財産と分別して管理しなければならない。

一　法第百三条第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が自己の計算において商品市場における取引を行うときに、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

二　法第百三条第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が受託した商品市場における取引を同条第二項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

三　法第百三条第一項第二号又は第四号に掲げる場合に、同項の規定に基づき委託者又は取次委託者から預託を受けた取引証拠金

四　法第百三条第一項第三号に掲げる場合に、同項の規定に基づき取次者から預託を受けた取引証拠金

2　商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一　銀行への預金（取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）

二　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託（同法第六条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）

三　国債の保有

3　商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき充用有価証券等（同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券及び倉荷証券（以下この条において「有価証券等」という。）をいう。以下この条において同じ。）を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該充用有価証券等を管理しなければならない。

一　商品取引所が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保

5　第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金及び第三項の取次証拠金は、第百一条第三項に規定する有価証券又は当該商品取引所若しくは他の商品取引所の開設する商品市場における取引の決済のため受渡しの目的物とすることができる当該商品市場の上場商品の保管を証する倉荷証券をもつて、これに充てることができる。

6　第百一条第四項の規定は、前項の有価証券又は倉荷証券の充用価格について準用する。

7　第二項又は第三項の場合において、第二項の会員等又は第三項の取次者（以下この項及び第九項において「会員等又は取次者」という。）は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、銀行その他の主務省令で定める金融機関（以下この条において「銀行等」という。）と当該会員等又は取次者のために所要の取引証拠金に相当する金額が商品取引所の指示に応じて当該商品取引所に預管される有価証券等を除く。次号において同じ。）　充用有価証券等の保管場所については自己の固有財産である有価証券等その他の充用有価証券等以外の有価証券等（以下この条において「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充用有価証券等についてどの会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二　商品取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等　当該第三者をして、充用有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該充用有価証券等についてどの会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三　商品取引所が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等に限る。次号において同じ。）　充用有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四　商品取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等　当該第三者をして、充用有価証券等を預託する者のための口座については商品取引所の自己の口座と区分する等の方法により、充用有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

（取引証拠金の預託に代わる契約）

第四十四条　法第百三条第七項の主務省令で定める金融機関（以下この条において「銀行等」という。）は、次に掲げるものとする。

一　銀行

二　信用協同組合

三　信用金庫

四　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

託される旨の契約を締結して、その旨を当該商品取引所に届け出ることができる。

五　業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会
六　信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十一条第二項の規定に基づき、債務の保証に関する業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けた者に限る。）
七　保険会社

2　会員等又は取次者（法第百三条第七項に規定する会員等又は取次者をいう。以下この条において同じ。）は、銀行等と法第百三条第七項の契約を締結しようとする場合には、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。
一　法第百三条第九項の規定による商品取引所の指示を受けたときは、当該会員等又は取次者のために当該指示に係る額の取引証拠金が遅滞なく当該商品取引所に預託されるものであること。
二　当該契約に基づく銀行等の債務と当該会員等又は取次者に対する債権を相殺することを禁止するものであること。
三　三月以上の期間にわたって有効な契約であること。
四　会員等又は取次者は、あらかじめ主務大臣及び商品取引所（法第百三条第七項の規定による届出を受けた商品取引所に限る。以下この条において同じ。）の承認を受けた場合を除き、契約の解除又は契約の内容の変更をすることができないものであること。
五　会員等又は取次者は、契約が終了する日の一月前までに、その旨を商品取引所に通知をするものとすること。

3　会員等又は取次者は、法第百三条第七項の契約の締結（契約の変更を含む。）に係る承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　締結をしようとする契約の相手方である銀行等の商号又は名称
二　当該契約の内容
三　当該契約につき担保を供する場合にあっては、当該担保に関する事項
四　届出をしようとする商品取引所の名称又は商号

4　主務大臣は、前項の承認の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。
一　申請に係る契約の内容が第二項各号に掲げる要件に適合するものであること。
二　当該契約の相手方である銀行等が当該契約を履行するのに必要な資力及び信用を有すること。
三　承認申請者の業務又は財産の状況に照らし、当該契約を締結することが委託者の保護上問題がないと認められること。

8　前項の場合において、当該商品取引所は、当該契約の効力の存する間に限り、当該契約において当該商品取引所に預託されることとなっている金額に相当する取引証拠金の全部又は一部については、その預託を猶予することができる。

9　商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要があると認めるときは、会員等又は取次者と第七項の契約を締結した銀行等又は当該会員等又は取次者に対し、所要の取引証拠金に相当する金額又は前項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当該商品取引所に預託すべき旨を指示しなければならない。

（上場商品の格付）（平一六法四三・全改）

第百四条　上場商品の格付の方法、格付表その他格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

2　前項の場合において、商品市場における取引のために、当該上場商品の等級について定められた国定規格があるときは、商品取引所は、これに従わなければならない。

3　会員等は、商品取引所が業務規程で定めるところにより行う格付に従わなければならない。

4　商品取引所は、格付人を選任する必要がある場合においては、当該商品取引所の会員等以外の者のうちから選任しなければならない。

5　前項の格付人は、商品取引所の使用人としなければならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

5　会員等又は取次者は、法第百三条第七項の契約を締結したとき（当該契約を変更したときを含む。）は、その契約書の写しを主務大臣及び商品取引所に提出しなければならない。

6　会員等又は取次者は、法第百三条第七項の契約を解除したときは、その事実を証する書面を主務大臣及び商品取引所に提出しなければならない。

（商品取引清算機関に係る取引証拠金の預託に代わる契約の規定の準用）

第四十五条　前条の規定は、法第百七十九条第七項において法第百三条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「第百三条第九項」とあるのは「第百七十九条第七項において準用する法第百三条第九項」と、同項並びに同条第三項、第五項及び第六項中「会員等又は取次者」とあるのは「会員等又は取次者等」と、「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

（取引の決済）（平一六法四三・全改）

第百五条　商品市場における取引の決済は、定款で定めるところにより、商品市場ごとに、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　商品取引所を経て行う方法

二　商品取引所が第百七十三条第一項の承認を受けてその開設する商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法

三　商品取引清算機関が商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法（前号に掲げる方法を除く。）

（取引の決済の繰延べの禁止）（平一六法四三・全改）

第百六条　商品市場における取引は、商品取引所の格付の遅延その他商品取引所（前条第三号に掲げる方法による決済を行う商品市場にあつては、当該商品市場について商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関を含む。）につき生じた事由による場合を除くほか、その履行期を繰り延べて決済してはならない。

（取引の臨時的開始等の届出）（平一六法四三・全改）

第百七条　商品取引所は、商品市場ごとに、商品市場を開設することができることとなつた日以後最初にその取引を行つたとき、及び臨時に取引を開始し、若しくは終了し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（債務不履行による損害賠償）（平一六法四三・全改）

第百八条　会員等（第百五条第二号又は第三号に掲げる方法による決済を行う場合にあつては、清算参加者である会員等に限る。以下この条において同じ。）が商品市場における取引に基づく債務の不履行により他の会員等又は商品取引清算機関に損害を与えたときは、その損害を受けた会員等又は商品取引清算機関は、その損害を与えた会員等の当該取引に係る商品市場についての信認金及び当該取引についての取引証拠金（自己の計算による取引についてのものに限る。）について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2　第百一条第五項の規定による取引委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信認金についての会員等又は商品取引清算機関の権利に対して優先する。

（特別担保金）（平一六法四三・全改）

第百九条　第百五条第一号に掲げる方法による決済を行う場合において、商品取引所は、定款で定めるところにより、会員等をして、当該会員等が取引をする商品市場ごとに特別担保金を預託させることができる。

２　会員等は、商品市場における取引に基づく債務の不履行による債権に関し、前条第一項の規定により同項に規定する信認金及び取引証拠金について弁済を受け、なお不足があるときは、当該取引の相手方たる会員等の当該商品市場についての特別担保金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

３　会員等は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の会員等の当該商品市場についての特別担保金について、その特別担保金の額に応じて、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。ただし、その不足する額に、その会員等の当該商品市場についての特別担保金の額の同項に規定する取引の相手方たる会員等以外の会員等の当該商品市場についての特別担保金の総額に対する割合を乗じて得た額をその不足する額から控除した残額の範囲内に限る。

４　前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の会員等は、第二項に規定する取引の相手方たる会員等に対し、求償権を有する。

（信認金等の運用方法）（平一六法四三・全改）

第百十条　商品取引所は、国債の保有その他主務省令で定める方法によるほか、信認金又は特別担保金として預託を受けたものを運用することができない。

（総取引高等の公表）（平一六法四三・全改）

第百十一条　商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その開設する商品市場における次に掲げる事項について、速やかに、その会員

（信認金等の運用方法）（平一九農水経産令五・一部改正）

第四十六条　法第百十条（法第百八十条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　地方債の保有

二　次に掲げる金融機関への預け金又は郵便貯金

イ　銀行

ロ　信用協同組合

ハ　信用金庫

ニ　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

ホ　業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会

三　信託業務を営む金融機関への信託

（総取引高等の通知等）

第四十七条　商品取引所は、法第百十一条の規定による通知及び公表を行おうとするときは、商品市場における取引の種類ごと、かつ、上場商品

等に通知し、公表しなければならない。

一　毎日の総取引高

二　取引の成立した対価の額又は約定価格若しくは約定指数（以下「約定価格等」という。）であつて主務省令で定めるもの

（相場及び取引高報告書の提出等）（平一六法四三・全改）

第百十二条　商品取引所は、主務省令で定めるところにより、当該商品取引所の開設する商品市場における毎日及び毎月の相場及び取引高報告書を作成し、これを主務大臣に提出しなければならない。

2　商品取引所は、当該商品取引所の開設する商品市場における一の会員等の自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が商品市場ごとに主務省令で定める数量を超えることとなつた場合その他その商品市場における取引の状況が主務省令で定める要件に該当することとなつた場合には、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

又は上場商品指数の種類ごとに区分し、業務規程に定める方法により、その会員等に通知し、公表しなければならない。

2　法第百十一条第二号の主務省令で定めるものは、単一の対価の額又は約定価格等（法第百十一条第二号に規定する約定価格等をいう。以下同じ。）による競売買の方法により取引を行う商品市場にあつては、当該商品市場における毎日の成立した対価の額又は約定価格等とし、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法により取引を行う商品市場にあつては、当該商品市場における毎日の成立した最初の対価の額又は約定価格等、最高の対価の額又は約定価格等、最低の対価の額又は約定価格等及び最終の対価の額又は約定価格等とする。

（相場及び取引高報告書の提出等）

第四十八条　商品取引所が法第百十二条第一項の規定により相場及び取引高報告書を作成し、かつ、主務大臣に提出するときは、別表第一により、かつ、遅滞なくしなければならない。

第四十九条　法第百十二条第二項の主務省令で定める数量は、別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、当該商品市場に対応する同表の第三欄に掲げる数量とする。

2　法第百十二条第二項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　商品市場における一の会員等の一の取引の期限に係る自己の計算による取引であって決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品又は上場商品指数の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第五欄に掲げる数量を超えること。

二　商品市場における一の取引の期限に係る一の委託者の計算による取引であって決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品又は上場商品指数の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第六欄に掲げる数量を超えること。

3　商品取引所は、法第百十二条第二項の規定により報告するときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。

一　会員等又は委託者の氏名若しくは商号若しくは名称又はこれに代わるもの

（脱退前又は取引資格の喪失前にした取引の決済の結了）（平一六法四三・全改）

第百十三条　会員が会員商品取引所から脱退した場合又は取引参加者が株式会社商品取引所の取引資格を喪失した場合において、その会員又は取引参加者が商品市場における取引の決済を結了していないときは、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十条又は第八十三条の規定により承継する者がある場合を除き、商品取引所は、定款で定めるところにより、本人若しくはその決済が結了していない取引に係る権利及び義務を承継した者（以下この条において「承継者」という。）又は他の会員等（当該商品市場において取引をすることができる他の会員等に限る。以下この条において同じ。）をして当該取引の決済を結了させなければならない。

2　前項の場合においては、本人又はその承継者（会員又は取引参加者であるものを除く。）は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、会員又は取引参加者とみなす。

3　第一項の規定により商品取引所が他の会員等をして当該取引の決済を結了させるときは、本人又はその承継者と当該会員等との間には委任契約が成立しているものとみなす。

（取引の停止の場合における取引の決済の結了）（平一六法四三・全改）

第百十四条　前条の規定は、会員等の商品市場における取引がこの法律又は商品取引所の定款で定めるところにより停止された場合に準用する。

（帳簿の区分経理及び保存）（平一六法四三・全改）

第百十五条　会員等は、主務省令で定めるところにより、商品市場における取引について、その他の取引と帳簿上区分して経理し、かつ、帳簿その他業務に関する書類を保存しておかなければならない。

二　商品市場における会員等の自己の計算による取引又は委託者の計算による取引であって決済を結了していないものの数量

三　前項第二号に該当する場合にあっては、当該委託者から取引の委託を受けた商品取引員の商号

（帳簿の区分経理等）

第五十条　会員等は、法第百十五条の規定により、商品市場における取引とその他の取引とについて、帳簿その他業務に関する書類を別にして区分経理しなければならない。

2　会員等は、商品市場における取引について別表第三に定める帳簿その他業務に関する書類を商品市場ごとに作成しなければならない。

3　前項の帳簿その他業務に関する書類の保存期間は、十年とする。

（仮装取引、なれ合い取引等の禁止）（平一六法四三・全改）

第百十六条　何人も、商品市場における取引に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一　上場商品の所有権の移転を目的としない売買取引をすること。

二　仮装の取引をし、又は偽つて自己の名を用いないで取引をすること。

三　自己のする取引の申込みと同時期に、それと同一の対価の額又は約定価格等において、他人が当該取引を成立させることのできる申込みをすることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

四　単独で又は他人と共同して、当該商品市場における取引が繁盛であると誤解させるべき一連の取引又は当該商品市場における相場を変動させるべき一連の取引をすること。

五　前各号のいずれかに掲げる行為の委託をし、又はその受託をし、若しくはその委託の取次ぎを受託すること。

六　商品市場における相場が自己又は他人の市場操作によつて変動すべき旨を流布すること。

七　商品市場における取引をする場合に、重要な事項について虚偽の表示又は誤解を生ぜしむべき表示を故意にすること。

（仮装取引等をした者の損害賠償責任）（平一六法四三・全改）

第百十七条　前条の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された対価の額又は約定価格等により当該商品市場における取引又はその委託をした者が当該取引又は委託につき受けた損害を賠償する責めに任ずる。

2　前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前条の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

（電磁的方法による保存）

第五十一条　前条第二項の帳簿その他業務に関する書類の内容が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第百十四条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって前条第三項に規定する帳簿その他業務に関する書類の保存に代えることができる。この場合において、会員等は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

（会員等の取引の制限）（平一六法四三・全改）

第百十八条　主務大臣は、商品市場において、買占め、売崩しその他の方法により過当な数量の取引が行われ若しくは行われるおそれがあり、又は不当な対価の額若しくは約定価格等が形成され若しくは形成されるおそれがある場合において、商品市場における秩序を維持し、かつ、公益を保護するため必要があると認めるときは、会員等に対し、商品市場における取引又はその受託を制限することができる。

（受託契約準則）（平一六法四三・全改）

第百十九条　商品取引所は、その受託契約準則において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一　商品市場における取引等（商品清算取引を除く。第三号において同じ。）の受託の条件

二　受渡しその他の決済の方法

三　前二号に掲げる事項のほか、商品市場における取引等の受託に関し必要な事項

（紛争の処理）（平一六法四三・全改）

第百二十条　商品取引所は、当該商品取引所の商品市場における取引に関して会員等の間、商品取引員の間又は商品取引員と委託者との間に生じた紛争について当事者である会員等、商品取引員又は委託者から仲介の申出があったときは、紛争処理規程で定めるところにより、仲介を行うものとする。

２　商品取引所は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一　仲介の申出手続

二　仲介の方法

三　前二号に掲げる事項のほか、仲介に関し必要な事項

第五節　組織変更

（会員商品取引所から株式会社商品取引所への組織変更）（平一六法四三・全改）

第百二十一条　会員商品取引所は、その組織を変更して株式会社商品取引所になることができる。

（仲介の処理状況の報告書の提出）

第五十二条　商品取引所は法第百二十条第一項の規定により仲介を行ったときは、毎月末日現在における当該仲介の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

（組織変更計画）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第百二十二条　会員商品取引所は、前条の組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、会員総会の決議によつて、その承認を受けなければならない。

2　第六十一条の規定は、前項の決議について準用する。

3　第一項の会員総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社（以下「組織変更後株式会社商品取引所」という。）の定款を示してしなければならない。

4　会員商品取引所が組織変更をする場合には、当該会員商品取引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後株式会社商品取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社商品取引所の定款で定める事項

三　組織変更後株式会社商品取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

四　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ　組織変更後株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合　組織変更後株式会社商品取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ　組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合　組織変更後株式会社商品取引所の監査役の氏名

五　組織変更をする会員商品取引所の会員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社商品取引所の株式の数（組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六　組織変更をする会員商品取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七　組織変更後株式会社商品取引所が組織変更に際して組織変更をする会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八　前号に規定する場合には、組織変更をする会員商品取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九　組織変更後株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項

十　組織変更がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発

（平一八農水経産令三）

第五十三条　削除

生日」という。）

十一　前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

（組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等）

（平一七法八七・全改）

第百二十三条　組織変更をする会員商品取引所は、前条第一項の会員総会の会議開催日の十日前から組織変更の効力が生ずる日の前日までの間、組織変更計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2　組織変更をする会員商品取引所の会員及び債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更をする会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　組織変更をする会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（債権者の異議）（平一七法八七・全改）

第百二十四条　組織変更をする会員商品取引所の債権者は、当該会員商品取引所に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2　組織変更をする会員商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一　組織変更をする旨

二　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

（組織変更をする会員商品取引所の事前開示事項）（平一八農水経産令三・全改）

第五十四条　法第百二十三条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　組織変更計画の内容

二　組織変更後株式会社商品取引所（法第百二十二条第三項に規定する組織変更後株式会社商品取引所をいう。以下同じ。）の債務の履行の見込みに関する事項

三　法第百二十三条第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日後、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

3　前項の規定にかかわらず、組織変更をする会員商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、第十一条第六項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4　債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

5　債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等）（平一七法八七・全改）

第百二十五条　組織変更後株式会社商品取引所は、組織変更の効力が生じた日から六月間、第百二十三条第一項の書面又は電磁的記録及び前条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。

2　組織変更後株式会社商品取引所の株主及び債権者は、組織変更後株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法によ

（組織変更後株式会社商品取引所の事後開示事項等）（平一八農水経産令三・全改）

第五十五条　法第百二十五条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　組織変更の効力が生じた日

二　組織変更をする会員商品取引所における法第百二十四条の規定による手続の経過

三　組織変更により組織変更後株式会社商品取引所が組織変更をする会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項

四　法第百二十三条第一項の規定により組織変更をする会員商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（組織変更契約の内容を除く。）

五　法第百三十四条第一項の登記をした日

り表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　組織変更後株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（会員への株式の割当て）（平一七法八七・全改）

第百二十六条　会員商品取引所の会員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社商品取引所の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2　会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資本金として計上すべき額）（平一七法八七・全改）

第百二十七条　組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額については、主務省令で定める。

（資本準備金として計上すべき額等）（平一七法八七・全改）

第百二十八条　組織変更に際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（会員商品取引所の会員が組織変更に際し株式等の割当てを受ける場合について準用する会社法の規定の読替え）（平一八政一八〇・追加）

第八条の二　法第百二十六条第二項の規定により同条第一項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について会社法第八百七十一条の規定を準用する場合においては、同条第二号中「第八百七十四条各号」とあるのは、「第八百七十四条第四号」と読み替えるものとする。

（会計慣行のしん酌）（平一八農水経産令三・追加）

第五十五条の二　次条から第五十五条の五までの規定の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

（組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額）（平一八農水経産令三・追加）

第五十五条の三　法第百二十七条に規定する主務省令で定める組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額は、組織変更の直前の会員商品取引所の出資金の額とする。

（組織変更に際しての計算に必要な事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十五条の四　法第百二十八条に規定する主務省令で定める組織変更に際しての計算に必要な事項は、次条に定めるところによる。

（組織変更後株式会社商品取引所の株主資本）（平一八農水経産令三・追加）

第五十五条の五　会員商品取引所が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

2　会員商品取引所が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社商品

（組織変更における株式の発行）（平一七法八七・全改）

第百二十九条　会員商品取引所は、第百二十六条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更に際して、組織変更後株式会社商品取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　この条の規定により発行する株式（以下この節において「組織変更時発行株式」という。）の数（種類株式発行会社にあつては、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この節において同じ。）

二　組織変更時発行株式の払込金額（組織変更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法

三　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四　組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日

五　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（組織変更時発行株式の申込み等）（平一七法八七・全改）

第百三十条　会員商品取引所は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　組織変更後株式会社商品取引所の商号

二　前条各号に掲げる事項

三　金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四　前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一　資本準備金の額　零

二　その他資本剰余金の額　組織変更の直前の会員商品取引所の加入金及び資本剰余金の額の合計額

三　利益準備金の額　零

四　その他利益剰余金の額　組織変更の直前の会員商品取引所の法定準備金及び利益剰余金の額

（組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十五条の六　法第百三十条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　組織変更後株式会社商品取引所が発行することができる株式の総数（組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、各種類の組織変更時発行株式の発行可能種類株式総数を含む。）

２　組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会員商品取引所に交付しなければならない。

一　申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二　引き受けようとする組織変更時発行株式の数

二　組織変更後株式会社商品取引所（組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合を除く。）が発行する組織変更時発行株式の内容として会社法第百七条第一項各号に掲げる事項を定めているときは、当該株式の内容

三　組織変更後株式会社商品取引所（組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合に限る。）が会社法第百八条第一項各号に掲げる事項につき内容の異なる組織変更時発行株式を発行することとしているときは、各種類の株式の内容（ある種類の株式につき同条第三項の定款の定めがある場合において、当該定款の定めにより組織変更後株式会社商品取引所が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱）

四　単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数（組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合にあっては、各種類の株式の単元株式数）

五　組織変更後株式会社商品取引所の定款に次に掲げる定めがあるときは、その規定

イ　会社法第百三十九条第一項、第百四十条第五項又は第百四十五条第一号若しくは第二号に規定する定款の定め

ロ　会社法第百六十四条第一項に規定する定款の定め

ハ　会社法第百六十七条第三項に規定する定款の定め

ニ　会社法第百六十八条第一項又は第百六十九条第二項に規定する定款の定め

ホ　会社法第百七十四条に規定する定款の定め

ヘ　会社法第三百四十七条に規定する定款の定め

ト　会社法施行規則第二十六条第一号又は第二号に規定する定款の定め

六　株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

七　定款に定められた事項（会社法第二百三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であって、当該組織変更後株式会社商品取引所に対して組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

3　前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、会員商品取引所の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4　会員商品取引所は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この節において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5　会員商品取引所が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該会員商品取引所に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

6　前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（組織変更時発行株式の割当て）（平一七法八七・全改）

第百三十一条　会員商品取引所は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、会員商品取引所は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2　会員商品取引所は、第百二十九条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。

（組織変更時発行株式の引受け）（平一七法八七・追加）

第百三十一条の二　申込者は、会員商品取引所の割り当てた組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

（出資の履行）（平一七法八七・追加）

第百三十一条の三　組織変更時発行株式の引受人（第百二十九条第三号の財産（以下この節において「現物出資財産」という。）を給付する者を除く。）は、同条第四号の期日に、会員商品取引所が定めた銀行等（会社法第三十四条第二項に規定する銀行等をいう。）の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2　組織変更時発行株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第百二十九条第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければなら

ない。

3　組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この節において「出資の履行」という。）をする債務と会員商品取引所に対する債権とを相殺することができない。

4　出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社商品取引所に対抗することができない。

5　組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

（株主となる時期）（平一七法八七・追加）

第百三十一条の四　組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日に、出資の履行をした組織変更時発行株式の株主となる。

（引受けの無効又は取消しの制限）（平一七法八七・追加）

第百三十一条の五　民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

2　組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用）（平一七法八七・追加）

第百三十一条の六　会社法第二百七条、第二百十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号及び第七号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第百二十九条第三号に規定する場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第百九十九条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する会社法の規定の読替え）（平一八政一八〇・追加）

第八条の三　法第百三十一条の六の規定により法第百二十九条第三号に規定する場合について会社法第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合においては、同条第四号中「第八百七十条各号」とあるのは「第八百七十条第二号及び第七号」と、「申立人及び当該各号に定める者（同条第二号、第五号及び第七号に掲げる裁判にあっては、当該各号に定める者）」とあるのは「当該各号に定める者」と読み替えるものとする。

（検査役が提供する電磁的記録）（平一八農水経産令三・追加）

第五十五条の七　法第百三十一条の六において読み替えて準用する会社法第二百七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び同項により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）（平一八農水経産令三・追加）

第五十五条の八　法第百三十一条の六において読み替えて準用する会社法第二百七条第六項に規定する主務省令で定める方法は、電磁的方法のう

九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号及び第三号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員商品取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「商品取引所法第百三十一条の四」と、同法第八百七十条第七号中「第百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第百二十九条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更の認可）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第百三十二条　組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　前項の認可を受けようとする者は、組織変更後株式会社商品取引所について第七十九条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならな

ち、同項により同項の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）（平一八農水経産令三・追加、平一九農水経産令・一部改正）

第五十五条の九　法第百三十一条の六において読み替えて準用する会社法第二百七条第九項第三号に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一　会社法第百九十九条第一項第三号の価額を定めた日（以下この条において「価額決定日」という。）における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

二　価額決定日において当該有価証券が公開買付け等（金融商品取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下この号及び第六十条の二において同じ。）の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

（平一八農水経産令三・追加）

第五十五条の十　法第百三十一条の六において読み替えて準用する会社法第二百十三条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　株主総会に法第二百七条第一項に規定する現物出資財産の価額の決定に関する議案を提案した取締役

二　前号の議案の提案の決定に同意した取締役（取締役会設置会社の取締役を除く。）

三　第一号の議案の提案が取締役の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

い。

3　前項の申請書には、組織変更計画の内容を記載した書面、組織変更後株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書面を添付しなければならない。

（組織変更認可の申請書の添付書類）（平一八農水経産令三・全改）

第五十六条　法第百三十二条第三項の主務省令で定める書面は、次に掲げる書面（官公署が証明する書面の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　組織変更の理由及び内容を記載した書面

二　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ　組織変更後株式会社商品取引所の役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ　組織変更後株式会社商品取引所の役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

ハ　組織変更後株式会社商品取引所の役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　組織変更計画を承認した会員総会の議事録

四　直前事業年度の決算関係書類等

五　現に存する純資産額を証する書面

六　法第百二十九条第一項の規定により組織変更時発行株式を発行するときは、次に掲げる書面

イ　組織変更時発行株式の引受けの申込みを証する書面

ロ　金銭を出資の目的とするときは、法第百三十一条の三第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

ハ　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1)　検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

(2)　法第百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3)　法第百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4)　法第百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

ニ　検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

七　法第百二十四条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは

（認可基準）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第百三十三条　主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　組織変更後株式会社商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二　組織変更後株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

三　組織変更後株式会社商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

四　組織変更後株式会社商品取引所が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2　主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の認可をしてはならない。

一　組織変更後株式会社商品取引所の役員のうちに第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者があるとき。

二　申請書又はこれに添付すべき書面のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3　第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。

4　前条第一項の認可を受けて組織変更が行われた株式会社は、当該組

相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

八　商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類

九　主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに保有する議決権の数を記載した書面

織変更の時に、第七十八条の許可を受けたものとみなす。

5　組織変更をする会員商品取引所が開設していた商品市場において取引をしていた会員であつて、組織変更後株式会社商品取引所が開設する当該商品市場と同一の商品市場（同一の上場商品又は上場商品指数について同一の取引の方法により取引を行う商品市場をいう。第百四十九条第二項及び第四項において同じ。）において取引をしようとする者は、組織変更の時に、その商品市場における第八十二条第一項の取引資格を与えられたものとみなす。

（登記）（平一七法八七・全改）

第百三十四条　会員商品取引所の組織変更の登記については、組織変更の効力が生じた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の本店については設立の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

2　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更をする会員商品取引所の組織変更会員総会の議事録

四　組織変更後株式会社商品取引所の取締役（組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

五　組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後株式会社商品取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

七　株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

八　第百二十四条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財

産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九　第百二十九条の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の引受けの申込みを証する書面

ロ　金銭を出資の目的とするときは、第百三十一条の三第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1)　検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

(2)　第百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3)　第百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4)　第百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

ニ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

3　商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の会員商品取引所の組織変更の登記について準用する。

（組織変更の効力の発生等）（平一七法八七・全改）

第百三十五条　組織変更をする会員商品取引所は、効力発生日又は第百三十二条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、株式会社商品取引所となる。

2　組織変更をする会員商品取引所は、組織変更の効力が生じた日に、第百二十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3　組織変更をする会員商品取引所の会員は、組織変更の効力が生じた日に、第百二十二条第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

4　前三項の規定は、第百二十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

（平一七法八七）

第百三十六条　削除

（組織変更の無効の訴え）（平一七法八七・全改）

第百三十七条　会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同項中「各会社の本店」とあるのは、「株式会社商品取引所の本店及び支店並びに会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（政令への委任）（平一六法四三・全改）

第百三十八条　この法律に定めるもののほか、商品取引所の組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節　合併

第一款　総則

（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第百三十九条　会員商品取引所は、他の会員商品取引所又は株式会社商品取引所と合併をすることができる。この場合においては、合併をする商品取引所は、合併契約を締結しなければならない。

２　会員商品取引所が吸収合併（商品取引所が他の商品取引所とする合併であつて、合併により消滅する商品取引所（以下この節において「吸収合併消滅商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併後存続する商品取引所（以下この節において「吸収合併存続商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は新設合併（二以上の商品取引所がする合併であつて、合併により消滅する商品取引所（以下この節において「新設合併消滅商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併により設立する商品取引所（以下この節において「新設合併設立商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続商品取引所又は新設合併設立商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。

一　会員商品取引所と会員商品取引所とが合併する場合　会員商品取引所

二　会員商品取引所と株式会社商品取引所とが合併する場合　株式会社商品取引所

第二款　会員商品取引所と会員商品取引所との合併

（会員商品取引所と会員商品取引所との吸収合併契約）（平一七法八七・全改）

第百四十条　会員商品取引所と会員商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　会員商品取引所である吸収合併存続商品取引所（以下この節において「吸収合併存続会員商品取引所」という。）及び会員商品取引所である吸収合併消滅商品取引所（以下この節において「吸収合併消滅会員商品取引所」という。）の名称及び住所

二　吸収合併がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発生日」という。）

三　前二号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

（会員商品取引所と会員商品取引所との新設合併契約）（平一七法八七・全改）

第百四十一条　会員商品取引所と会員商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　会員商品取引所である新設合併消滅商品取引所（以下この節において「新設合併消滅会員商品取引所」という。）の名称及び住所

二　会員商品取引所である新設合併設立商品取引所（以下この節において「新設合併設立会員商品取引所」という。）の目的、名称及び

（会員商品取引所と会員商品取引所との吸収合併契約事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十六条の二　法第百四十条第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　吸収合併消滅会員商品取引所の会員が吸収合併に際して吸収合併存続会員商品取引所の会員となるときは、当該吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して割り当てるその持分に代わる当該吸収合併存続会員商品取引所の出資の口数又はその口数の算定方法並びに当該吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金及び損失てん補準備金の額に関する事項

二　吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる金銭を交付するときは、その当該金銭の額又はその算定方法

三　前二号に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対する第一号の出資及び前号の金銭の割当てに関する事項

主たる事務所の所在地
三　前号に掲げるもののほか、新設合併設立会員商品取引所の定款で定める事項
四　新設合併設立会員商品取引所の設立に際して理事長、理事及び監事となる者の氏名
五　前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

第三款　会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併

（会員商品取引所と株式会社商品取引所との吸収合併契約）（平一七法八七・全改）

第百四十二条　会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
一　株式会社商品取引所である吸収合併存続商品取引所（以下この節において「吸収合併存続株式会社商品取引所」という。）の商号及び住所並びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所
二　吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる株式等（株式又は金銭をいう。以下同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項
イ　当該株式等が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項
ロ　当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法
三　前号に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に

（会員商品取引所と会員商品取引所との新設合併契約事項）（平一八農水経産令三・全改）

第五十七条　法第百四十一条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　新設合併設立会員商品取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員商品取引所の会員に対して割り当てるその持分に代わる当該新設合併設立会員商品取引所の出資の口数又はその口数の算定方法並びに当該新設合併設立会員商品取引所の出資金、加入金及び損失てん補準備金の額に関する事項
二　新設合併消滅会員商品取引所の会員に対する前号の出資の割当てに関する事項
三　新設合併消滅会員商品取引所の会員に対して支払う金銭を定めたと

対する同号の株式等の割当てに関する事項
四　効力発生日
五　前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

（会員商品取引所と株式会社商品取引所との新設合併契約）（平一七法八七・全改）

第百四十三条　会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　新設合併消滅会員商品取引所の名称及び住所並びに株式会社商品取引所である新設合併消滅商品取引所（以下この節において「新設合併消滅株式会社商品取引所」という。）の商号及び住所
二　株式会社商品取引所である新設合併設立商品取引所（以下この節において「新設合併設立株式会社商品取引所」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
三　前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社商品取引所の定款で定める事項
四　新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者の氏名及びその設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称
五　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項
イ　新設合併設立株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合　新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称
ロ　新設合併設立株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合　新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査役となる者の氏名
六　新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付するその持分又は株式に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項
七　新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主（新設合併消滅商品取引所を除く。）に対する前号の株式の割当てに関する事項
八　新設合併消滅株式会社商品取引所が新株予約権を発行しているとと

きは、新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項

イ　当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ　イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社商品取引所が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ　当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

九　前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

2　前項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

一　ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二　前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3　第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主（新設合併消滅商品取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社商品取引所の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

第四款　会員商品取引所の合併の手続

（吸収合併消滅会員商品取引所の手続）（平一七法八七・全改）

第百四十四条　吸収合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員総会の日の十日前の日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

（吸収合併消滅会員商品取引所の事前開示事項）（平一八農水経産令三・全改）

第五十八条　法第百四十四条第一項の主務省令で定める事項は、吸収合併存続商品取引所が会員商品取引所である場合にあっては、次に掲げる事項とする。

一　第五十六条の二各号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二　吸収合併存続会員商品取引所についての次に掲げる事項

イ　最終事業年度（会員商品取引所にあっては各事業年度に係る法第六十六条第一項に規定する決算関係書類等につき法第六十八条の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものとし、株式会社商品取引所にあっては会社法第二条第二十四号に規定する最終事業年度とする。以下同じ。）に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容

ロ　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併存続会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三　吸収合併消滅会員商品取引所（法第七十七条第一項において準用する会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）の規定により清算をする会員商品取引所（以下「清算会員商品取引所」という。）を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四　吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会員商品取引所の債務（法第百四十四条第五項において準用する法第百二十四条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者

に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

五　法第百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（吸収合併消滅会員商品取引所の事前開示事項）（平一八農水経産令三・全改）

第五十九条　法第百四十四条第一項の主務省令で定める事項は、吸収合併存続商品取引所が株式会社商品取引所である場合にあっては、次に掲げる事項とする。

一　法第百四十二条第二号及び三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二　吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等（法第百四十二条第二号に規定する株式等をいう。以下同じ。）の全部又は一部が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式であるときは、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定款の定め

三　吸収合併存続株式会社商品取引所についての次に掲げる事項

イ　最終事業年度に係る計算書類等の内容（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日における貸借対照表の内容）

ロ　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（会社法第四百四十一条第一項に規定する臨時決算日をいう。以下同じ。）（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等（会社法施行規則第二条第三項第十三号の臨時計算書類等をいう。以下同じ。）があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ　最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併存続株式会社商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四　吸収合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条

2　吸収合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　吸収合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4　吸収合併消滅会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

5　第百二十四条の規定は、吸収合併消滅会員商品取引所について準用する。

6　吸収合併消滅会員商品取引所は、吸収合併存続商品取引所との合意により、効力発生日を変更することができる。

7　前項の場合には、吸収合併消滅会員商品取引所は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

8　第六項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節の規定を適用する。

第四項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五　吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社商品取引所の債務（法第百四十四条第五項において準用する法第百二十四条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みの有無に関する事項

六　法第百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（吸収合併存続会員商品取引所の手続）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の二　吸収合併存続会員商品取引所は、次項の会員総会の日の十日前の日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

２　吸収合併存続会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

（吸収合併存続会員商品取引所の事前開示事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の二　法第百四十四条の二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　第五十六条の二各号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二　吸収合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。）についての次に掲げる事項

イ　最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容

ロ　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅会員商品取引所の成立の日。第四号において同じ。）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の二第二項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生じた日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三　吸収合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所に限る。）が法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四　吸収合併存続会員商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併存続会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の二第二項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生じた日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五　吸収合併が効力を生じた日以後における吸収合併存続会員商品取引所の債務（法第百四十四条の二第三項において準用する法第百二十四条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六　法第百四十四条の二第二項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生じた日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

3　第百二十四条の規定は、吸収合併存続会員商品取引所について準用する。

4　吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が承継した吸収合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

5　吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

6　吸収合併存続会員商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併存続会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一　第一項又は前項の書面の閲覧の請求

二　第一項又は前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

7　吸収合併存続会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（新設合併消滅会員商品取引所の手続）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の三　新設合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員総会の日の十日前の日から新設合併設立商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録

（吸収合併存続会員商品取引所の事後開示事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の三　法第百四十四条の二第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　吸収合併の効力が生じた日

二　吸収合併消滅会員商品取引所における法第百四十四条第五項において準用する法第百二十四条の規定による手続の経過

三　吸収合併存続会員商品取引所における法第百四十四条の二第三項において準用する法第百二十四条の規定による手続の経過

四　吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項

五　法第百四十四条第一項の規定により吸収合併消滅会員商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

六　法第百四十七条第一項の変更の登記をした日

七　前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

（新設合併消滅会員商品取引所の事前開示事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の四　法第百四十四条の三第一項の主務省令で定める事項は、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所である場合にあつては、次に掲げる事項とする。

した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

一　第五十七条各号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

二　他の新設合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ　最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容

ロ　他の新設合併消滅会員商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該他の新設合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後新設合併設立会員商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事業の内容に限る。）

三　他の新設合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所に限る。）が法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四　当該新設合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該新設合併消滅会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該新設合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後新設合併設立会員商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五　新設合併設立会員商品取引所の成立の日以後における当該新設合併設立会員商品取引所の債務（他の新設合併消滅会員商品取引所から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六　法第百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設合併消滅会員商品取引所の事前開示事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の五　法第百四十四条の三第一項の主務省令で定める事項は、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所である場合にあっては、次に掲げる事項とする。

一　法第百四十三条第一項第六号及び第七号に掲げる事項についての定

めの相当性に関する事項

二　他の新設合併消滅商品取引所（清算株式会社及び清算会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ　最終事業年度に係る計算書類等又は財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅商品取引所の成立の日）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ　他の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該他の新設合併消滅商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事業の内容に限る。）

三　他の新設合併消滅商品取引所（清算株式会社又は清算会員商品取引所に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表

四　当該新設合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該新設合併消滅会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該新設合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事業の内容に限る。）

五　新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日以後における当該新設合併設立株式会社商品取引所の債務（他の新設合併消滅商品取引所から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六　法第百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2　新設合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　新設合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4　新設合併消滅会員商品取引所は、会員総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

5　第百二十四条の規定は、新設合併消滅会員商品取引所について準用する。

（新設合併設立会員商品取引所の手続）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の四　第二節第一款（第七条、第八条、第十一条第二項、第四項及び第五項前段、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条から第二十五条まで並びに第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立会員商品取引所の設立については、適用しない。

2　新設合併設立会員商品取引所の定款は、新設合併消滅会員商品取引所が作成する。

3　新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立会員商品取引所が承継した新設合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

（新設合併設立会員商品取引所の事後開示事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の六　法第百四十四条の四第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　新設合併の効力が生じた日

二　法第百四十四条の三第五項において準用する法第百二十四条の規定による手続の経過

三　新設合併により新設合併設立会員商品取引所が新設合併消滅会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

4　新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

5　新設合併設立会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併設立会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

6　新設合併設立会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第五款　株式会社商品取引所の合併の手続

第一目　吸収合併存続株式会社商品取引所の手続

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の五　吸収合併存続株式会社商品取引所（会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合における当該吸収合併存続株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。）は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一　吸収合併契約について株主総会（種類株主総会を含む。）の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日

（新設合併設立会員商品取引所の事後開示事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の七　法第百四十四条の四第四項に規定する主務省令で定める事項は、法第百四十四条の三第一項の規定により新設合併消滅会員商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。

（吸収合併存続株式会社商品取引所の事前開示事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の八　法第百四十四条の五第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第百四十二条第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二　吸収合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。）についての次に掲げる事項

イ　最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容

ロ　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収

二　第百四十四条の八第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日
三　第百四十四条の十第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2　吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
一　前項の書面の閲覧の請求
二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三　前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法によ

合併消滅会員商品取引所の成立の日。第四号において同じ。）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生じた日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
三　吸収合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所に限る。）が法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表
四　吸収合併存続株式会社商品取引所において次に掲げる事項
イ　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併存続株式会社商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生じた日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
ロ　吸収合併存続株式会社商品取引所において最終事業年度がないときは、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日における貸借対照表
五　吸収合併の効力が生ずる日以後における吸収合併存続株式会社商品取引所の債務（法第百四十四条の十第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
六　法第百四十四条の五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生じた日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

り表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（吸収合併契約の承認等）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の六　吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2　次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。

一　吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅会員商品取引所の債務の額として主務省令で定める額（次号において「承継債務額」という。）が吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産の額として主務省令で定める額（同号において「承継資産額」という。）を超える場合

二　吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する金銭の額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

3　承継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産に吸収合併存続株式会社商品取引所の株式が含まれる場合には、取締役は、第一項の株主総

（資産の額等）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の九　法第百四十四条の六第二項第一号に規定する債務の額として主務省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一　吸収合併の直後に吸収合併存続株式会社商品取引所の貸借対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

二　吸収合併の直前に吸収合併存続株式会社商品取引所の貸借対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

2　法第百四十四条の六第二項第一号に規定する資産の額として主務省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一　吸収合併の直後に吸収合併存続株式会社商品取引所の貸借対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

二　吸収合併の直前に吸収合併存続株式会社商品取引所の貸借対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額から法第百四十四条の六第二項第二号の金銭の額を減じて得た額

会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

4　吸収合併存続株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式であるときは、吸収合併は、第百四十二条第二号イの種類の株式（譲渡制限株式であつて、会社法第百九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5　第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

6　前項の規定は、第四項の種類株主総会について準用する。

（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の七　前条第一項から第三項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を吸収合併存続株式会社商品取引所の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社商品取引所の譲渡制限株式である場合であつて、吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社（会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下この節において同じ。）でないときは、この限りでない。

一　次に掲げる額の合計額

イ　吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する吸収合併存続株式会社商品取引所の株式の数に一株当たり純資産額（会社法第百四十一条第二項に規定する一株当たり純資産額をいう。）を乗じて得た額

ロ　吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する金銭の額の合計額

二　吸収合併存続株式会社商品取引所の純資産額として主務省令で定める方法により算定される額

２　前項本文に規定する場合において、主務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条第一項の規定による通知又は同条第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

（純資産の額）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の十　法第百四十四条の七第一項第二号に規定する主務省令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約を締結した日（当該吸収合併契約により当該吸収合併契約を締結した日と異なる時（当該吸収合併契約を締結した日後から吸収合併の効力が生ずる時までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて吸収合併存続株式会社商品取引所の純資産額とする方法とする。

一　資本金の額

二　資本準備金の額

三　利益準備金の額

四　会社法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

六　新株予約権の帳簿価額

七　自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

（株式の数）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の十一　法第百四十四条の七第二項に規定する主務省令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

一　特定株式（法第百四十四条の七第二項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

二　法第百四十四条の七第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から吸収合併存続株式会社商

３　前条第五項の規定は、前項の株主総会について準用する。

（株主に対する通知）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の八　吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所（第百四十四条の六第三項に規定する場合にあつては、同項の株式に関する事項を含む。）を通知しなければならない。

２　次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

一　吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社である場合

二　吸収合併存続株式会社商品取引所が第百四十四条の六第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約の承認を受けた場合

３　会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株式買取請求）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の九　吸収合併をする場合には、反対株主は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

２　前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一　吸収合併をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合　次に掲げる株主

イ　当該株主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を当該吸収品取引所に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三　法第百四十四条の七第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四　定款で定めた数

合併存続株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ　当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二　前号に規定する場合以外の場合　すべての株主

3　会社法第七百九十七条第五項から第七項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併をする場合の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）（平一八政一八〇・追加）

第八条の四　法第百四十四条の九第三項の規定により同条第一項の規定による請求について会社法第七百九十七条第五項及び第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百九十七条第五項	第一項	商品取引所法第百四十四条の九第一項
第八百七十二条第四号	第八百七十条各号	第八百七十条第四号

（債権者の異議）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の十　吸収合併存続株式会社商品取引所の債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2　吸収合併存続株式会社商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（社債管理者（会社法第七百二条の社債管理者をいう。以下この条において同じ。）がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一　吸収合併をする旨

二　吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所

三　吸収合併存続株式会社商品取引所の計算書類に関する事項として主務省令で定めるもの

（計算書類に関する事項）（平一八農水経産令三・追加、平一九農水経産令三・一部改正）

第五十九条の十二　法第百四十四条の十第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告

四　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3　前項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4　債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5　債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続株式会社商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該

の日のいずれか早い日における次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社商品取引所が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの

イ　官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ　電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十九号イに掲げる事項

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社商品取引所が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合　会社法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三　吸収合併存続株式会社商品取引所が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき　その旨

四　吸収合併存続株式会社商品取引所につき最終事業年度がない場合　その旨

五　吸収合併存続株式会社商品取引所が清算株式会社である場合　その旨

六　前各号に掲げる場合以外の場合　会社計算規則第六編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6　会社法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7　第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を伸長することができる。

8　前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる。ただし、会社法第七百二条の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

9　会社法第八百六十八条第三項、第八百七十条（第十一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。

（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の十一　吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続株式会社商品取引所が承継した吸収合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

（吸収合併存続株式会社商品取引所の事後開示事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の十三　法第百四十四条の十一第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　吸収合併の効力が生じた日

二　吸収合併消滅会員商品取引所における法第百四十四条第五項において準用する法第百二十四条の規定による手続の経過

三　吸収合併存続株式会社商品取引所における法第百四十四条の九（同条第三項については、会社法第七百九十七条第五項から第七項までを準用する部分に限る。）及び第百四十四条の十第一項から第五項までの規定による手続の経過

四　吸収合併により吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項

五　法第百四十四条第一項の規定により吸収合併消滅会員商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

六　法第百四十七条第二項の変更の登記をした日

七　前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

2　吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3　吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4　吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第二目　新設合併消滅株式会社商品取引所の手続

（新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の十二　新設合併消滅株式会社商品取引所（会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併消滅株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。）は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一　次条第一項の株主総会の日の二週間前の日

二　新設合併契約について種類株主総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該種類株主総会の日の二週間前の日

三　第百四十四条の十四第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

四　第百四十四条の十七において準用する第百四十四条の十第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い

（新設合併消滅株式会社商品取引所の事前開示事項）（平一八農水経産令三・追加、平一九農水経産令三・一部改正）

第五十九条の十四　法第百四十四条の十二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百四十三条第一項第六号及び第七号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

二　新設合併消滅株式会社商品取引所の全部又は一部が新株予約権を発行しているときは、法第百四十三条第一項第八号及び第九号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

三　他の新設合併消滅商品取引所（清算株式会社及び清算会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ　最終事業年度に係る計算書類等又は財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の

日

2　新設合併消滅株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の定めた費用

新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の日）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ　他の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該他の新設合併消滅商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の十二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事業の内容に限る。）

四　他の新設合併消滅商品取引所（清算株式会社又は清算会員商品取引所に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表

五　当該新設合併消滅株式会社商品取引所（清算株式会社を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ　当該新設合併消滅株式会社商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該新設合併消滅株式会社商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の十二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ　当該新設合併消滅株式会社商品取引所において最終事業年度がないときは、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の日における貸借対照表

六　新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日以後における当該新設合併設立株式会社商品取引所の債務（他の新設合併消滅商品取引所から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

七　法第百四十四条の十二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　新設合併消滅株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（新設合併契約の承認）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の十三　新設合併消滅株式会社商品取引所は、株主総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

2　前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

3　前項の規定にかかわらず、新設合併消滅株式会社商品取引所が公開会社である場合において、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一項の株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、会社法第三百九条第三項に定める決議によらなければならない。

4　新設合併消滅株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、当該新設合併は、当該譲渡制限株式の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5　前項の種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

（株主等に対する通知）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の十四　新設合併消滅株式会社商品取引所は、前条第一項の株主総会の決議の日から二週間以内に、その株主及び登録株式質権者（会社法第百四十九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。）並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者（同法第二百七十条第一項に規定する登録新株予約権質権者をいう。）に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅商品取引所及び新設合併設立株式会社商品取引所の名称又は商号及び住所を通知しなければならない。

2　前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3　会社法第九百四十条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株式買取請求）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の十五　新設合併をする場合には、次に掲げる株主は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一　新設合併契約を承認するための株主総会（種類株主総会を含む。）に先立つて当該新設合併に反対する旨を当該新設合併消滅株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二　当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2　会社法第八百六条第五項から第七項まで、第八百七条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的

（新設合併をする場合の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）（平一八政一八〇・追加）

第八条の五　法第百四十四条の十五第二項の規定により同条第一項の規定による請求について会社法第八百六条第五項及び第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えは、政令で定める。

（新株予約権買取請求）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の十六　新設合併をする場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

２　会社法第八百八条第五項から第七項まで、第八百九条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（準用規定）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の十七　第百四十四条の十の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所について準用する。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六条第五項	第一項	商品取引所法第百四十四条の十五第一項
	第三項	同法第百四十四条の十四第一項
	前項	同条第二項
第八百七十二条第四号	第八百七十条各号	第八百七十条第四号

（新設合併をする場合の新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え）（平一八政一八〇・追加）

第八条の六　法第百四十四条の十六第二項の規定により同条第一項の規定による請求について会社法第八百八条第五項、第八百九条第五項及び第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百八条第五項	第三項	商品取引所法第百四十四条の十四第一項
	前項	同条第二項
第八百九条第五項	次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時	新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日
第八百七十二条各号	第八百七十条各号	第八百七十条第四号

第三目　新設合併設立株式会社商品取引所の手続

（株式会社商品取引所の設立の特則）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の十八　会社法第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九条、第三十一条、第三十九条及び第四十七条から第四十九条までを除く。）の規定は、新設合併設立株式会社商品取引所（会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併設立株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。）の設立については、適用しない。

2　新設合併設立株式会社商品取引所の定款は、新設合併消滅商品取引所が作成する。

（新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）（平一七法八七・追加）

第百四十四条の十九　新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立株式会社商品取引所が承継した新設合併消滅商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2　新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

（新設合併設立株式会社商品取引所の事後開示事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の十五　法第百四十四条の十九第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　新設合併の効力が生じた日

二　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める規定による手続の経過

イ　新設合併消滅会員商品取引所　法第百四十四条の三第五項において準用する法第百二十四条の規定

ロ　新設合併消滅株式会社商品取引所　法第百四十四条の十五第一項及び第二項（会社法第八百六条第五項から第七項までを準用する部分に限る。）、法第百四十四条の十六第一項及び第二項（会社法第八百八条第五項から第七項までを準用する部分に限る。）並びに法第百四十四条の十七において準用する法第百四十四条の十第一項から第五項までの規定

三　新設合併により新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併消滅商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

（新設合併設立株式会社商品取引所の事後開示事項）（平一八農水経産令三・追加）

第五十九条の十六　法第百四十四条の十九第二項に規定する主務省令で定める事項は、法第百四十四条の三第一項及び法第百四十四条の十二第一項により新設合併消滅商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。

3　新設合併設立株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併設立株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4　新設合併設立株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第六款　合併の効力の発生等

（合併の認可）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第百四十五条　商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する者又は合併により設立される者が商品取引所であるものに限る。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所（以下「合併後の商品取引所」という。）について次に掲げる事項（合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあつては、第二号に掲げるものを除く。）を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　名称又は商号

二　資本金の額

三　事務所又は本店、支店その他の営業所の所在地

四　上場商品又は上場商品指数

五　役員の氏名及び住所

六　会員等の氏名又は商号若しくは名称及び会員等が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

3　前項の申請書には、合併契約の内容を記載した書面、合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書面を添付しなければならない。

（合併認可の申請書の添付書類）（平一八農水経産令三・一部改正）

第六十条　法第百四十五条第三項の主務省令で定める書面は、次に掲げる書面（官公署が証明する書面の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　合併の理由を記載した書面

二　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ　合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所の役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ　合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所の役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

ハ　合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所の役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　会員等の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、会員が取引をする商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面又は取引参加者が取引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項第一号イからハまで若しくは同項第二号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書面、その者が法第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申請に係る商品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

四　合併を行う各商品取引所の合併総会（会員商品取引所にあっては、法第百四十四条第四項、第百四十四条の二第二項又は第百四十四条の三第四項の会員総会をいい、株式会社商品取引所にあっては、法第百四十四条の六第一項、第百四十四条の十三第一項、会社法第七百八十三条第一項、第七百九十五条第一項又は第八百四条第一項の株主総会をいう。）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

五　合併を行う各商品取引所の財産及び収支の状況を知ることができる書面（会員商品取引所にあっては最終事業年度の決算関係書類等、株式会社商品取引所にあっては最終事業年度の計算書類等及びその附属明細書）

六　法第百四十四条第五項、第百四十四条の二第三項及び第百四十四条の三第五項において準用する法第百二十四条第二項、第百四十四条の十第二項（第百四十四条の十七において準用する場合を含む。）、会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（第百二十四条第三項、第百四十四条

（認可基準）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第百四十六条　主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準（合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあつては、第一号及び第六号に掲げるものを除く。）に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　合併後の商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二　申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

三　上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上の十第三項（第百四十四条の十七において準用する場合を含む。）、会社法第七百八十九条第三項、第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七　合併により消滅する商品取引所の開設している商品市場における取引に関する業務の承継の方法を記載した書面

八　商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面（合併後の商品取引所が株式会社商品取引所である場合に限る。）

九　開設しようとする商品市場における合併後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

十　合併に際して上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面

十一　合併に際して二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

場商品構成物品の売買等を業として行つている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

四　二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。

五　合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、会員等の資格、会員等の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

六　合併後の商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

七　合併後の商品取引所が商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

八　合併後の商品取引所において、合併により消滅する商品取引所の開設している商品市場における取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

2　主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の認可をしてはならない。

一　合併後の商品取引所の役員のうちに第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者があるとき。

二　申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3　主務大臣は、商品取引所の存続期間（株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存続期間）又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている前条第一項の認可の申請があつた場合においては、第一項第二号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす

おそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第三号及び第四号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4　第十五条第五項から第十一項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第十五条第十項中「第三号」とあるのは、「第六号」と読み替えるものとする。

（吸収合併の登記）（平一七法八七・全改）

第百四十七条　会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が会員商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。

2　会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併存続商品取引所について、会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（新設合併の登記）（平一七法八七・追加）

第百四十七条の二　会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。この場合における第二十条第二項の適用については、同項中「前項」とあるのは、「新設合併設立商品取引所についての設立」とする。

一　第百四十四条の三第四項の会員総会の決議の日

二　第百四十四条の三第五項において準用する第百二十四条の規定による手続が終了した日

三　新設合併消滅商品取引所が合意により定めた日

四　第百四十五条第一項の認可を受けた日

2　会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。

一　第百四十四条の十三第一項の株主総会の決議の日

二　新設合併をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日

三　第百四十四条の十四第一項の規定による通知又は同条第二項の公告をした日から二十日を経過した日

四　第百四十四条の十七において準用する第百四十四条の十の手続が終了した日

五　前項各号に掲げる日

（合併の効力の発生等）（平一七法八七・全改）

第百四十八条　吸収合併存続商品取引所は、効力発生日又は第百四十五条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅商品取引所の権利義務（当該商品取引所がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。第三項において同じ。）を承継する。

2　吸収合併消滅商品取引所の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3　新設合併設立商品取引所は、その成立の日に、新設合併消滅商品取引所の権利義務を承継する。

4　次の各号に掲げる規定に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所若しくは新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主は、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日に、当該各号に定める事項についての定めに従い、次の各号に掲げる規定の株式の株主となる。

一　第百四十二条第二号イ　同条第三号に掲げる事項

二　第百四十三条第一項第六号　同項第七号に掲げる事項

5　新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権は、新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日に、消滅する。

（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第百四十九条　第百四十五条第一項の認可を受けて設立された者は、当該設立の時に、第九条又は第七十八条の許可を受けたものとみなす。

2　合併後の商品取引所は、吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結了していないものがあるときは、当該取引に係る商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）を開設する場合を除き、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場と同一の商品市場を開設しなければならない。

3　第五条第一項の規定は、合併後の商品取引所が前項の規定により商品市場を開設する場合には、適用しない。

4　吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結了していないものは、合併後の商品取引所の当該商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）において同一の条件で成立した取引とみなす。

（同種の商品市場）（平七政七八・追加、平一一政八〇・旧第六条の三繰上、平一六政二五九・旧第六条繰下・一部改正、平一八政一八〇・一部改正）

第九条　法第百四十九条第二項及び第四項の政令で定める同種の商品市場は、次に掲げる商品市場とする。

一　上場商品に係る商品市場にあつては、合併によつて消滅した商品取引所の商品市場の上場商品構成物品のすべてをその上場商品に含み、当該上場商品構成物品ごとに当該消滅した商品取引所の商品市場において行われていた種類の取引のすべてを行う商品市場

二　上場商品指数に係る商品市場にあつては、合併によつて消滅した商品取引所の商品市場の上場商品指数に含まれる商品指数（以下この号において「上場商品指数構成指数」という。）のすべてをその上場商品指数に含み、当該上場商品指数構成指数ごとに当該消滅した商品取引所の商品市場において行われていた種類の取引のすべてを行う商品市場

（一に満たない端数の処理等）（平一七法八七・全改）

第百五十条　会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第百四十二条の吸収合併及び第百四十三条第一項の新設合併について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会員商品取引所の会員が合併に際し株式等の割当てを受ける場合について準用する会社法の規定の読替え）（平一八政一八〇・追加）

第九条の二　法第百五十条の規定により法第百四十二条の吸収合併及び法第百四十三条第一項の新設合併について会社法第二百三十四条第二項及び第八百七十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（株式の発行等により一に満たない株式の端数を処理する場合における市場価格）（平一八農水経産令三・追加、平一九農水経産令三・一部改正）

第六十条の二　法第百五十条において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて法第百五十条において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する株式の価格とする方法とする。

一　当該株式を市場において行う取引によつて売却する場合　当該取引によつて売却する価格

（株券等の提出）（平一七法八七・全改）

第百五十一条　会社法第二百十九条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百二十条並びに第二百九十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項から第四項までの規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

２　会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百二十条第一項（前項において準用する同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商業登記法の準用）（平一七法八七・全改）

第百五十二条　商業登記法第七十九条、第八十条（第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十一条（第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十二条及び第八十三条の規定は、第百三十

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十四条第二項	法務省令	主務省令
第八百七十一条第二号	第八百七十四条各号	第八百七十四条第号

（会員商品取引所と会員商品取引所との合併による会員商品取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）（平一八政一八〇・追加）

第九条の三　法第百五十二条第一項の規定により法第百三十九条第二項第一号に掲げる場合における合併による会員商品取引所の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ　売却日における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ　売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

九条第二項第一号に掲げる場合における合併による会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第八十条第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同条第五号及び同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をする会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び代表権を有する者の資格を証する書面」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十二条第二項から第四項まで及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　商業登記法第七十九条、第八十条（第六号、第九号及び第十号を除く。）及び第八十一条から第八十三条までの規定は、第百三十九条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員商品取引所及び株式会社商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八十条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めに百二十五号）第八十条（第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。）及び第八十一条（第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	商品取引所法第百四十四条の二第三項の規定により準用する同法第百二十四条第二項
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	商品取引所法第百五十四条第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。） 同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	商品取引所法第百五十四条第五項の規定により準用する同法第百二十四条第二項 同条第三項
第八十一条第八号	会社法第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。） 同法第八百十条第三項（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	商品取引所法第百四十四条の三第五項の規定により準用する同法第百二十四条第二項 同条第三項

（会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併による会員商品取引所及び株式会社商品取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）（平一八政一八〇・追加）

第九条の四　法第百五十二条第二項の規定により法第百三十九条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員商品取引所及び株式会社商品取引所の登記について商業登記法第八十条（第六号、第九号、及び第十号を除く。）、第八十一条及び第八十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

よる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「本店又は事務所」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併の無効の訴え）（平一七法八七・全改）

第百五十三条　会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文	商品取引所法第百四十四条の七第一項本文
	同条第四項	同条第二項
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	商品取引所法第百四十四条の十第二項
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	商品取引所法第百五十四条第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	商品取引所法第百四十四条第五項の規定により準用する同法第百二十四条第二項
	同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	同条第三項
第八十一条第六号	会社法第八百四条第一項及び第三項	商品取引所法第百四十四条の十三第一項及び第四項
第八十一条第八号	会社法第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	商品取引所法第百四十四条の三第五項の規定により準用する同法第百二十四条第二項及び同法第百四十四条の十七の規定により準用する同法第百四十四条の十第二項
	同法第八百十条第三項（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	同法第百四十四条の三第五項の規定により準用する同法第百二十四条第三項及び同法第百四十四条の十七の規定により準用する同法第百四十四条の十第三項
第八十三条第二項	本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければ	主たる事務所又は本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければ

第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第百三十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは、「各株式会社商品取引所の本店並びに各会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

（政令等への委任）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第百五十四条　この法律に定めるもののほか、商品取引所の合併に関し必要な事項は、政令で定める。

2　合併に際して資本準備金として計上すべき額その他合併に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（合併に際しての計算に関し必要な事項）（平一八農水経産令三・追加）

第六十条の三　法第百五十四条第二項の規定により主務省令で定める合併に際しての計算に関し必要な事項は、次条から第六十条の十二までに定めるところによる。

（会計慣行のしん酌）（平一八農水経産令三・追加）

第六十条の四　次条から第六十条の十二までの規定の用語の解釈及びその適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計慣行をしん酌しなければならない。

（吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合における吸収合併存続会員商品取引所の会員資本）（平一八農水経産令三・一部追加、平一九農水経産令三・一部改正）

第六十条の五　吸収合併（法第百四十条の吸収合併をいう。以下第六十条の七までにおいて同じ。）に際して吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する財産（以下「吸収合併対価」という。）の全部又は一部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合（次条の規定を適用する場合を除く。）には、吸収合併存続会員商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一　吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の出資金の額（以下「吸収合併後出資金額」という。）　次に掲げる額の合計額

イ　吸収合併の直前の吸収合併存続会員商品取引所の出資金の額（以下「吸収合併直前出資金額」という。）

ロ　吸収合併会員資本変動額が零以上の額であるときは、当該吸収合併会員資本変動額の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額（当該吸収合併会員資本変動額が零未満である場合にあっては、零）

二　吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の加入金の額（以下「吸収合併後加入金額」という。）　次に掲げる額の合計額

イ　吸収合併の直前の吸収合併存続会員商品取引所の加入金の額（以下「吸収合併直前加入金額」という。）

ロ　吸収合併会員資本変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額

三　吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の資本剰余金の額（以下「吸収合併後資本剰余金額」という。）　イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額

イ　吸収合併の直前の吸収合併存続会員商品取引所の資本剰余金の額（以下「吸収合併直前資本剰余金額」という。）

ロ　吸収合併会員資本変動額

ハ　第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額

四　吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の法定準備金の額（以下「吸収合併後法定準備金額」という。）　吸収合併の直前の吸収合併存続会員商品取引所の法定準備金の額（以下「吸収合併直前法定準備金額」という。）

五　吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の利益剰余金の額（以下「吸収合併後利益剰余金額」という。）　次に掲げる額の合計額

イ　吸収合併の直前の吸収合併存続会員商品取引所の利益剰余金の額（以下「吸収合併直前利益剰余金額」という。）

ロ　吸収合併会員資本変動額が零未満であるときは、吸収合併会員資本変動額

2　前項に規定する「吸収合併会員資本変動額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　吸収合併存続会員商品取引所が承継する財産（以下「吸収合併対象財産」という。）の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合　吸収合併対価の時価その他適切な方法により算定された吸収合併対価の価額（吸収合併存続会員商品取引所の出資に係るものに限る。）

二　前号の規定を適用することにより会員資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ　吸収合併対象純資産額（吸収合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額から吸収合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額をいう。）

ロ　吸収合併存続会員商品取引所における吸収合併直前の吸収合併対価の帳簿価額（吸収合併存続会員商品取引所の出資以外の吸収合併対価が存しない場合にあっては、零）

（出資金等も引き継ぐ場合等における会員資本）（平一八農水経産令三・追加、平一九農水経産令三・一部改正）

第六十条の六　吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金につき吸収合併消滅会員商品取引所における吸収合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合には、吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定める額とする。

一　吸収合併後出資金額　次に掲げる額の合計額

イ　吸収合併直前出資金額

ロ　吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の出資金の額（吸収合併対価が存しない場合にあっては、零）

二　吸収合併後加入金額　次に掲げる額の合計額

イ　吸収合併直前加入金額

ロ　吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の加入金の額（吸収合併対価が存しない場合にあっては、零）

三　吸収合併後資本剰余金額　次に掲げる額の合計額

イ　吸収合併直前資本剰余金額

ロ　吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の資本剰余金の額（吸収合併対価が存しない場合にあっては、吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の出資金の額、加入金の額及び資本剰余金の額の合計額）

四　吸収合併後法定準備金額　次に掲げる額の合計額

イ　吸収合併直前法定準備金額

ロ　吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の法定準備金の額（吸収合併対価が存しない場合にあっては、零）

五　吸収合併後利益剰余金額　次に掲げる額の合計額

イ　吸収合併直前利益剰余金額

ロ　吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の利益剰余金の額（吸収合併対価が存しない場合にあっては、吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の法定準備金の額及び利益剰余金の額の合計額）

2　前項に規定する「吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金につき吸収合併消滅会員商品取引所における吸収合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

一　吸収合併対象財産に吸収合併消滅会員商品取引所における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合であること。

二　次に掲げるいずれかの場合であること。

イ　吸収合併対価の全部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合

ロ　吸収合併対価が存しない場合

三　次に掲げるいずれかの場合であること。

イ　前項の規定に従って計算すべき場合

ロ　イに掲げる場合のほか、前条第二項第二号に掲げる場合において、吸収合併存続会員商品取引所がこの条の規定を適用するものと定めたとき。

（平一九農水経産令三・改正）

第六十条の七　削除

（会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併する場合の法務省令の適用）（平一八農水経産令三・追加、平一九農水経産令三・一部改正）

第六十条の八　会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合における会社計算規則第二編第二章第二節第一款及び第二款並びに第三章第四節第一款の規定の適用については、同規則第五十九条中「吸収合併の直前の資本金、資本剰余金及び利益剰余金」とあるのは「吸収合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金」と、「資本金の額」とあるのは「出資金の額」と、「資本

準備金の額」とあるのは「加入金の額」と、「その他資本剰余金の額」とあるのは「資本剰余金の額」と、「利益準備金の額」とあるのは「法定準備金の額」と、「その他利益剰余金の額」とあるのは「利益剰余金の額」とする。

（時価等で評価する場合における新設合併設立会員商品取引所の会員資本）（平一八農水経産令三・追加、平一九農水経産令三・一部改正）

第六十条の九　新設合併（法第百四十一条の新設合併をいう。以下第六十条の十一までにおいて同じ。）により新設合併設立会員商品取引所が承継する財産（以下「新設合併対象財産」という。）（新設合併取得会員商品取引所（新設合併消滅会員商品取引所のうち、一の会員商品取引所の有する財産に付された新設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立会員商品取引所における帳簿価額とすべき場合における当該一の会員商品取引所をいう。以下同じ。）の財産を除く。以下この条において同じ。）の全部の取得原価を新設合併対価（新設合併に際して新設合併設立会員商品取引所が新設合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する財産をいう。以下この条において同じ。）の時価その他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合において、新設合併設立会員商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、新設合併契約により次項の規定によるものと定めたときは、この限りでない。

一　新設合併設立会員商品取引所の設立時の出資金の額（以下「設立時出資金額」という。）　新設合併会員払込出資額（次に掲げる額の合計額をいう。以下この項において同じ。）　（当該新設合併会員払込出資額が零未満である場合にあっては、零）の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

イ　新設合併対象純資産額（新設合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額から新設合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額（新設合併取得会員商品取引所から承継するものに係るものに限る。）をいう。）

ロ　新設合併対価時価（新設合併対価の時価その他適切な方法により算定された新設合併対価の価額をいう。以下この条において同じ。）（新設合併設立会員商品取引所の出資に係るものであって、新設合併取得会員商品取引所以外の新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付するものに限る。）

二　新設合併設立会員商品取引所の設立時の加入金の額（以下「設立

時加入金額」という。）　新設合併会員払込出資額（当該新設合併会員払込出資額が零未満である場合にあっては、零）から設立時出資金額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三　新設合併設立会員商品取引所の設立時の資本剰余金の額（以下「設立時資本剰余金額」という。）　新設合併会員払込出資額（当該新設合併会員払込出資額が零未満である場合にあっては、零）から設立時出資金額及び設立時加入金額の合計額を減じて得た額

四　新設合併設立会員商品取引所の設立時の法定準備金の額（以下「設立時法定準備金額」という。）　零

五　新設合併設立会員商品取引所の設立時の利益剰余金の額（以下「設立時利益剰余金額」という。）　零（新設合併会員払込出資額が零未満であるときは、当該新設合併会員払込出資額）

2　前項ただし書に規定する場合には、新設合併設立会員商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一　設立時出資金額　次に掲げる額の合計額

イ　新設合併取得会員商品取引所の新設合併の直前の出資金の額

ロ　新設合併対価時価（新設合併設立会員商品取引所の出資に係るものであって、新設合併取得会員商品取引所以外の新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付するものに限る。以下この項において同じ。）の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二　設立時加入金額　次に掲げる額の合計額

イ　新設合併取得会員商品取引所の新設合併の直前の加入金の額

ロ　新設合併対価時価から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三　設立時資本剰余金額　イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額

イ　新設合併取得会員商品取引所の新設合併の直前の資本剰余金の額

ロ　新設合併対価時価

ハ　第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額

四　設立時法定準備金額　新設合併取得会員商品取引所の新設合併の直前の法定準備金の額

五　設立時利益剰余金額　新設合併取得会員商品取引所の新設合併の直前の利益剰余金の額

（出資金等も引き継ぐ場合等における会員資本）（平一八農水経産令三・追加、平一九農水経産令三・一部改正）

第六十条の十　新設合併設立会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金につき全部の新設合併消滅会員商品取引所における新設合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合には、新設合併設立会員商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一　設立時出資金額　新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の出資金の額の合計額（新設合併消滅会員商品取引所のうちに非対価交付消滅会員商品取引所（新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅会員商品取引所をいう。以下この条において同じ。）がある場合にあっては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所（非対価交付消滅会員商品取引所を除く。）の出資金の額の合計額）

二　設立時加入金額　新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の加入金の額の合計額（新設合併消滅会員商品取引所のうちに非対価交付消滅会員商品取引所がある場合にあっては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所（非対価交付消滅会員商品取引所を除く。）の加入金の額の合計額）

三　設立時資本剰余金額　新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の資本剰余金の額の合計額（新設合併消滅会員商品取引所のうちに非対価交付消滅会員商品取引所がある場合にあっては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の資本剰余金の額並びに各非対価交付消滅会員商品取引所の出資金及び加入金の額の合計額）

四　設立時法定準備金額　新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の法定準備金の額の合計額（新設合併消滅会員商品取引所のうちに非対価交付消滅会員商品取引所がある場合にあっては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所（非対価交付消滅会員商品取引所を除く。）の法定準備金の額の合計額）

五　設立時利益剰余金額　新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の利益剰余金の額の合計額（新設合併消滅会員商品取引所のうちに非対価交付消滅会員商品取引所がある場合にあっては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の利益剰余金の額及び各非対価交付消滅会員商品取引所の法定準備金の額の合計額）

2　前項に規定する「新設合併設立会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金につき全部の新設合併消滅会員

商品取引所における新設合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

一　新設合併対象財産の全部につき新設合併消滅会員商品取引所における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合であること。

二　新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付する新設合併対価の全部が新設合併設立会員商品取引所の出資である場合であること。

三　次に掲げるいずれかの場合であること。

イ　前項の規定に従って計算すべき場合

ロ　イに掲げる場合のほか、第六十条の九の規定を適用することにより会員資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合において、新設合併消滅会員商品取引所がこの条の規定を適用するものと定めたとき。

（その他の場合における会員資本）（平一八農水経産令三・追加、平一九農水経産令三・一部改正）

第六十条の十一　第六十条の九の規定を適用することにより会員資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合には、新設合併設立会員商品取引所の次の各号に掲げる額は当該各号に定める額とする。ただし、前条の規定を適用する場合は、この限りでない。

一　設立時出資金額　次に掲げる額の合計額

イ　会員資本承継消滅会員商品取引所（新設合併消滅会員商品取引所の会員が受ける新設合併対価の全部が新設合併設立会員商品取引所の出資である場合において、当該新設合併消滅会員商品取引所がこの号に規定する会員資本承継消滅会員商品取引所となることを定めたときにおける当該新設合併消滅会員商品取引所をいう。以下この条において同じ。）の出資金の額

ロ　非会員資本承継消滅会員商品取引所（新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅会員商品取引所及び会員資本承継消滅会員商品取引所以外の新設合併消滅会員商品取引所をいう。以下この条において同じ。）の新設合併対象純資産額（新設合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額から新設合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）（当該新設合併対象純資産額が零未満である場合にあっては、零）の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二　設立時加入金額　次に掲げる額の合計額

イ　会員資本承継消滅会員商品取引所の新設合併の直前の加入金の額

ロ　非会員資本承継消滅会員商品取引所の新設合併対象純資産額（当該新設合併対象純資産額が零未満である場合にあっては、零）から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三　設立時資本剰余金額　イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額

イ　会員資本承継消滅会員商品取引所の新設合併の直前の資本剰余金の額

ロ　非会員資本承継消滅会員商品取引所の新設合併対象純資産額（当該新設合併対象純資産額が零未満である場合にあっては、零）

ハ　第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額

四　設立時法定準備金額　会員資本承継消滅会員商品取引所の新設合併の直前の法定準備金の額

五　設立時利益剰余金額　次に掲げる額の合計額

イ　会員資本承継消滅会員商品取引所の新設合併の直前の利益剰余金の額

ロ　非承継消滅会員商品取引所の新設合併対象純資産額が零未満であるときは、当該新設合併対象純資産額

（会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併する場合の法務省令の適用）（平一八農水経産令三・追加）

第六十条の十二　会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における会社計算規則第二編第二章第二節第一款及び第五款並びに第三章第六節第二款の規定の適用については、「直前の資本金の額」とあるのは「直前の出資金又は資本金の額」と、「直前の資本準備金」とあるのは「直前の加入金又は資本準備金」と、「直前のその他資本剰余金」とあるのは「直前の資本剰余金又はその他資本剰余金」と、「直前の利益準備金」とあるのは「直前の法定準備金又は利益準備金」と、「直前のその他利益剰余金」とあるのは「直前の利益剰余金又はその他利益剰余金」と、同規則第七十七条中「資本金の額」とあるのは「出資金又は資本金の額」と、第七十八条中「直前の資本金、資本剰余金及び利益剰余金」とあるのは「直前の出資金、資本金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金」と、「資本

第七節　監督

（定款の変更）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第百五十五条　商品取引所の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

２　商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

金の額」とあるのは「出資金又は資本金の額」と、「資本準備金の額」とあるのは「加入金又は資本準備金の額」と、「その他資本剰余金の額」とあるのは「資本剰余金又はその他資本剰余金の額」と、「利益準備金の額」とあるのは「法定準備金又は利益準備金の額」と、「その他利益剰余金の額」とあるのは「利益剰余金又はその他利益剰余金の額」とする。

（定款変更認可の申請書の添付書類）（平一八農水経産令三・一部改正）

第六十一条　法第百五十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　変更の申請が商品市場の開設に係る場合　次に掲げる書面

イ　変更の理由を記載した書面

ロ　新旧条文の対照表

ハ　会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

ニ　新たに開設しようとする商品市場ごとに当該商品市場を開設しようとする商品取引所の会員等であって当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該商品取引所の会員等になろうとする者であって当該商品市場において取引をしようとするもの（会員商品取引所にあっては、その出資の全額の払込みが終了した者に限る。）の合計数が二十人以上であることを証する書面

ホ　ニに規定する会員等及び会員等になろうとする者のうち、会員商品取引所の会員及び会員になろうとする者にあっては当該商品市場について法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面、株式会社商品取引所の取引参加者及び取引参加者になろうとする者にあっては法第八十二条第一項第一号イからハまで又は同項第二号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書面

ヘ　ニに規定する会員等及び会員等になろうとする者の過半数の者が当該商品市場について法第十条第二項各号並びに第二十八条第一項第五号イ及びロに定める者に該当することを誓約する書面

ト　当該商品取引所の会員等になろうとする者であって当該商品市場において取引をしようとするものが法第十五条第二項第一号イ

からヲまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
チ　新たに開設しようとする一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合にあっては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したニに規定する会員等及び会員等になろうとする者の純資産額に関する調書
リ　新たに開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面
ヌ　上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面
ル　二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面
二　変更の申請が商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号において同じ。）又は取引の種類の変更に係る場合　次に掲げる書面
イ　変更の理由を記載した書面
ロ　新旧条文の対照表
ハ　会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
ニ　当該変更に係る商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行っている場合であって、当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を変更した場合にあっては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した会員等の純資産額に関する調書
ホ　当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面
ヘ　上場商品の範囲の変更の場合にあっては、二以上の上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面
ト　二以上の商品指数を一の上場商品指数とする上場商品指数の範囲の変更の場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通している旨を明らかにすることができる書面
三　会員商品取引所の存続期間若しくは株式会社商品取引所としての存続期間の廃止若しくは変更又は商品市場の開設期限の廃止若しくは変更に係る場合　次に掲げる書面
イ　変更の理由を記載した書面

3　主務大臣は、会員商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　商品市場の開設に係るもの（次号に掲げるものを除く。）次に掲げる基準

イ　当該商品市場を開設しようとする会員商品取引所の会員であつて当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該会員商品取引所の会員になろうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするもの（その出資の全額の払込みが終了した者に限る。）の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が第十条第二項各号に定める者であること。

ロ　第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

二　期限付商品市場（定款に存続期間が記載され、若しくは記録されている商品取引所の商品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るもの　次に掲げる基準

イ　前号イに掲げる基準

ロ　申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ハ　第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準

三　商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この条において同じ。）又は会員商品取引所の存続期間若しくは商品市

ロ　新旧条文の対照表

ハ　会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

ニ　当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

四　前三号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる書面

イ　変更の理由を記載した書面

ロ　新旧条文の対照表

ハ　会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

場の開設期限の廃止に係るもの　第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

四　期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの　次に掲げる基準

イ　申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする会員商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ　第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準

五　前各号に掲げるもの以外のもの　第十五条第一項第四号に掲げる基準

4　主務大臣は、株式会社商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　商品市場の開設に係るもの（次号に掲げるものを除く。）第八十条第一項第二号から第六号までに掲げる基準

二　期限付商品市場の開設に係るもの　次に掲げる基準

イ　申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ　第八十条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる基準

三　商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの　第八十条第一項第三号から第六号までに掲げる基準

四　期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの　次に掲げる基準

イ　申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品

構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ　第八十条第一項第四号から第六号までに掲げる基準

五　前各号に掲げるもの以外のもの　第八十条第一項第六号に掲げる基準

5　主務大臣は、第一項の認可をする場合においては、第三項第二号ロ及びハ（第十五条第一項第四号に係る部分を除く。）、第三項第四号イ及びロ（第十五条第一項第四号に係る部分を除く。）、前項第二号イ及びロ（第八十条第一項第二号及び第六号に係る部分を除く。）並びに前項第四号イ及びロ（第八十条第一項第六号に係る部分を除く。）に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限までの間について判断して行うものとする。

6　第一項の認可であつて次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。

一　商品市場の開設若しくは商品市場に関する第十一条第二項第十三号若しくは第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）、商品取引所の存続期間（株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存続期間。以下この条において同じ。）若しくは商品市場の開設期限の廃止又は会員の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止　第十五条第五項から第九項までの規定

二　期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は商品取引所の存続期間若しくは商品市場の開設期限の変更　第十五条第五項から第十一項までの規定

7　主務大臣は、商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限の廃止に係る第一項の認可に当たつては、当該認可までの間の当該商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘案しなければならない。

8　主務大臣は、第一項の認可の申請が上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものである場合においては、第三百五十二条（第八号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはならない。

（業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更）（平一六法四三・全改）

第百五十六条　商品取引所の業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3　主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　会員商品取引所に係るもの　第十五条第一項第四号に掲げる基準

二　株式会社商品取引所に係るもの　第八十条第一項第六号に掲げる基準

4　第十五条第五項から第九項までの規定は、株式会社商品取引所の取引参加者の数の最高限度の設定、変更又は廃止についての第一項の認可について準用する。

（報告徴収及び立入検査）（平一六法四三・全改）

第百五十七条　主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所若しくはその会員等に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引所若しくはその会員等の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該会員等が所有し、又は預託を受けた上場商品でその事務所若しくは営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該会員等をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更認可の申請書の添付書類）

第六十二条　法第百五十六条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　変更の理由を記載した書面

二　新旧条文の対照表

三　定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

（商品取引所に係る検査職員の身分証明書）

第六十三条　法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（業務改善命令）（平一六法四三・全改）

第百五十八条　主務大臣は、商品取引所の業務の運営に関し、公益若しくは取引の信義則の確保のため又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該商品取引所に対し、定款その他の規則の変更、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　主務大臣は、前項の規定による命令を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

（商品取引所に対する監督上の処分）（平一六法四三・全改）

第百五十九条　主務大臣は、商品取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益若しくは取引の信義則の確保のため又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該商品取引所に対し、当該各号に定める処分をすることができる。

一　この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分（以下この条、次条及び第百六十五条において「この法律等」という。）若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等がこの法律等若しくは当該商品取引所の定款その他の規則に違反した場合において、当該会員等に対しこの法律等若しくは定款その他の規則を遵守させるために当該商品取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたとき。　第九条若しくは第七十八条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二　正当な理由がないのに商品市場を開設することができることとなつた日から三月以内に全部若しくは一部の商品市場を開設しないとき、引き続き三月以上全部若しくは一部の商品市場における先物取引（上場商品に係る商品市場にあつては第二条第八項第一号又は第二号に掲げる取引、上場商品指数に係る商品市場にあつては同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。以下この号において同じ。）を停止したとき、又は全部若しくは一部の商品市場における先物取引が第十五条第一項第一号若しくは第八十条第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。　第九条若しくは第七十八条

の許可又は定款の変更の認可を取り消すこと。

三　商品取引所の行為又はその開設する商品市場における取引の状況が公益上有害であると認めるとき。　三月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずること。

2　主務大臣は、第九条若しくは第七十八条の許可若しくは第百五十五条第一項若しくは第百五十六条第一項の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類の記載事項のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該許可若しくは認可を取り消し、又は定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程若しくは市場取引監視委員会規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずることができる。

3　主務大臣は、不正の手段により商品取引所の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は商品取引所の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引所に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

4　前三項の規定による許可若しくは認可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。ただし、主務大臣が当該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

5　前条第二項の規定は、第一項から第三項までの規定による処分について準用する。

6　第一項第三号の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

（会員等に対する監督上の処分）（平一六法四三・全改）

第百六十条　主務大臣は、会員又は取引参加者がこの法律等に違反したときは、商品取引所に対し当該会員の除名若しくは当該取引参加者の取引資格の取消しをすべき旨若しくは六月以内の期間を定めて当該会員若しくは取引参加者の商品市場における取引若しくはその商品清算取引の委託を停止すべき旨を命じ、又は、当該違反行為が法人たる会員若しくは取引参加者の役員に係るものであるときは、当該会員若しくは取引参加者に対し当該違反行為をした役員を解任すべき旨を命ずることができる。

2　第百五十八条第二項の規定は前項の規定による処分について、前条第四項の規定は前項の規定による会員の除名若しくは取引参加者の取引資格の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

第八節　雑則

（商品取引所の役員及び使用人等の秘密保持義務）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第百六十一条　商品取引所の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

（登記の期間）（平一六法四三・全改、平一七法八七・一部改正）

第百六十二条　登記すべき事項でのうち、主務大臣の許可又は認可を要するものの登記の期間については、その許可書又は認可書の到達した日から起算する。

（平一七法八七）

第百六十三条　削除

（登記の効力）（平一六法四三・全改）

第百六十四条　この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（制裁規程）（平一六法四三・全改）

第百六十五条　商品取引所は、その定款において、会員又は取引参加者が、この法律等若しくは当該商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、当該会員又は取引参加者に対し、過怠金を科し、若しくは当該商品取引所の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくはその商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限し、又は当該会員の除名若しくは当該取引参加者の取引資格の取消しを行う旨を定めなければならない。

（市場取引監視委員会）（平一六法四三・全改）

第百六十六条　商品取引所は、市場取引監視委員会規程において、商品市場における取引の公正の確保を図るため、商品市場における取引について学識経験を有することその他主務省令で定める要件に該当する委員により組織される市場取引監視委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く旨を定めなければならない。

（市場取引監視委員会委員の要件）

第六十四条　法第百六十六条第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一　法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

二　上場商品構成物品等（法第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。以下同じ。）の取引に関係のある事業者団体

2　委員会は、商品市場における取引の方法、管理その他商品取引所の業務の運営について、理事長又は代表取締役（委員会等設置会社にあっては、代表執行役）に対して意見を述べることができる。

3　商品取引所は、その市場取引監視委員会規程において、委員会の組織及び権限に関する事項その他主務省令で定める事項を定めなければならない。

第三章　商品取引清算機関等

第一節　商品取引清算機関等

（許可）（平一六法四三・追加）

第百六十七条　商品取引債務引受業は、主務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

（許可の申請）（平一六法四三・追加、平一七法八七・一部改正）

第百六十八条　前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本金の額

三　本店、支店その他の営業所の所在地

四　商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場

五　役員の氏名及び住所

2　前項の申請書には、定款、業務方法書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

と関係を持っていないこと。

三　商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受けること又は商品市場における取引を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、又は当該企業に投資していないこと。

（市場取引監視委員会規程）

第六十五条　法第百六十六条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　委員の身分保障に関する事項

二　委員の職務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

三　市場取引監視委員会の意見に関する事項

（商品取引清算機関の許可申請書の添付書類）（平一八農水経産令三・一部改正）

第六十六条　法第百六十八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　登記事項証明書

二　直前事業年度の計算書類等及びその附属証明書

三　業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面
四　主要株主（総株主の議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
五　親法人等（商品取引清算機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人等（商品取引清算機関が総株主等（令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。）の議決権（令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面
六　法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
七　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
イ　役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
ロ　役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
ハ　役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
八　商品取引債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類
九　創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録
十　清算参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面
十一　清算参加者が許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書
十二　商品取引債務引受業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
十三　その他法百六十九条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

（許可の基準）（平一六法四三・追加）

第百六十九条　主務大臣は、第百六十七条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一　許可申請者が株式会社であること。

二　定款及び業務方法書の規定が法令に違反せず、かつ、商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

三　商品取引債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、商品取引債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

四　その人的構成に照らして、商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2　主務大臣は、第百六十七条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。

一　許可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者であるとき。

二　申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3　第十五条第五項から第九項までの規定は、第百六十七条の許可について準用する。

（業務の制限）（平一六法四三・追加）

第百七十条　商品取引清算機関（商品取引清算機関が商品取引所である場合を除く。以下この条から第百七十二条までにおいて同じ。）は、商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、商品取引債務引受業に関連する業務で、当該商品取引清算機関が商品取引債務引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2　商品取引清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出

（兼業の承認申請）

第六十七条　商品取引清算機関は、法第百七十条第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　承認を受けようとする業務の種類

二　当該業務の開始予定年月日

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該業務の内容及び方法を記載した書面

二　当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

三　当該業務の運営に関する社内規則

四　当該業務の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

（兼業業務の廃止の届出）

第六十八条　商品取引清算機関は、法第百七十条第二項の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなけれ

なければならない。

（変更の届出）（平一六法四三・追加）

第百七十一条　商品取引清算機関は、第百六十八条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項（本店の所在地を除く。）に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める書類を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（役員の欠格条件）（平一六法四三・追加）

第百七十二条　第四十九条の規定は、商品取引清算機関の役員について準用する。

（商品取引所による商品取引債務引受業）（平一六法四三・追加）

第百七十三条　商品取引所は、第三条及び第百六十七条の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務を営むことができる。

2　前項の承認を受けようとする商品取引所は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　名称又は商号

二　商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場

3　前項の申請書には、業務方法書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

ばならない。

一　法第百七十条第一項の規定に基づき承認を受けた業務の種類

二　当該業務を廃止した年月日

（資本金の額等の変更の届出）（平一八農水経産令三・一部改正）

第六十九条　商品取引清算機関は、法第百七十一条の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更年月日

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一　法第百六十八条第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更　第六十六条第一号に掲げる書類

二　法第百六十八条第一項第五号に掲げる事項の変更　第六十六条第一号及び第七号に掲げる書類

（商品取引所の商品取引債務引受業等の兼業承認申請書の添付書類）（平一八農水経産令三・一部改正）

第七十条　法第百七十三条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　商品取引債務引受業を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

二　商品取引債務引受業の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

三　会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があったことを

4　第百六十九条第一項（第一号に係る部分を除く。）、第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（清算参加者）（平一六法四三・追加）

第百七十四条　商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、業務方法書で定める要件に該当する者に対し、当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えることができる。

2　商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者が業務方法書で定められた純資産額に関する要件を満たさないものとなつた場合には、当該清算参加者を相手方とする債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算参加者としての資格の取消しを行わなければならない。

（業務方法書）（平一六法四三・追加）

第百七十五条　商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、その業務を行わなければならない。

2　業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場

二　清算参加者の要件に関する事項（清算参加者の純資産額に関するものを含む。）

三　商品取引債務引受業として行う債務の引受け及びその履行に関する事項

四　清算参加者の債務の履行の確保に関する事項（取引証拠金に関するものを含む。）

証する書面

四　清算参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面

五　清算参加者が承認の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

六　商品取引債務引受業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

五　商品清算取引に関する事項
六　その他主務省令で定める事項

3　第九十九条第七項の規定は、前項第二号の純資産額について準用する。

（商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保持義務）（平一六法四三・追加、平一七法八七・一部改正）

第百七十六条　商品取引清算機関の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）（平一六法四三・追加）

第百七十七条　商品取引清算機関は、特定の清算参加者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（商品取引債務引受業の適切な遂行を確保するための措置）（平一六法四三・追加）

第百七十八条　商品取引清算機関は、商品市場における取引に基づく債務の不履行により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の商品取引債務引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

（取引証拠金）（平一六法四三・追加）

第百七十九条　商品取引清算機関は、商品市場における取引（その商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる商品市場における取引に限り、第二条第十項第一号ニに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）について、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者から、取引証拠金の預

（業務方法書の記載事項）

第七十一条　法第百七十五条第二項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　商品取引債務引受業に附帯する業務に関する事項
二　商品取引債務引受業に関連する業務に関する事項
三　商品清算取引を行う清算参加者と会員等の間の商品清算取引に係る基本契約においては、会員等が清算参加者を代理して商品市場における取引を成立させようとするときは、当該会員等が商品清算取引の申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該商品清算取引の受託をしたこととする旨
四　法第百八十条第一項に規定する清算預託金を定める場合にあっては、清算預託金及びその管理方法に関する事項

（取引証拠金の預託方法）（平一七農水経産令九・一部改正）

第七十二条　商品取引清算機関は、法第百七十九条第一項の規定に基づき取次者（同項第一号ロに規定する取次者をいう。以下この条及び次条において同じ。）、委託者（同号ロに規定する委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。）、取次委託者（同号ニに規定する取次委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。）、清算取次者

託を受けなければならない。

一　清算参加者である会員等が商品市場における取引を行う場合（次号に掲げる場合を除く。）　次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める者

イ　会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合又は会員等がその受託した商品市場における取引（次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限る。）を行う場合　当該会員等

ロ　会員等がその受託した商品市場における取引（その委託の取次ぎを受託した者（以下この条において「取次者」という。）から受託したものを除く。）を行う場合（イに掲げる場合を除く。）　当該取引の委託者（会員等に対して商品市場における取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。次項において同じ。）

ハ　会員等がその受託した商品市場における取引（第三項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限る。）を行う場合（イに掲げる場合を除く。）　当該取次者

ニ　会員等がその受託した商品市場における取引（取次者から受託したものに限る。）を行う場合（イ及びハに掲げる場合を除く。）　当該取引の委託の取次ぎを委託した者（以下この条において「取次委託者」という。）

二　清算参加者がその受託した商品清算取引を行う場合　次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める者

イ　清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行う場合又は清算参加者が次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けている会員等から受託した商品清算取引を行う場合　当該会員等

ロ　清算参加者がその受託した商品清算取引（その委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者（以下この条において「清算取次者」という。）から受託した会員等から受託したものを除く。）を行う場合（イに掲げる場合を除く。）　当該商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者（清算取次者を除く。以下この条において「清算取次委託者」という。）

ハ　清算参加者がその受託した商品清算取引（第四項の規定に基づき清算取次証拠金の預託を受けている清算取次者から受託した会員等から受託したものに限る。）を行う場合（イに掲げる場合を除く。）　当該清算取次者

（同項第二号ロに規定する清算取次者をいう。以下この条及び次条において同じ。）、清算取次委託者（同号ロに規定する清算取次委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は清算取次者に対する委託者（同号ニに規定する清算取次者に対する委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。）から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　法第百七十九条第一項第一号ロ又はハに規定する場合　当該取引を受託した会員等

二　法第百七十九条第一項第一号ニに規定する場合　当該取引に係る取次者及び当該取引を受託した会員等

三　法第百七十九条第一項第二号イに規定する場合　当該会員等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算参加者

四　法第百七十九条第一項第二号ロ又はハに規定する場合　当該商品清算取引の委託の取次ぎを受託した会員等及び当該会員等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算参加者

五　法第百七十九条第一項第二号ニに規定する場合　当該商品清算取引に係る清算取次者、当該商品清算取引の委託の取次ぎを受託した会員等及び当該会員等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算参加者

2　商品取引清算機関は、法第百七十九条第一項の規定に基づき会員等、取次者又は清算取次者から取引証拠金の預託を受けるとき（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合及び清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行う場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該取引証拠金（当該各号に定める者が預託した委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）に対する返還請求権を有するものとしなければならない。

一　会員等が委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合　当該委託者

二　会員等が取次者（取次委託者から取次証拠金の預託を受けている者に限る。）又は取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合　当該取次委託者

三　取次者が取次委託者から取次証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合　当該取次委託者

四　会員等が清算取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合　当該清算取次委託者

五　会員等が清算取次者（清算取次者に対する委託者から清算取次証

ニ　清算参加者がその受託した商品清算取引（清算取次者から受託した会員等から受託したものに限る。）を行う場合（イ及びハに掲げる場合を除く。）　当該商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者（以下この条において「清算取次者に対する委託者」という。）

2　会員等は、商品市場における取引の受託又は商品清算取引の委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、前項第一号に掲げる場合においては委託者又は取次者（当該取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者から受けていない取次者から受託したものである場合にあつては、取次委託者）の、前項第二号に掲げる場合においては清算取次委託者又は清算取次者（当該商品清算取引が、第四項の規定に基づく清算取次証拠金の預託を清算取次者に対する委託者から受けていない清算取次者から受託したものである場合にあつては、清算取次者に対する委託者）の承諾を得て、それらの者をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

3　取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、取次委託者の承諾を得て、その者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

4　清算取次者は、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、清算取次者に対する委託者の承諾を得て、その者をして、当該清算取次者に清算取次証拠金を預託させることができる。

5　第百三条第四項の規定は、第一項の商品取引清算機関について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、「第百七十九条第一項」と読み替えるものとする。

拠金の預託を受けている者に限る。）又は清算取次者に対する委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合　当該清算取次者に対する委託者

六　清算取次者が清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合　当該清算取次者に対する委託者

（委託証拠金等の預託に係る委託者等の同意等）

第七十三条　会員等は、法第百七十九条第二項の規定により、委託者、取次者若しくは取次委託者又は清算取次委託者、清算取次者若しくは清算取次者に対する委託者（以下この条において「委託者等」という。）をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者等から、自己に対して当該委託証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

2　会員等は、法第百七十九条第二項の規定により取次委託者をして委託証拠金を預託させるときは当該取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者を、同項により清算取次者に対する委託者をして委託証拠金を預託させるときは当該清算取次者に対する委託者から商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した清算取次者を代理人として、当該委託証拠金の預託を受けなければならない。

3　取次者は、法第百七十九条第三項の規定により、取次委託者をして取次証拠金を預託させるときは、当該取次委託者から、自己に対して当該取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

4　清算取次者は、法第百七十九条第四項の規定により、清算取次者に対する委託者をして清算取次証拠金を預託させるときは、当該清算取次者に対する委託者から、自己に対して当該清算取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

5　第四十一条第三項から第七項までの規定は、第一項及び前二項の規定による委託者等、取次委託者及び清算取次者に対する委託者の書面による同意について準用する。

（商品取引清算機関における取引証拠金の分別管理）（平一九農水経産令五・一部改正）

第七十四条　商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次の各号に掲げる区分ごと、かつ、会員等ごとに、自己の固有財産その

他の取引証拠金以外の財産と分別して管理しなければならない。

一　法第百七十九条第一項第一号イに掲げる場合のうち会員等が自己の計算において商品市場における取引を行うときに、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

二　法第百七十九条第一項第一号イに掲げる場合のうち会員等が受託した商品市場における取引を同条第二項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

三　法第百七十九条第一項第一号ロ又はニに掲げる場合に、同項の規定に基づき委託者又は取次委託者から預託を受けた取引証拠金

四　法第百七十九条第一項第一号ハに掲げる場合に、同項の規定に基づき取次者から預託を受けた取引証拠金

五　法第百七十九条第一項第二号イに掲げる場合のうち会員等が自己の計算において商品市場における取引を行うときに、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金（次号の取引証拠金を除く。）

六　法第百七十九条第一項第二号イに掲げる場合のうち会員等が受託した商品市場における取引を同条第二項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

七　法第百七十九条第一項第二号ロ又はニに掲げる場合に、同項の規定に基づき清算取次委託者又は清算取次者に対する委託者から預託を受けた取引証拠金

八　法第百七十九条第一項第二号ハに掲げる場合に、同項の規定に基づき清算取次者から預託を受けた取引証拠金

2　商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一　銀行への預金（取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）

二　信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）

三　国債の保有

3　商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき充用有価証券等（法第百七十九条第六項に

6　第百三条第五項及び第六項の規定は、第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金、第三項の取次証拠金及び第四項の清算取次証拠金について準用する。

7　第百三条第七項から第九項までの規定は、第二項から第四項までの場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第二項の

おいて準用する法第百三条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券及び倉荷証券（以下この条において「有価証券等」という。）をいう。以下この条において同じ。）を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該充用有価証券等を管理しなければならない。

一　商品取引清算機関が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等を除く。次号において同じ。）　充用有価証券等の保管場所については自己の固有財産である有価証券等その他の充用有価証券等以外の有価証券等（以下この条において「清算機関固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充用有価証券等についてどの会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二　商品取引清算機関が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等　当該第三者をして、充用有価証券等の保管場所については清算機関固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該充用有価証券等についてどの会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三　商品取引清算機関が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等に限る。次号において同じ。）　充用有価証券等の保管場所については清算機関固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四　商品取引清算機関が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等　当該第三者をして、充用有価証券等を預託する者のための口座については商品取引清算機関の自己の口座と区分する等の方法により、充用有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

会員等又は第三項の取次者」とあるのは「第百七十九条第二項の会員等、同条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者」と、同項及び同条第九項中「会員等又は取次者」とあるのは「会員等又は取次者等」と、同条第七項から第九項までの規定中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

（清算預託金）（平一六法四三・追加）

第百八十条　商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者をして、商品取引清算機関に対する債務の履行を担保するために、清算預託金を預託させることができる。

2　商品取引清算機関は、清算参加者の債務の不履行により損害を受けたときは、その損害を与えた清算参加者の清算預託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

3　商品取引清算機関は、前項の規定により同項の清算預託金について弁済を受け、なお不足があるときは、同項の清算参加者以外の清算参加者の清算預託金について、その清算預託金の額に応じて、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

4　前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の清算参加者は、第二項に規定する損害を与えた清算参加者に対し、求償権を有する。

5　第百十条の規定は、清算預託金について準用する。この場合において、同条中「商品取引所」とあるのは、「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

（未決済債務等の決済）（平一六法四三・追加、平一七法八七・一部改正）

第百八十一条　商品取引清算機関が業務方法書で清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続又は更生手続が開始された場合における未決済債務等（当該清算参加者が行つた商品市場における取引の相手方から当該商品取引清算機関が引き受けた当該取引に基づく債務及び当該清算参加者から当該取引に基づく債務を引き受けた対価として当該商品取引清算機関が当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）についての決済の方法を定めている場合において、清算参加者にこれらの手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する当該商品取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該商品取引清算機関の業務方法書の定めに従うものとする。

2　商品取引清算機関の有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団に属する財産、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産とする。

（定款又は業務方法書の変更の認可）（平一六法四三・追加）

第百八十二条　商品取引清算機関の定款又は業務方法書の変更は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解散等の認可）（平一六法四三・追加）

第百八十三条　商品取引清算機関の商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（定款又は業務方法書の変更認可申請）（平一八農水経産令三・一部改正）

第七十五条　商品取引清算機関は、法第百八十二条の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更予定年月日

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更の理由を記載した書面

二　新旧条文の対照表

三　定款の変更認可申請書にあっては、株主総会（法第百七十三条第一項の規定に基づく承認を受けた会員商品取引所にあっては、会員総会）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

四　業務方法書の変更認可申請書にあっては、定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

（定款又は業務方法書の変更認可基準）

第七十六条　主務大臣は、法第百八十二条の規定に基づく認可申請があったときは、その申請が法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

（商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請）（平一八農水経産令三・一部改正）

第七十七条　商品取引清算機関は、法第百八十三条の規定による商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出するものとする。

一　廃止又は解散の理由を記載した書面

二　株主総会（法第百七十三条第一項の規定に基づく承認を受けた会員商品取引所にあっては、会員総会）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三　直前事業年度の計算書類等及びその附属明細書

（報告徴収及び立入検査）（平一六法四三・追加）

第百八十四条　主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引清算機関若しくはその清算参加者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引清算機関若しくはその清算参加者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2　第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（業務改善命令）（平一六法四三・追加）

第百八十五条　主務大臣は、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品取引清算機関に対し、定款、業務方法書その他の規則の変更、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（監督上の処分）（平一六法四三・追加）

第百八十六条　主務大臣は、商品取引清算機関がこの法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分（以下この条において「この法律等」という。）に違反した場合において、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認めるときは、当該商品取引清算機関に対し、第百六十七条の許可若しくは第百七十条第一項ただし書若しくは第百七十三条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2　主務大臣は、第百六十七条の許可、第百七十条第一項ただし書若しくは第百七十三条第一項の承認若しくは第百八十二条の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該許可、承認又は認可を取り消すことができる。

3　第百七十三条第一項の承認を受けた商品取引所が第九条若しくは第七十八条の許可を取り消されたとき又は第六十九条各号若しくは第九十四条第一項各号のいずれかに該当するときは、その承認は、効力を失う。

4　主務大臣は、不正の手段により商品取引清算機関の役員になつた者

四　商品取引債務引受業の結了の方法を記載した書面

（商品取引清算機関に係る検査職員の身分証明書）

第七十八条　法第百八十四条第二項において準用する法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第三号による。

のあつたことを発見したとき、又は商品取引清算機関の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引清算機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（聴聞等の方法の特例の規定の準用）（平一六法四三・追加）

第百八十七条　第百五十八条第二項の規定は前二条の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定は前条の規定による許可、承認若しくは認可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

第二節　雑則

（取引の決済の結了に関する規定の準用）（平一六法四三・追加）

第百八十八条　第百十三条（第百十四条において準用する場合を含む。）の規定は、商品清算取引を委託した会員が会員商品取引所から脱退した場合若しくは商品清算取引を委託した取引参加者が株式会社商品取引所の取引資格を喪失した場合又は商品清算取引を委託した会員等の商品市場における取引が停止された場合であつて、かつ、その商品清算取引の決済が結了していない場合における当該商品清算取引について準用する。

（政令への委任）（平一六法四三・追加）

第百八十九条　第百六十七条から前条までに定めるもののほか、商品取引清算機関等に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　商品取引員

第一節　許可等

（商品取引受託業務の許可）（平一〇法四二・全改、平一六法四三・旧第百二十六条繰下・一部改正）

第百九十条　商品取引受託業務は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、営んではならない。

２　前項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（許可の条件）（平一〇法四二・全改、平一六法四三・旧第百二十七条繰下・一部改正）

第百九十一条　前条第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。以下同じ。）には、条件を付することができる。

２　前項の条件は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要な最小限度のものでなければならない。

（許可の申請）（平一〇法四二・全改、平一六法四三（平一六法一二四（平一六法四三））・旧第百二十八条繰下・一部改正）

第百九十二条　第百九十条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　純資産額

三　本店、支店その他の営業所の名称及び所在地

四　役員の氏名及び住所

五　その他主務省令で定める事項

２　前項の申請書には、定款、会社の登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（商品取引員の許可申請書の記載事項）（平一八農水経産令三・一部改正）

第七十九条　法第百九十二条第一項第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　資本金の額

二　商品市場における取引等の受託を行う商品市場

三　商品市場における取引等（法第二条第十六項第一号又は第三号に掲げるものに限る。）の受託に係る取引と商品市場における取引等（同項第二号又は第四号に掲げるものに限る。）の受託に係る取引の別

四　加入する委託者保護基金（法第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。以下同じ。）の名称

五　加入する商品先物取引協会（法第二百四十一条第一項に規定する商品先物取引協会をいう。以下「協会」という。）の名称

（商品取引受託業務許可申請書の添付書類）（平一八農水経産令三・一部改正）

第八十条　法第百九十二条第二項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

二　登記事項証明書

三　直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書

四　削除

五　法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当し

ないことを誓約する書面

六　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ　役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ　役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

ハ　役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

七　許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

八　主要株主（ただし、当該主要株主が十人に満たない場合にあっては、所有する議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の数の上位十名をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役職員又は親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。）を記載した書面

九　組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調書

十　過去五年以内に、商品取引受託業務及び第八十七条に規定する特定業務（以下「商品取引受託業務等」という。）に関して禁錮以上の刑（外国において商品取引受託業務等に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十一　使用人（商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。）の商品取引受託業務等に係る経歴書

十二　様式第六号により作成した法第百九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書
十三　様式第七号により作成した法第百九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書
十四　様式第八号により作成した第八十七条に規定する特定業務の概要に関する調書
十五　商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面
十六　商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面
十七　商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
十八　商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する商品取引員における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）
十九　様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面
二十　劣後特約付借入金を借り入れている場合にあっては、その契約書の写し
二十一　劣後特約付社債を発行している場合にあっては、その目論見書又はこれに準ずるものの写し
2　法第百九十条第二項の許可の更新を受けようとする場合における法第百九十二条第二項の主務省令で定める書類は、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。
一　様式第十号により作成した顧客との間に生じた事故（第百十二条に規定する事故をいう。）、紛争及び苦情（以下「事故等」という。）の発生状況及びその処理状況を記載した書面
二　商品取引受託業務の収支の実績を記載した書類
三　協会、委託者保護基金、商品取引所及び商品取引清算機関の監査に基づき処分を受けた場合にあっては、監査を行った機関名、監査の時期、処分年月日及び処分の内容並びに改善措置の内容を記載した書類

3　第九十九条第七項の規定は、第一項第二号の純資産額について準用する。

（許可の基準）（平一〇法四二・全改、平一六法四三・旧第百二十九条繰下・一部改正）

第百九十三条　主務大臣は、第百九十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　許可申請者が株式会社（外国の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの）であること。

二　許可申請者がその商品取引受託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その商品取引受託業務の収支の見込みが良好であること。

三　許可申請者がその商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するとともに、その商品取引受託業務を営むことが委託者の保護に欠けるおそれがないこと。

四　許可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者でないこと。

五　申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。

2　許可申請者の純資産額が委託者の保護のため必要な額として主務省令で定める額を下回る場合には、前項第二号の規定の適用に当たっては、その者は、その商品取引受託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないものとする。

（処分の手続）（平一〇法四二・全改、平一六法四三・旧第百三十条繰下・一部改正）

第百九十四条　第十五条第五項から第九項までの規定は、第百九十条第一項の許可について準用する。

（届出事項）（平一〇法四二・全改、平一六法四三（平一六法七六（平一六法四三））・旧第百三十二条繰下・一部改正、平一七法八七・一部改正）

第百九十五条　商品取引員は、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（純資産額の基準額）

第八十一条　法第百九十三条第二項の主務省令で定める額は、一億円とする。

一　第百九十二条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項を変更したとき。
二　商品取引受託業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
三　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。
四　その他主務省令で定める場合に該当するとき。

2　前項の届出書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（届出事項）（平一八農水経産令三・一部改正）

第八十二条　法第百九十五条第一項第四号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合
二　定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）を変更した場合
三　主要株主に異動があった場合
四　第八十条第一項第十二号に掲げる調書の内容を変更した場合又は兼業業務を廃止した場合
五　第八十条第一項第十三号に掲げる調書の内容に変更を生じた場合又は支配関係が消滅した場合
六　第八十条第一項第十四号に掲げる調書の内容を変更した場合
七　第八十条第一項第十八号に掲げる規則を変更した場合
八　劣後特約付借入金を借り入れた場合又は劣後特約付社債を発行した場合
九　劣後特約付借入金の契約内容を変更した場合
十　劣後特約付借入金について期限前弁済をした場合又は劣後特約付社債について期限前償還をした場合（期限のないものについて弁済又は償還をした場合を含む。）

2　法第百九十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
一　法第百九十二条第一項第一号に掲げる事項を変更した場合　株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面）
一の二　法第百九十二項第一項第三号に掲げる事項を変更した場合　登記事項証明書
二　法第百九十二条第一項第四号に掲げる事項を変更した場合　次に掲げる書類
イ　登記事項証明書
ロ　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
(1)　新たに就任した役員が外国人である場合　当該役員の住民票

の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 新たに就任した役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

(3) 新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　資本金の額を変更した場合　次に掲げる書類

イ　変更前及び変更後の資本金の額、変更年月日、変更の方法並びに変更の理由を記載した書面

ロ　登記事項証明書

四　商品市場における取引等の受託を行う商品市場又は受託に係る商品市場における取引等の種類を変更した場合　次に掲げる書類

イ　変更した商品市場における取引等の受託を行う商品市場の名称又は受託に係る商品市場における取引等の種類及び変更の理由を記載した書面

ロ　取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

五　協会に加入又は脱退した場合　次に掲げる書類

イ　加入又は脱退した協会の名称を記載した書面

ロ　取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

六　商品取引受託業務を開始し、休止し、又は再開した場合　次に掲げる書類

イ　営業を開始、休止又は再開した旨、休止の期間又は開始若しくは再開の年月日及び休止又は再開した理由を記載した書面

ロ　休止期間中における委託者勘定の処理の方法を記載した書面（開始及び再開の場合を除く。）

七　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った場合　次に掲げる書類

イ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日及びその申立ての理由を記載した書面

ロ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し

八　前項第一号に掲げる場合　次に掲げる書類

イ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行わ

れた年月日、その申立てを行った者の氏名又は商号若しくは名称及びその申立ての理由を記載した書面
ロ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し
九　前項第二号に掲げる場合　次に掲げる書類
イ　定款の変更の内容、当該変更の年月日及び変更の理由を記載した書面
ロ　新旧条文の対照表
ハ　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
十　前項第三号に掲げる場合　次に掲げる書類
イ　主要株主でない者が主要株主となった場合にあっては、当該株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の議決権の総数に対する割合及び当該商品取引員との関係並びに異動のあった年月日を記載した書面
ロ　異動後の主要株主一覧表
十一　前項第四号に掲げる場合　次に掲げる書類
イ　商品取引員の商号、変更又は廃止の内容、変更又は廃止の理由及び変更又は廃止の日を記載した書類
ロ　取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
十二　前項第五号に掲げる場合　次に掲げる書類
イ　商品取引員の商号、法第百九十六条第二項に規定する支配関係を持つに至った他の法人（以下第八十五条及び第八十六条において「支配関係法人」という。）の商号又は名称、変更又は消滅の内容、変更又は消滅の理由及び変更又は消滅の日を記載した書類
ロ　取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
十三　前項第六号に掲げる場合　商品取引員の商号、変更に係る特定業務を行う者の商号又は名称、変更の内容、変更の理由及び変更の日を記載した書類
十四　前項第七号に掲げる場合　次に掲げる書類
イ　変更の理由及び変更年月日を記載した書面
ロ　変更後の第八十条第一項第十八号に掲げる規則の写し
十五　前項第八号に掲げる場合で劣後特約付借入金を借り入れた場合　次に掲げる書類
イ　契約書の写し
ロ　現在及び借入後の借入残高並びに借入の理由を記載した書類
十六　前項第八号に掲げる場合で劣後特約付社債を発行した場合　次に掲げる書類

（兼業業務等の届出）（平一〇法四二・全改、平一三法一二九・一部改正、平一六法四三・旧第百三十三条繰下・一部改正、平一七法八七・一部改正）

第百九十六条　商品取引員は、商品市場における取引の業務及び商品取引受託業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務（以下「兼業業務」という。）を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

2　商品取引員は、他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、商品取引員がその法人の総株主又は総社員の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配するこ

イ　目論見書又はこれに準ずるものの写し
ロ　現在及び発行後の発行残高並びに発行の理由を記載した書類

十七　前項第九号に掲げる場合　次に掲げる書類
イ　変更契約書の写し
ロ　契約条件の変更箇所及び変更理由を記載した書類

十八　前項第十号に掲げる場合　次に掲げる書類
イ　期限前弁済又は期限前償還をした金額及び年月日
ロ　期限前弁済又は期限前償還をした後の残高

（兼業業務の届出）（平一八農水経産令三・一部改正）

第八十三条　商品取引員は、法第百九十六条第一項の規定により兼業業務を営もうとする旨の届出をするときは、様式第十一号により作成した当該兼業業務の概要に関する届出書を、当該兼業業務の開始の日の二十日前までに、提出しなければならない。

2　前項の届出をした商品取引員は、その兼業業務の内容を変更しようとするときはあらかじめ、その兼業業務を廃止したときは廃止後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　商号
二　変更又は廃止の内容
三　変更又は廃止の理由
四　変更又は廃止の日

3　次の各号に掲げる届出書には、次の各号に定める書面を添付しなければならない。

一　第一項の届出書　定款
二　第二項の届出書　取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

（実質的支配が可能な関係）

第八十四条　法第百九十六条第二項の主務省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。

一　商品取引員の営む業務に従事し、又は従事していた者が他の法人の役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占めるその法人に対する関係
二　商品取引員が、他の法人の総株主等（令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。）の議決権（令第七条第一項第三号に規

とが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。）を持つに至ったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなったときも、同様とする。

3　前二項の場合において、商品取引員が営もうとする兼業業務又は前項に規定する支配関係を持っている法人の業務が商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務その他の主務省令で定める業務に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員の財産の状況に影響を及ぼすおそれがある当該業務の運営に関する事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその届け出た事項に変更が生じたときも、同様とする。

する議決権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の百分の十以上二分の一未満に相当する議決権を保有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持するその法人に対する関係（前号に掲げるものを除く。）

三　商品取引員が、他の法人の総出資者の議決権の二分の一以上に相当する議決権を保有するその法人に対する関係

（支配関係の届出）（平一八農水経産令三・一部改正）

第八十五条　商品取引員は、法第百九十六条第二項の規定により他の法人に対する支配関係を持つに至った旨の届出をするときは、様式第十二号により作成した支配関係法人の概要に関する届出書を提出しなければならない。

2　前項の届出書には、当該支配関係法人の定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）及び登記事項証明書並びに直前事業年度の計算書類等を添付しなければならない。

（平一八農水経産令三・一部改正）

第八十六条　前条の届出をした商品取引員は、同条第一項の届出書に記載すべき事項に変更を生じたとき、又は支配関係が消滅したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　商品取引員の商号

二　支配関係法人の商号又は名称

三　変更又は消滅の内容

四　変更又は消滅の理由

五　変更又は消滅の日

2　前項の届出書には、取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面を添付しなければならない。

（特定業務の届出）

第八十七条　法第百九十六条第三項の主務省令で定める業務（以下「特定業務」という。）は、次に掲げるものとする。

一　商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務

二　外国為替取引であって、あらかじめ当事者間で約定された通貨の価格と将来の一定の時期における現実の通貨の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引その他これに類似する取引を顧客を相手方として行う業務、又はそれらの取引を行うことの委託を

受け、若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務

（平一八農水経産令三・一部改正）

第八十八条　商品取引員は、法第百九十六条第三項の規定により特定業務の届出をするときは、様式第十三号により作成した特定業務の概要に関する届出書を同条第一項又は第二項の規定により届出書を提出する際に併せて提出しなければならない。

2　前項の届出をした商品取引員は、同項の届出書に記載すべき事項の変更の場合には、当該変更に係る特定業務が当該商品取引員の業務に該当するものであるときはあらかじめ、支配関係法人の業務に該当するものであるときは変更後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　商品取引員の商号

二　変更に係る特定業務を行う者の商号又は名称

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の日

（廃業の届出等）（平一六法四三(平一六法七六(平一六法四三)）・追加）

第百九十七条　商品取引員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一　商品取引受託業務を廃止したとき。　その商品取引員

二　合併により消滅したとき。　その商品取引員を代表する役員であった者

三　破産手続開始の決定により解散したとき。　その破産管財人

四　合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。　その清算人

五　分割により商品取引受託業務の全部又は一部を承継させたと取引員

（廃業等の届出）（平一八農水経産令三・一部改正）

第八十九条　法第百九十七条第一項の規定により届出を行う者は、次の表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

届出事項	記載事項	添付書類
商品取引受託業務を廃止したとき	一　廃止年月日 二　廃止の理由	一　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 二　委託者に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
合併により消滅したとき	一　合併の相手方の商号 二　合併年月日	委託者に対する債権及び債務の合併後存続する法人への承継方法を記載した書面
破産手続開始の決定により解散したとき	一　破産手続開始の申立てを行った年月日 二　破産手続開始の決定を受けた年月日	一　裁判所の破産手続開始の決定の公告の写し 二　委託者に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面

2　商品取引員が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては分割により商品取引受託業務の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては商品取引受託業務の全部を譲渡したときに限る。）は、当該商品取引員の第百九十条第一項の許可は、その効力を失う。

3　商品取引員は、商品取引受託業務の廃止をし、合併（合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品取引受託業務を営まない場合の当該合併に限る。）をし、又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をしようとするときは、その日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4　商品取引員は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	一　解散年月日 二　解散の理由	一　株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面） 二　委託者に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
分割により商品取引受託業務の全部又は一部を承継させたと	一　承継先の商号 二　分割の年月日	委託者に対する債権及び債務の承継先への引継方法を記載した書面
商品取引受託業務の全部又は一部を譲渡しとき	一　譲渡先の商号 二　譲渡年月日	委託者に対する債権及び債務の譲渡先への引継方法を記載した書面

（平二〇農水経産令二・一部改正）

第九十条　法第百九十七条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告により行うものとする。

2　商品取引員が前項の電子公告により公告をする場合には、当該公告の開始後一月を経過する日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

3　法第百九十七条第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、同条第五項に規定する委託者の計算による商品市場における取引の結了の方法並びに商品取引受託業務に関し委託者から預託を受けた財産及びその計算において当該商品取引員が占有する財産の返還の方法を示すものとする。

4　法第百九十七条第四項の規定により届出を行う場合は、届出書に次に掲げる事項を記載するものとする。

一　商品取引員の商号
二　許可年月日
三　該当事由
四　該当事由の発生予定年月日

5　前項の届出書には、第三項に規定する方法を記載した書面を添付するものとする。

5　商品取引員は、第三項の規定による公告をした場合においては、当該商品取引員が行つた委託者の計算による商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品取引受託業務に関し委託者から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を遅滞なく返還しなければならない。

第二節　業務

（標識の掲示）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二繰下）

第百九十八条　商品取引員は、営業所ごとにその見やすい箇所に、主務省で定める標識を掲げなければならない。

2　商品取引員以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義貸しの禁止）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の三繰下・一部改正）

第百九十九条　商品取引員は、自己の名義をもつて、他人に商品取引受託業務を営ませてはならない。

（外務員の登録）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四繰下・一部改正）

第二百条　商品取引員は、その役員又は使用人であつて、その商品取引員のために商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下この章において同じ。）の受託又は委託の勧誘を行うもの（以下「外務員」という。）について、主務大臣の行う登録を受けなければならない。

2　商品取引員は、前項の規定による登録に係る外務員（以下「登録外務員」という。）以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

3　第一項の規定により登録を受けようとする商品取引員は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた商品取引員及び営業

（商品取引員の標識）

第九十一条　法第百九十八条第一項に規定する標識は、様式第十四号による。

所の商号及び名称並びにその行つた期間

4　前項の申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5　主務大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに氏名、生年月日その他主務省令で定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

6　主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録申請書の添付書類）

第九十二条　法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し等

二　登録を受けようとする外務員が法第二百一条第一項各号のいずれにも該当しないことを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面（法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しないことを誓約する場合にあつては官公署の証明書（当該外務員が外国人である場合を除く。））

三　登録を受けようとする外務員が商品市場における取引等の受託又は委託の勧誘を公正かつ的確に行うことができる知識及び経験を有することを証する書面

2　法第二百条第七項の登録の更新を受けようとする場合における同条第四項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　前項各号に掲げる書面

二　顧客との間に生じた事故等の発生状況及びその処理状況を記載した書面

（外務員登録原簿の記載事項）

第九十三条　法第二百条第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録番号

二　登録の年月日

三　登録申請者の商号

四　外務員についての次に掲げる事項

イ　住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた商品取引員の商号及び営業所の名称並びにその行つた期間

ホ　法第二百四条第一項の規定により職務の停止を命じたときは、その処分の日、理由及び期間

ヘ　法第二百四条第一項の規定による登録の取消し又は法第二百五条の規定による登録の抹消を行つたときは、その処分の日及び理由

7　第一項の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（外務員の登録の拒否）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の六繰下・一部改正）

第二百一条　主務大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者

二　第二百四条第一項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者

三　登録申請者以外の商品取引員に属する外務員として登録されている者

2　第十五条第五項から第九項までの規定は、前項の規定による登録の拒否について準用する。

（外務員の権限）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の七繰下・一部改正）

第二百二条　外務員は、その所属する商品取引員に代わつて、商品市場における取引等の受託又は委託の勧誘に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

（外務員についての届出）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の八繰下・一部改正）

第二百三条　商品取引員は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一　第二百条第三項第二号イからハまでに掲げる事項に変更があつたとき。

二　第十五条第二項第一号イからルまで（同号ニからリまでについては、この法律に相当する外国の法令の規定又は商品取引所に相当する外国の施設に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

三　退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。

（外務員の登録の取消し等）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の九繰下・一部改正）

第二百四条　主務大臣は、登録外務員について、その登録が不正の手段によりなされたことを発見したとき、又は登録外務員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、又は当該登録外務員に対し、二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一　第十五条第二項第一号イからルまで（同号ニについては、第三百三十二条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二　法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2　主務大臣は、前項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を当該外務員について登録を受けた商品取引員に通知しなければならない。

3　第百五十八条第二項の規定は第一項の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定は第一項の規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

（外務員の登録の抹消）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十繰下・一部改正）

第二百五条　主務大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一　前条第一項の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二　外務員の所属する商品取引員が解散し、又は商品取引受託業務を廃止したとき。

三　退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。

（商品先物取引協会による外務員の登録事務）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十一繰下・一部改正）

第二百六条　主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第二百四十一条第一項に規定する商品先物取引協会（以下この条から第二百八条まで及び第二百三十九条において「協会」という。）に、第二百条、第二百一条及び前三条に規定する登録に関する事務であつて当該協会に所属する商品取引員の外務員に係るもの（以下この条及び第二百八条において「登録事務」という。）を行わせることができる。

（協会による外務員登録事務）

第九十四条　法第二百六条第一項の規定により、協会に、次の各号に掲げる登録に関する事務であって当該協会に所属する協会員に係るものを行わせるものとする。

一　法第二百条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第二百条第五項の規定による登録

三　法第二百条第六項、法第二百一条第二項において準用する法第十五

2　主務大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

3　協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

4　第一項の規定により登録事務を行う協会は、第二百条第五項の規定による登録、第二百三条の規定による届出に係る登録の変更、第二百四条第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5　主務大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する商品取引員の登録外務員が第二百四条第一項第一号又は第二号に該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

6　第百五十八条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（登録手数料の納付）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十二繰下）

第二百七条　外務員の登録を受けようとする商品取引員は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならない。

（登録手数料の額）（平一一政八〇・追加、平一五政五七・一部改正、平一六政二五九・旧第九条繰下・一部改正）

第十条　法第二百七条第一項の規定による登録手数料の額は、二千七百円とする。

2　前項の登録手数料は、国に納める場合にあつては、登録

条第五項及び第七項並びに法第二百四条第二項による通知

四　法第二百一条第一項の規定による登録の拒否

五　法第二百一条第二項において準用する法第十五条第五項の規定による意見の聴取

六　法第二百三条の規定による届出の受理

七　法第二百四条第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第二百四条第三項において準用する法第百五十八条第二項の規定による参考人の意見の聴取、参考人の意見若しくは報告の提出又は鑑定人の鑑定及び法第百五十九条第四項の規定による聴聞

九　法第二百五条の規定による登録の抹消

（外務員の登録に関する届出）

第九十五条　協会は、法第二百六条第四項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、主務大臣に提出しなければならない。

一　外務員の所属する協会員の商号及び営業所の名称

二　当該外務員の氏名、生年月日及び住所

三　処理した登録事務の内容及び処理した日

四　前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の命令又は登録の抹消である場合には、その理由

（登録手数料の納付方法）

第九十六条　令第十条第二項ただし書の規定により現金をもって登録手数

２　前項の登録手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

（審査請求）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十三繰下・一部改正）

第二百八条　第二百六条第一項の規定により登録事務を行う協会の第二百条第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第二百一条第一項の規定による登録の拒否又は第二百四条第一項の規定による処分について不服がある商品取引員は、主務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（商品取引員が占有する商品等の処分の制限）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十四繰下）

第二百九条　商品取引員は、委託者から預託を受けて、又はその者の計算において自己が占有する物をその者の書面による同意を得ないで、委託の趣旨に反して、担保に供し、貸し付け、その他処分してはならない。

（受託に係る財産の分離保管等）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十五繰下・一部改正、平一七法八七・一部改正）

第二百十条　商品取引員は、商品取引受託業務により生じた債務の弁済を確保するため、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物（主務省令で定めるものを除く。第三百四条、第三百六条第一項及び第三百十一条第一項において「委託者資産」という。）の価額に相当する財産（第二百六十九条第三項第三号及び第三百九条において「保全対象財産」という。）については、その保全のため、商品取引員のその他の財産から分離して信託会社等に信託すること、委託者保護基金（第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。）に預託することその他の主務省令で定める措置を講じなければならない。

申請書に、登録手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の申請をするときは、主務省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

料を納めるときは、その登録の申請を行ったことにより得られた納付情報により登録手数料を納めなければならない。

（受託に係る財産の分離保管等の措置）（平二〇農水経産令二・一部改正）

第九十七条　法第二百十条の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものの価額の合計額に相当する金銭及び有価証券（倉荷証券を含む。以下この条、次条第一項及び第四項並びに第百三十八条第三項において同じ。）とする。

一　委託者未収金（商品市場における取引等に関し、当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭（当該委託者の計算による商品市場における取引であって決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。）及び有価証券と相殺することができるものに限る。）

二　法第百三条第一項の規定に基づき商品取引所に預託された取引証拠

金（委託者（同項第二号に規定する委託者をいう。）又は取次委託者（同項第四号に規定する取次委託者をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）が返還請求権を有するものに限る。）又は法第百七十九条第一項の規定に基づき商品取引清算機関に預託された取引証拠金（委託者（同項第一号ロに規定する委託者をいう。）、取次委託者（同号ニに規定する取次委託者をいう。次号ハ及びニにおいて同じ。）、清算取次委託者（同項第二号ロに規定する清算取次委託者をいう。）又は清算取次者に対する委託者（同号ニに規定する清算取次者に対する委託者をいう。次号ハ及びホにおいて同じ。）が返還請求権を有するものに限る。）に相当する金銭及び有価証券

三　次に掲げる者に該当するときは、それぞれ次に定めるもの。

イ　法第百三条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者（同条第一項第二号に規定する取次者をいう。ロにおいて同じ。）　当該委託証拠金に相当する金銭及び有価証券

ロ　法第百三条第三項の規定に基づき取次委託者から取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者　当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。）に相当する金銭及び有価証券

ハ　法第百七十九条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者（同条第一項第一号ロに規定する取次者をいう。ニにおいて同じ。）又は同条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する清算取次者に対する委託者から商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した清算取次者（同条第一項第二号ロに規定する清算取次者をいう。ホにおいて同じ。）　当該委託証拠金に相当する金銭及び有価証券

ニ　法第百七十九条第三項の規定に基づき取次委託者から取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者　当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。）に相当する金銭及び有価証券

ホ　法第百七十九条第四項の規定に基づき清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した清算取次者　当該委託証拠金（当該清算取次者が預託を受けた当該清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）に相当する金銭及び有価証券

四　法第百三条第七項（法第百七十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する契約を締結し、法第百三条第八項（法第百七十九

条第七項において準用する場合を含む。）に基づき取引証拠金の預託の猶予を受けた場合にあっては、当該預託の猶予を受けた取引証拠金に相当する金銭及び有価証券

五　委託者の計算による商品市場における取引であって決済を結了していないものに係る差損金（商品市場における取引等に関し、当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭及び有価証券と相殺することができるものに限る。）

六　委託者の計算による商品市場における取引に係る受渡しの決済のために商品取引所に預託されている金銭及び有価証券

2　前項の場合において、有価証券の価額は、時価によるものとする。

（平一九農水経産令六・一部修正）

第九十八条　法第二百十条の主務省令で定める措置（以下「委託者資産保全措置」という。）は、次に掲げるものとする。

一　信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託する契約（以下この号において「信託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ　信託契約は、商品取引員を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該商品取引員に対し商品市場における取引等を委託した者（以下この号において「取引委託者」という。）を元本の受益者とすること。

ロ　信託契約において、当該商品取引員の役職員のうちから指定された者（商品取引員が委託者資産保全措置として信託契約を複数締結する場合には、これらの信託契約に係る受益者代理人を同一の者とする。）及び委託者保護基金（当該商品取引員が会員として加入している委託者保護基金に限る。以下この条において同じ。）を受益者代理人とすること。

ハ　ロの規定にかかわらず、商品取引員が通知商品取引員（法第三百四条に規定する通知商品取引員をいう。以下同じ。）に該当することとなった場合にあっては、委託者保護基金が特に認める場合を除き、当該委託者保護基金のみを受益者代理人とすること。

ニ　財産の運用を次の方法に限る金銭信託とすること。ただし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りではない。

(1)　国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

(2)　主務大臣の指定する銀行その他の金融機関への預金

(3)　その他主務大臣の定める方法

ホ　信託財産の元本の評価額は、当該信託の元本金額とすること。

ヘ　信託契約の解除又は一部の解除は、次に掲げる場合において、あらかじめ受益者代理人である委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとすること。

(1)　信託財産の元本の評価額が信託必要額（当該商品取引員の保全対象財産の額から他の委託者資産保全措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(2)　他の委託者資産保全措置に変更するために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(3)　取引委託者の計算による商品市場における取引についての取引証拠金として商品取引所又は商品取引清算機関に預託するために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(4)　取引委託者の計算による商品市場における取引に係る商品取引所又は商品取引清算機関への取引差損金又は受渡し決済代金の支払いを行うために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(5)　取引委託者から預託を受けた又は取引委託者の計算に属する金銭又は有価証券を当該取引委託者に支払うために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(6)　委託手数料の徴収その他受託に係る商品取引員の取引委託者に対する権利の実行のために信託契約の解約又は一部の解除を行おうとする場合

ト　信託契約の変更は、あらかじめ受益者代理人である委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとすること。

チ　信託契約に係る元本の受益権の行使は、商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他受益者代理人である委託者保護基金が当該商品取引員の有する取引委託者に対する委託者資産の返還に係る債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金がすべての取引委託者について一括して行使するものであること。この場合において、当該信託契約は、その目的を達成したものとして終了することを妨げない。

リ　イからチまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件

二　委託者保護基金に預託する契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ　委託者保護基金に預託された財産（以下この号において「預託財

産」という。）のうち有価証券の価額は、時価によるものとすること。

ロ　預託財産の払出しを行える場合は、ハに規定する場合を除き、次に掲げる場合とすること。

(1)　預託財産の評価額が預託必要額（当該商品取引員の保全対象財産の額から他の委託者資産保全措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で預託財産の払出しを行おうとする場合

(2)　他の委託者資産保全措置に変更するために預託財産の払出しを行おうとする場合

(3)　委託者の計算による商品市場における取引についての取引証拠金として商品取引所又は商品取引清算機関に預託するために預託財産の払出しを行おうとする場合

(4)　委託者の計算による商品市場における取引に係る商品取引所又は商品取引清算機関への取引差損金又は受渡し決済代金の支払いを行うために預託財産の払出しを行おうとする場合

(5)　委託者から預託を受けた又は委託者の計算に属する金銭又は有価証券を当該委託者に支払うために預託財産の払出しを行おうとする場合

(6)　委託手数料の徴収その他受託に係る商品取引員の委託者に対する権利の実行のために預託財産の払出しを行おうとする場合

ハ　商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他委託者保護基金が当該商品取引員の有する委託者に対する委託者資産の返還に係る債務（以下この条及び第百三十九条第一項第二号から第四号までにおいて「委託者債務」という。）の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金が当該商品取引員に代わって行う当該商品取引員の委託者債務の弁済（以下この項において「代位弁済」という。）に当該預託財産を充てることができること。

ニ　ハの場合において、当該商品取引員は、委託者保護基金が代位弁済に充てた後の当該預託財産の残余についてのみ払出しを行うことができること。

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件

三　金融機関に対し、委託者債務の弁済に必要な額の全部又は一部を委託者保護基金に支払うことを委託する契約（以下この号及び第百三十九条第一項第三号において「保証委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。第百三十九条第一項第三号

において「保証委託」という。）。

イ　次に掲げる金融機関に対して委託するものであること。

(1)　銀行

(2)　信用協同組合

(3)　信用金庫

(4)　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

(5)　業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会

(6)　信託会社（信託業法第二十一条第二項の規定に基づき、債務の保証に関する業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けた者に限る。）

(7)　保険会社

ロ　保証委託契約の解除又は変更は、あらかじめ委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとすること。

ハ　あらかじめ、イに掲げる金融機関が保証委託契約に基づき委託者保護基金に支払うべき額の限度額（以下この号において「支払保証限度額」という。）を定めること。

ニ　商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他委託者保護基金が当該商品取引員の有する委託者債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金は、保証委託契約を締結したイに掲げる金融機関に対し、支払保証限度額を限度として、当該委託者債務の弁済に必要と認められる額を当該委託者保護基金に対して支払うことを指示することができること。

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件

四　前二号に掲げる措置のほか、委託者保護基金に対し、商品取引員が有する委託者債務の全部又は一部を当該商品取引員に代わって弁済することを委託する契約（以下この号及び第百三十九条第一項第四号において「代位弁済委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。第百三十九条第一項第四号において「代位弁済委託」という。）。

イ　代位弁済委託契約の解除又は変更は、あらかじめ委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとすること。

ロ　あらかじめ、委託者保護基金が当該商品取引員に代わってその委託者債務の代位弁済を行うべき額の限度額（以下この号において「代位弁済限度額」という。）を定めること。

ハ　商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他

（純資産額規制比率）（平一六法四三・追加）

第二百十一条　商品取引員は、純資産額の、その商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として主務省令で定めるところにより算定した額に対する比率（以下「純資産額規制比率」という。）を算出し、毎月末及び主務省令で定める場合に、主務大臣に届け出なければならない。

委託者保護基金が当該商品取引員の有する委託者債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金は、代位弁済限度額を限度として、当該商品取引員に代わって当該委託者債務を弁済するものであること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件

2　商品取引員は、前項各号に掲げる契約を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、契約書の写しを主務大臣に提出しなければならない。ただし、信託契約を変更した場合にあっては、当該契約を締結した信託会社又は信託業務を営む金融機関が発行する残高証明書を添付するものとする。

3　商品取引員は、第一項各号に掲げる契約を解除しようとするときは、その三十日前にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　商品取引員は、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた有価証券及び委託者の計算に属する有価証券を委託の趣旨に反して、担保として提供し、貸付け、その他処分してはならない。ただし、委託者の同意を得て、委託者保護基金に預託し、又は次に掲げる金融機関に担保として提供し、若しくは信託する場合は、この限りでない。

一　銀行

二　信用協同組合

三　信用金庫

四　農林中央金庫及び商工組合中央金庫

五　業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会

六　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第四号に掲げる者

七　信託会社又は信託業務を営む金融機関

八　保険会社

（危険に対応する額の算出）

第九十九条　法第二百十一条第一項の主務省令で定めるところにより算定した額は、別表第四に定めるところにより得られる額の合計額とする。

（純資産額規制比率の届出）（平一八農水経産令三・一部改正）

第百条　法第二百十一条第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　純資産額規制比率が百四十パーセントを下回った場合

二　純資産額規制比率が百四十パーセント以上に回復した場合

2　商品取引員は、純資産額規制比率が百二十パーセントを下回ることのないようにしなければならない。

3　商品取引員は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における純資産額規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から一月を経過した日から三月間、すべての営業所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4　第九十九条第七項の規定は、第一項の純資産額について準用する。

（のみ行為の禁止）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十六繰下・一部改正）

第二百十二条　商品取引員は、商品市場における取引等の委託を受けたときは、その委託に係る商品市場における取引等をしないで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

（誠実かつ公正の原則）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十七繰下）

第二百十三条　商品取引員並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

2　商品取引員は、法第二百十一条第一項の規定に基づき、毎月末の様式第十五号により作成した純資産額規制比率に関する届出書を翌月二十日までに主務大臣に提出しなければならない。

3　第一項第一号に該当することとなった商品取引員は、法第二百十一条第一項の規定に基づき、直ちに、その旨を主務大臣に届け出、かつ、営業日ごとに、様式第十五号により純資産額規制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に提出しなければならない。

4　前項に規定する届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　純資産額規制比率が百四十パーセントを下回った場合（次号に掲げる場合を除く。）　純資産額規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書

二　純資産額規制比率が百二十パーセントを下回った場合　純資産額規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書

5　第一項第二号に該当することとなった商品取引員は、法第二百十一条第一項の規定に基づき、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6　商品取引員は、毎営業日ごとに、純資産額規制比率の状況を適切に把握しなければならない。

（広告等の規制）（平一八法六五・追加）

第二百十三条の二　商品取引員は、その行う商品取引受託業務の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一　当該商品取引員の商号

二　商品取引員である旨

三　商品取引受託業務の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）（平一九政二三三・追加）

第十条の二　法第二百十三条の二第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　受託契約（法第二百十四条第二号に規定する受託契約をいう。以下この条において同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二　受託契約に関して顧客が預託すべき取引証拠金等（法第二百十七条第一項第一号に規定する取引証拠金等をいう。以下この条において同じ。）がある場合にあつては、その額又は計算方法

三　受託契約に基づく取引（法第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引）の額（当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金等の額に比して著しく大きい旨及び当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由）

四　商品市場における相場の変動により受託契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨及びその理由

（広告類似行為）（平一九農水経産令三・追加）

第百条の二　法第二百十三条の二各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書便の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一　法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二　商品市場の分析及び評価に関する資料であって、受託契約（法第二百十四条第二号に規定する受託契約をいう。以下同じ。）の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三　次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ　受託契約の名称又は通称

ロ　この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする商品取引員の称号又は通称

ハ　商品市場における相場の変動により受託契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ　法第二百十七条第一項に規定する書面の内容を十分に読むべき旨

四　次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、かつ、商品市場における取引等を行うことによる利益の見込みその他第百条の六で定める事項について、著しく事実に相違するような表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしていない、一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）、有線ラ

ジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者及び電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者の放送設備により放送させる方法、商品取引員又は当該商品取引員が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法並びに常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

イ　商品取引員の商号

ロ　商品取引員である旨

ハ　商品市場における相場の変動により受託契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨（音声により放送する方法を除き、当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ　法第二百十七条第一項に規定する書面の内容を十分に読むべき旨

（商品取引受託業務の内容についての広告等の表示方法）（平一九農水経産令三・追加）

第百条の三　商品取引員がその行う商品取引受託業務の内容について広告又は前条に規定する行為（以下この条において「広告等」という。）をするときは、法第二百十三条の二第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2　商品取引員がその行う商品取引受託業務の内容について広告等をするときは、令第十条の二第四号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きいものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）（平一九農水経産令三・追加）

第百条の四　令第十条の二第一号に規定する主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、受託契約に関して顧客が支払うべき対価（受渡しに係る価額、法第二条第八項第四号に規定する取引の対価の額及び取引証拠金等（法第二百十七条第一項第一号に規定する証拠金取引等をいう。以下同じ。）の額を除く。この条

2　商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、商品市場における取引等を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

（不当な勧誘等の禁止）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十八繰下・一部改正、平一八法六五・一部改正）

第二百十四条　商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　商品市場における取引等につき、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げてその委託を勧誘すること。

二　商品市場における取引等の受託を内容とする契約（第二百十五条、第二百十七条から第二百十九条まで、第二百二十条の三及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。

三　商品市場における取引等につき、数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受けること（委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害

五　前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定めるもの

及び第百条の六において「手数料等」という。）の種類のごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該受託契約に基づく取引の額（令第十条の二第三号に規定する取引の額をいう。）に対する割合を含む。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）（平一九農水経産令三・追加）

第百条の五　令第十条の二第五号に規定する主務省令で定める事項は、当該商品取引員が商品先物取引協会に加入している場合にあっては、その旨及び当該商品先物取引協会の名称とする。

（誇大広告をしてはならない事項）（平一九農水経産令三・追加）

第百条の六　法第二百十三条の二第二項に規定する主務省令で定める事項は次に掲げる事項とする。

一　受託契約の解除に関する事項

二　受託契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三　受託契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

四　受託契約に係る商品市場に関する事項

五　商品取引員の資力又は信用に関する事項

六　商品取引員の商品取引受託業務の実績に関する事項

七　受託契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又は計算方法、その支払の方法及び時期並びにその支払先に関する事項

（顧客の指示を受けるべき事項）（平一九農水経産令三・一部改正）

第百一条　法第二百十四条第三号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　上場商品又は上場商品指数の種類

するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く。）。

二　取引の種類及び期限
三　数量
四　対価の額又は約定価格等（指値又は成行の別を含む。）
五　売付け又は買付けの別その他これに準ずる事項
六　新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項
七　取引をする日時又は受託契約の有効期間

（適用除外行為）（平一九農水経産令三・一部追加）

第百二条　法第二百十四条第三号の委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　次のイからニまでに掲げる者のうち外国において商品取引受託業務に相当する業務を営む者から前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第三号及び第四号に掲げる事項については商品取引員が定めることができるものとして商品市場における取引等の委託を受ける行為

イ　当該商品取引員が、外国の法人その他の団体の総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権（令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この条（ロを除く。）において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国子会社」という。）

ロ　当該商品取引員が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下このロにおいて同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国親会社」という。）

ハ　当該商品取引員の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

ニ　ハに規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

二　非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第百二十六条

四　商品市場における取引につき、顧客から第二条第八項第一号に掲げる取引の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る商品市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有利な対価の額（買付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいう。）で同号に掲げる取引をすること。

五　商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思（その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること。

六　商品市場における取引等につき、顧客に対し、迷惑を覚えさせるにおいて同じ。）である顧客から前条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で商品取引員が定めることができるものとして商品市場における取引等の委託を受ける行為

三　委託者の計算による商品市場における取引であって、委託者があらかじめ定めた額の損失又は利益が発生した場合において、委託者から前条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項のうち指示がないものについては、電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により、当該取引のすべてに係る決済を転売又は買戻により結了させることを内容とする契約を書面により締結し、当該契約に基づき商品市場における取引等の委託を受ける行為

2　前項第一号において、当該商品取引員及びその外国子会社又は当該商品取引員の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該商品取引員の外国子会社とみなし、当該商品取引員の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体に総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該商品取引員の外国親会社とみなす。

3　第一項各号に掲げる行為を行おうとする商品取引員は、当該行為に基づいて行う商品市場における取引等が委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害することのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならない。

ような仕方でその委託を勧誘すること。

七　商品市場における取引等につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。

八　商品市場における取引等につき、顧客に対し、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の数量及び期限を同一にすることを勧めること。

九　前各号に掲げるもののほか、商品市場における取引等又はその受託に関する行為であつて、委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定めるもの

（禁止行為）（平一九農水経産令三・一部改正）

第百三条　法第二百十四条第九号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　委託者資産の返還、委託者の指示の遵守その他の委託者に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二　故意に、商品取引受託業務に係る取引と自己の取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をすること。

三　顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること（受託契約準則に定める場合を除く。）。

四　商品市場における取引につき、新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項を偽って、商品取引所に報告すること。

五　商品市場における取引等の委託につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益を提供することを約し、又は顧客若しくはその指定した者に対し特別の利益を提供すること（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させることを含む。）。

六　商品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。

七　商品市場における取引等の委託につき、転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。

八　商品市場における取引等の委託につき、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。

九　商品市場における取引等につき、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引等と対当する取引等（これらの取引等から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）であってこれらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引等を理解していない顧客から受けること。

（損失補てん等の禁止）（平一八法六五・追加）

第二百十四条の二　商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、商品市場における取引等を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

二　商品市場における取引等につき、自己又は第三者が当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

三　商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

2　商品取引員の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

二　商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三　商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

3　第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（第二百二十一条第二項の主務省令で定める事故をいう。以下この項及び次項において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該商品取引員があらかじめ主務大臣の確認を受けている場合その他主務省令で定める場合に限る。

4　第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

（事故の確認を要しない場合）（平一九農水経産令三・追加）

第百三条の二　法第二百十四条の二第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　裁判所の確定判決を得ている場合

二　裁判所の和解（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条第一項に定めるものを除く。）が成立している場合

三　民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合

四　商品取引所の仲介、商品先物取引協会の苦情の解決、あっせん若しくは調停又は主務大臣が指定する団体のあっせんによる和解が成立している場合

五　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁判断がされている場合

六　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあっせんによる和解が成立している場合

七　認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者をいい、商品取引受託業務に係る紛争が裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号に規定する紛争の範囲に含まれるものに限る。）が行う認証紛争解決手続（同法第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）による和解が成立している場合

八　和解が成立している場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ　当該和解の手続きについて弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。）が顧客を代理していること。

ロ　当該和解の成立により商品取引員が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（イの司法書士が代理をする場合にあっては、司法書士法第三条第一号第七号に規定する額）を超えないこと。

ハ　ロの支払が事故（法第二百十四条の二第三項に規定する事故をいう。以下この条から第百三条の四までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が商品取引員に交付されていること。

5　第三項ただし書の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の主務省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として主務省令で定めるものを添えて主務大臣に提出しなければならない。

九　商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業員（以下「代表者等」という。）が第百十二条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十　商品取引員の代表者等が第百十二条第三号及び第四号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第二百二十二条に規定する帳簿書類又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2　前項第九号の利益は、第百十二条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第三号及び第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3　商品取引員は、第一項第四号（商品先物取引協会の苦情の解決及び主務大臣の指定する団体のあっせんによる和解に限る。）及び第五号から第十号までに掲げる場合において、法第二百十四条の二第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日に属する月の翌月末日までに、第百三条の四各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。ただし、当該報告をする者が、商品先物取引協会の会員ある場合にあっては、商品先物取引協会を経由しなければならない。

（事故の確認申請手続）（平一九農水経産令三・追加）

第百三条の三　法第二百十四条の二第五項の確認を受けようとする者は、同項の規定による申請書及び書類を、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該確認を受けようとする者が、商品先物取引協会の会員である場合にあっては、商品先物取引協会を経由しなければならない。

（確認申請書の記載事項）（平一九農水経産令三・追加）

第百三条の四　法第二百十四条の二第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　商品取引員の商号

二　事故の発生した本店、支店又は営業所の名称及び所在地

三　確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

イ　事故となる行為に関係した代表者等の氏名又は部署の名称

ロ　顧客の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、主たる営

（適合性の原則）（平一六法四三・追加、平一八法六五・一部改正）

第二百十五条　商品取引員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

（受託契約準則への準拠）（平一六法四三・追加）

第二百十六条　商品取引員は、商品市場における取引等の受託については、商品取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

（受託契約の締結前の書面の交付）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十九繰下・一部改正、平一八法六五・一部改正）

第二百十七条　商品取引員は、受託契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一　当該受託契約に基づく取引（第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引）の額（当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金（次号及び第二百二十条の二第一項において「取引証拠金等」という。）の額に比して著しく大きい旨

業所又は事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

ハ　事故の概要

ニ　補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ　申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四　その他参考となるべき事項

（確認申請書の添付書類）（平一九農水経産令三・追加）

第百三条の五　法第二百十四条の二第五項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2　前項の規定は、法第二百十四条の二第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

二　商品市場における相場の変動により当該受託契約に基づく取引について当該顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨

三　前二号に掲げるもののほか、当該受託契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

四　前三号に掲げるもののほか、当該受託契約の概要その他の主務省令で定める事項

（受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等）（平一九農水経産令三・一部改正）

第百四条　法第二百十七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　商品取引員の商号、住所及び代表者の氏名

二　商品市場における取引等（法第二条第十六項第二号及び第四号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の受託を行おうとする商品取引員にあっては、その受託した商品市場における取引等の委託を受ける商品取引員の商号、住所及び代表者の氏名

三　委託者が商品取引員に連絡する方法

四　上場商品又は上場商品指数の種類、商品市場における取引の種類及び期限、数量、対価の額又は約定価格等その他委託者が指示すべき事項

五　取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金の種類及び額並びにその徴収及び返還の時期

六　相場の変動によって追加的に預託する取引証拠金等が生じる場合があること

七　委託手数料の額及び徴収の時期

八　法第二百十四条各号に掲げる行為に関する事項

九　法第二百十四条の二第一項及び第三項に関する事項

十　法第二百十五条に規定する適合性の原則

十一　取引の手続に関する事項

十二　協会の定める商品取引受託業務に関する規則その他の商品市場における取引等の受託又は委託の勧誘に係る規則に規定する協会員が遵守すべき事項

十三　顧客が商品取引受託業務に関する苦情の相談をする際の電話番号その他の連絡先

十四　商品取引受託業務に関する商品取引員との紛争（以下この項において「紛争」という。）の処理に関する事項

十五　紛争の類型その他の紛争の発生を回避するために顧客が受託契約を締結するに当たって注意すべき事項

十六　紛争の件数の照会に関する事項

十七　商品市場における取引等の概要

十八　顧客を担当する登録外務員の氏名及び連絡先並びに当該登録外務

2　商品取引員は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該方法により提供した商品取引員は、当該書面を交付したものとみなす。

（情報通信の技術を利用する方法）（平一六政二五九・追加）

第十一条　商品取引員は、法第二百十七条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

員の所属する商品取引員の住所及び連絡先

2　法第二百十七条第一項の書面には、日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。ただし、次に掲げる事項にあつては、枠の中に日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十四ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載しなければならない。

一　商品取引員は、顧客に対し、当該書面を交付する義務を負う旨及び法第二百十七条第一項各号に掲げる事項について説明する義務を負う旨

二　当該書面の内容を十分に読むべき旨

三　法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

四　前項第六号、第八号、第九号及び第十三号に掲げる事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第百五条　法第二百十七条第二項（法第三百四十九条第八項において読み替えて準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　商品取引員等（商品取引員又は商品取引員との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備えて置き、これを顧客又は商品取引員の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら当該顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第二百十七条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第二百十七条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられたファ

イルにその旨を記録する方法）

ハ　商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　顧客が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあっては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに掲げる方法にあっては、顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十一条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに掲げる方法にあっては、前号に規定する期間を経過

（商品取引員の説明義務及び損害賠償責任）（平一六法四三・追加、平一八法六五・一部改正）

第二百十八条　商品取引員は、受託契約を締結しようとする場合において、顧客が商品市場における取引に関する専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者以外の者であるときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。

2　前項の規定による承諾を得た商品取引員は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、法第二百十七条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

するまでの間において、第三号の規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、商品取引員等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は商品取引員等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第百六条　令第十一条第一項（令第十二条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち、商品取引員が使用するもの

二　ファイルへの記録の方法

（専門知識及び経験を有する顧客）（平二〇農水経産令二・一部改正）

第百七条　法第二百十八条第一項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　商品取引員

二　法第三百四十九条第二項に規定する店頭商品先物取引業者

三　金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家

四　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者に限る。）であって、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第三十五条に規定する商品投資販売業者である者

五　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資顧問業者

六　外国の法令上前五号に掲げる者に相当する者

七　法第三十条第一項第一号並びに法第八十二条第一項第一号イ及び同

2　前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

3　商品取引員は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

（取引の方法の別の明示）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二十繰下・一部改正）

第二百十九条　商品取引員は、受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し自己が行う行為につき、第二条第十六項各号のいずれに該当するかの別を明らかにしなければならない。

（取引の成立の通知）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二十一繰下・一部改正）

第二百二十条　商品取引員は、その商品取引受託業務に係る商品市場における取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもつて、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日その他の主務省令で定める事項を委託者に通知しなければならない。

項第二号イに掲げる者（その者が行おうとする取引が、その者が売買等を業として行っている上場商品構成物品等（当該上場商品構成物品等の主たる原料若しくは材料となっている物又は当該上場商品構成物品等を主たる原料若しくは材料とする物で商品取引所の定款で定めるものを含む。）に係るものである場合に限る。）

（説明の方法）

第百八条　商品取引員は、法第二百十八条第一項の規定により顧客に対して説明をしようとするときは、当該説明に先立って、当該顧客に対し法第二百十七条第一項に規定する書面を交付しなければならない。

2　前項に規定する場合において、商品取引員は、法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について顧客が理解できるように説明をした後、同項第四号に掲げる事項について当該顧客が理解できるように説明をしなければならない。

（取引の成立の際の通知すべき事項）

第百九条　法第二百二十条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　成立した取引の種類ごとの数量

二　成立した取引の種類ごとの対価の額又は約定価格等

三　成立した取引につき、顧客の指示を受けた日時

四　成立の日時

2　第二百十七条第二項の規定は、前項の規定による書面による通知について準用する。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは「委託者」と、「提供する」とあるのは「通知する」と、「提供した」とあるのは「通知した」と、「当該書面を交付したもの」とあるのは「当該書面による通知をしたもの」と読み替えるものとする。

（取引証拠金等の受領に係る書面の交付）（平一八法六五・追加）

第二百二十条の二　商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して顧客が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、顧客に対し、直ちに、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2　第二百十七条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（取引の成立の通知等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）（平一六政二五九・追加）

第十二条　前条の規定は、法第二百二十条第二項において法第二百十七条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条中「顧客」とあるのは、「委託者」と読み替えるものとする。

2　前条の規定は、法第三百四十九条第八項において法第二百十七条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条中「商品取引員」とあるのは「店頭商品先物取引業者」と、「顧客」とあるのは「特定業者」と読み替えるものとする。

五　商品市場における取引に係る差金の合計額
六　成立した全部の取引の委託手数料の合計額
七　第五号に掲げる額から、前号に掲げる額を控除した額

（取引の成立の通知に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

第百十条　第百五条（第一項第一号ニ、第二項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。）の規定は、法第二百二十条第二項において法第二百十七条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第百五条第二項第四号中「に掲げられた取引を最後に行った日」とあるのは、「を記録した日」と読み替えるものとする。

（取引証拠金等の受領に係る書面の交付）（平一九農水経産令三・追加）

第百十条の二　法第二百二十条の二第一項の主務省令で規定する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該商品取引員の商号
二　顧客が当該商品取引員に連絡する方法
三　顧客の氏名又は名称
四　当該商品取引員が取引証拠金等を受領した日付
五　取引証拠金等の金銭又は充用有価証券等（法第百三条第五項（法第百七十九条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により取引証拠金に充てられている有価証券及び倉荷証券をいう。）の別並びに当該取引証拠金等が充用有価証券等であるときは、その種類（有価証券にあっては銘柄）、数量及び充用価格

2　前項の書類には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3　第一項の規定は、法第二百二十条の二第一項の規定による取引証拠金等の受領が、金融機関を介しての受領であり、顧客から書面による同意が得られた場合にあっては、適用しない。

4　第四十一条第三項から第七項までの規定は、前項の書面による同意について準用する。

（金融商品の販売等に関する法律の準用）（平一八法六五・追加）

第二百二十条の三　金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第六条から第九条までの規定は、商品取引員が行う受託契約の締結について準用する。この場合において、同法第六条第一項中「前条」とあるのは「商品取引所法第二百十八条第三項」と、同項及び同法第七条中「重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品取引所法第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したこと又は同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったこと」と、同法第九条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引所法第二百十四条第二号の受託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（勧誘方針の策定を要しない者等）（平一九政二三三・追加）

第十二条の二　法第二百二十条の三の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

２　法第二百二十条の三の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第三項に規定する政令で定める方法は、商品取引員の本店（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における主たる営業所。以下この項並びに第二十九条第一項第四号及び第三項において同じ。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一　商品取引員が、支店その他の本店以外の営業所（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における従たる営業所。以下この号並びに第二十九条第二項及び第三項において「支店等」という。）において受託契約の締結を行う場合　受託契約の締結を行う支店等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法

二　商品取引員が、公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと（以下この号において「自動送信」という。）により受託契約の締結を行う場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　勧誘方針を自動送信する方法

（商品取引員が行う受託契約の締結について準用する金融商品の販売等に関する法律の規定の読替え）（平一九政二三三・追加）

第十二条の三　法第二百二十条の三の規定により商品取引員が行う受託契約の締結について金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定を準用する場合においては、同項

（商品取引責任準備金）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二十二繰下・一部改正）

第二百二十一条　商品取引員は、主務省令で定めるところにより、商品市場における取引等の取引高に応じ、商品取引責任準備金を積み立てなければならない。

中「特定顧客」とあるのは、「商品取引所法第二百十八条第一項の主務省令で定める者」と読み替えるものとする。

（商品取引責任準備金の積立て）（平一八農水経産令三・一部改正、平一九農水経産令三・一部改正）

第百十一条　法第二百二十一条第一項の規定により積み立てる商品取引責任準備金の金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一　次のイからチまでに掲げる金額の合計額

イ　各事業年度における法第二条第八項第一号に規定する取引（自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。）の取引金額に事故率（当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故（第百十二条に規定する事故をいう。）による支払額（商品取引員が、専門知識及び経験を有する者（第百七条で定める者をいう。以下この条において同じ。）から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下この条において同じ。）の委託を受ける場合並びに電子情報組織（商品取引員の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。）の合計額の、法第二条第八項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額（自己の計算による取引並びに商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。）に占める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じた金額と取引金額の百分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額（既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額（法第二百二十一条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。）が千万円に満たない場合には、当該いずれか大きい金額に、千万円から当該商品取引責任準備金の金額及びロからチまでに掲げる金額を控除した金額を事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率で除して計算した金額（当該計算した金額が当該事業年度の取引金額を越える場合には、当該事業年度の取引金額。以下この号において同じ。）に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の

百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額を加算した金額）

ロ　各事業年度における法第二条第八項第二号に規定する取引（自己の計算による取引及びヘに掲げる取引を除く。）の取引金額に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

ハ　各事業年度における法第二条第八項第三号に規定する取引（自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。）の取引金額に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

ニ　各事業年度における法第二条第八項第四号に規定する取引（自己の計算による取引及びチに掲げる取引を除く。）の対価の額の合計額に事故率を乗じた金額と当該対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

ホ　各事業年度における法第二条第八項第一号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

ヘ　各事業年度における法第二条第八項第二号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

ト　各事業年度における法第二条第八項第三号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

チ　各事業年度における法第二条第八項第四号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額

二　次のイからチまでに掲げる金額の合計額と千万円とのいずれか大きい金額からリに掲げる金額を控除した金額

イ　各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第一号に規定する取引（自己の計算に

よる取引及びホに掲げる取引を除く。）の取引金額（これらの事業年度のうち一年に満たないものがある場合には、当該事業年度の当該取引金額を当該事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額。以下同じ。）の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ロ　各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第二号に規定する取引（自己の計算による取引及びへに掲げる取引を除く。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ハ　各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第三号に規定する取引（自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ニ　各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第四号に規定する取引（自己の計算による取引及びチに掲げる取引を除く。）の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の万分の六・二五に相当する金額

ホ　各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第一号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

ヘ　各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第二号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

ト　各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第三号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者とから商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

チ　各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第四号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者とから商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の十万分の二に相当する金額

リ　既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額

2　前項の場合において、法第百九十条の許可（更新に係る許可を除く。）を受けた事業年度から三事業年度以内に積み立てられるべき商品取引責任準備金の金額は、同項第一号中「に事故率（当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故（第百十二条に規定する事故をいう。）による支払額（商品取引員が、専門知識及び経験を有する者（第百七条で定める者をいう。以下この条において同じ。）から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下この条において同じ。）の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織（商品取引員の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。）の合計額の、法第二条第八項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額（自己の計算による取引並びに商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。）に占める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは「の十万分の三に相当する金額」と、「当該いずれか大きい金額」とあるのは「当該相当する金額」と、「事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率」とあるのは「十万分の六」と、「に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは「の十万分の三に相当する金額」と、「に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額のいずれか大きい金額」とあるのは「の十万分の三に相当する金額」と、「に事故率を乗じた金額と当該対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは、「の万分の三に相当する金額」とする。

2　前項の商品取引責任準備金は、商品市場における取引等の受託に関して生じた事故であつて主務省令で定めるものによる損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（帳簿の作成等）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二十三繰下）

第二百二十二条　商品取引員は、商品市場における取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

（帳簿の区分経理）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二十四繰下）

第二百二十三条　商品取引員は、商品市場における取引について、主務省令で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

（商品取引事故）（平一九農水経産令三・一部改正）

第百十二条　法第二百二十一条第二項の主務省令で定める事故は、商品市場における取引等の受託につき、商品取引員の代表者等が、当該商品取引員の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一　顧客の注文内容について確認しないで、商品市場における取引等の受託を行うこと。

二　取引の条件及び相場の変動について顧客を誤認させるような勧誘をすること。

三　顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

四　電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。

五　その他法令に違反する行為を行うこと。

（帳簿の作成）

第百十三条　商品取引員は、法第二百二十二条の規定により、商品取引受託業務を行う営業所の一において、商品市場における取引につき、別表第五に定める帳簿を作成しなければならない。

2　商品取引員は、商品取引受託業務を行う営業所において、別表第五に定める帳簿のうち注文伝票及びその商品取引受託業務の内容に応じ必要なものを作成しなければならない。ただし、前項の規定により帳簿を作成する営業所においては、この限りでない。

3　別表第五に定める帳簿は、十年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第百十四条　別表第五に定める帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて前条第三項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、商品取引員は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

（帳簿の区分経理等）

第百十五条　商品取引員は、法第二百二十三条の規定により、別表第五に定める帳簿（先物取引計算帳を除く。以下この条において同じ。）について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引及び商品市場における取引等（法第二条第十六項第一号に掲げるもの（商品清算取引を

（報告書の提出）（平一六法四三・追加、平一七法八七・一部改正）

第二百二十四条　商品取引員は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

２　商品取引員は、前項に規定する事業報告書のほか、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員の商品取引受託業務又は財産の状況に関する報告書を主務大臣に提出しなければならない。

除く。）又は第三号に掲げるものに限る。）の受託に係る取引と商品市場における取引等（同項第二号又は第四号に掲げるものに限る。）の受託に係る取引とについて、帳簿を別にして区分経理しなければならない。

（事業報告書の作成等）（平一八農水経産令三・全改）

第百十六条　法第二百二十四条第一項の規定により商品取引員が提出する事業報告書は、様式第十五号の二により作成しなければならない。

２　前項の事業報告書には、計算書類等及びその附属明細書を添付しなければならない。

（業務又は財産の状況に関する報告書の提出）（平一九農水経産令三・一部改正）

第百十七条　法第二百二十四条第二項の規定により商品取引員は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期間内に、主務大臣に提出しなければならない。

一　六月ごとに様式第一号により作成した純資産額に関する調書及び会社計算規則第九十一条の規定により作成した株主資本等変動計算書調書の作成日から三月

二　一月ごとに様式第十六号により作成した法第二百十条の規定による受託に係る財産の分離保管等に関する調書　報告の対象となる月の翌月の二十日

三　一月ごとに様式第十号により作成した事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書　報告の対象となる月の翌月の二十日

四　一月ごとに様式第十七号により作成した商品取引受託業務に係る財務の状況を記載した月計残高試算表及び様式第十八号により作成した商品取引受託業務の状況を記載した定期業務報告書　報告の対象となる月の翌月の二十日

２　商品取引員は、前項第一号及び第二号に規定する調書並びに同項第四号に規定する月計残高試算表を作成する場合においては、主務大臣の定める会計処理の方法その他一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従わなければならない。

３　商品取引員は、第一項第一号に規定する株主資本等変動計算書を作成する場合においては、前事業年度末残高、当調書作成期間変動額及び当調書作成期間末残高の区分に応じて記載をしなければならない。

第三節　合併、分割及び事業の譲渡

（合併の認可）（平一六法四三・追加）

第二百二十五条　商品取引員を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が商品取引受託業務を営む場合に限る。以下この条及び第二百三十条において単に「合併」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　前項の認可を受けようとする商品取引員は、合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社（以下この条において「合併後の会社」という。）について第百九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、合併契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（合併の認可申請）（平一八農水経産令三・一部改正）

第百十八条　商品取引員は、法第二百二十五条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、法第百九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

一　合併予定年月日

二　合併の方法

2　法第二百二十五条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　合併の理由を記載した書面

二　合併の手続を記載した書面

三　合併後の会社の定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

四　合併の当事者の登記事項証明書

五　合併の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

六　合併の当事者（商品取引員を除く。）の直前三年の各事業年度の計算書類等（当該当事者が持分会社である場合にあっては、会社法施行規則第二条第三項第十二号（ロに係る部分に限る。）に規定する計算書類等をいう。第百二十条第六号において同じ。）及びその附属明細書

七　削除

八　合併の当事者（商品取引員を除く。）が法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面

九　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ　合併後の会社の役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ　合併後の会社の役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しな

いことを誓約する書面

ハ　合併後の会社の役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

十　認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した合併の当事者の純資産額に関する調書

十一　合併後の会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この条から第百二十一条までにおいて同じ。）の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。）を記載した書面

十二　合併後の会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調書

十三　過去五年以内に、合併の当事者について商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑（外国において商品取引受託業務等に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十四　合併後の会社の使用人（商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。）の商品取引受託業務等に係る経歴書

十五　合併後の会社における様式第六号により作成した法第百九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

十六　合併後の会社における様式第七号により作成した法第百九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

十七　合併後の会社における様式第八号により作成した第八十七条に規定する特定業務の概要に関する調書

十八　商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

4　主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　合併後の会社が第百九十三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二　商品取引受託業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5　合併後の会社（商品取引員が合併後存続する株式会社である場合を除く。）は、合併の時に第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

6　合併後の会社は、合併により消滅した商品取引員の商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を承継する。

（新設分割の認可）（平一六法四三・追加）

第二百二十六条　商品取引員が新たに設立する株式会社に商品取引受託業務の全部又は一部を承継させるために行う新設分割（以下この条及び第二百三十条において単に「新設分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十九　商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

二十　合併後の会社が商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

二十一　合併後の会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する当該商品取引員における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

二十二　合併後の会社における様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

二十三　合併の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付借入金を借り入れている場合にあっては、その契約書の写し

二十四　合併の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付社債を発行している場合にあっては、その目論見書又はこれに準ずるものの写し

（新設分割の認可申請）（平一八農水経産令三・一部改正）

第百十九条　商品取引員は、法第二百二十六条第一項の規定による新設分割の認可を受けようとするときは、法第百九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

一　新設分割予定年月日

2　前項の認可を受けようとする商品取引員は、新設分割により設立される株式会社（以下この条において「設立会社」という。）について第百九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、分割計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二　新設分割の方法

2　法第二百二十六条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　新設分割の理由を記載した書面

二　新設分割の手続を記載した書面

三　設立会社の定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

四　新設分割の当事者の登記事項証明書

五　新設分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

六　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ　設立会社の役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ　設立会社の役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

ハ　設立会社の役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

七　設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。）を記載した書面

八　設立会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調書

九　過去五年以内に、新設分割の当事者について商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑（外国において商品取引受託業務等に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の

4　主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　設立会社が第百九十三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二　商品取引受託業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5　設立会社は、新設分割の時に第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十　設立会社の使用人（商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。）の商品取引受託業務等に係る経歴書

十一　設立会社における様式第六号により作成した法第百九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

十二　設立会社における様式第七号により作成した法第百九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

十三　設立会社における様式第八号により作成した第八十七条に規定する特定業務の概要に関する調書

十四　商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十五　商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

十六　設立会社が商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十七　設立会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する当該設立会社における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

十八　設立会社における様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

6　設立会社は、新設分割をした商品取引員の承継の対象となる商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を承継する。

（吸収分割の認可）（平一六法四三・追加）

第二百二十七条　商品取引員が他の株式会社に商品取引受託業務の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割（以下この条及び第二百三十条において単に「吸収分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　前項の認可を受けようとする商品取引員は、吸収分割により商品取引受託業務の全部又は一部を承継する株式会社（以下この条において「承継会社」という。）について第百九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（吸収分割の認可申請）（平一八農水経産令三・一部改正）

第百二十条　商品取引員は、法第二百二十七条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、法第百九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

一　吸収分割予定年月日

二　吸収分割の方法

2　法第二百二十七条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　吸収分割の理由を記載した書面

二　吸収分割の手続を記載した書面

三　承継会社の定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

四　吸収分割の当事者の登記事項証明書

五　吸収分割の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

六　吸収分割の当事者（商品取引員を除く。）の直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書

七　削除

八　吸収分割の当事者（商品取引員を除く。）が法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面

九　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ　承継会社の役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ　承継会社の役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

ハ　承継会社の役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票

の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

十　認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した吸収分割の当事者の純資産額に関する調書

十一　承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。）を記載した書面

十二　承継会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調書

十三　過去五年以内に、吸収分割の当事者について商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑（外国において商品取引受託業務等に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十四　承継会社の使用人（商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。）の商品取引受託業務等に係る経歴書

十五　承継会社における様式第六号により作成した法第百九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

十六　承継会社における様式第七号により作成した法第百九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

十七　承継会社における様式第八号により作成した第八十七条に規定する特定業務の概要に関する調書

十八　商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十九　商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

二十　承継会社が商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用す

4　主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　承継会社が第百九十三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二　商品取引受託業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5　承継会社（商品取引員が承継会社である場合を除く。）は、吸収分割の時に第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

6　承継会社は、吸収分割をした商品取引員の承継の対象となる商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を承継する。

（事業譲渡の認可）（平一六法四三・追加、平一七法八七・一部改正）

第二百二十八条　商品取引員が他の株式会社に行う商品取引受託業務の全部又は一部の譲渡（以下この条及び第二百三十条において「事業譲渡」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　前項の認可を受けようとする商品取引員は、事業譲渡により商品取引受託業務の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について第百九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

る場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

二十一　承継会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する当該承継会社における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

二十二　承継会社における様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

二十三　吸収分割の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付借入金を借り入れている場合にあっては、その契約書の写し

二十四　吸収分割の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付社債を発行している場合にあっては、その目論見書又はこれに準ずるものの写し

（事業譲渡の認可申請）（平一八農水経産令三・一部改正）

第百二十一条　商品取引員は、法第二百二十八条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けようとするときは、法第百九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

一　事業譲渡予定年月日

二　事業譲渡の方法

3　前項の申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

2　法第二百二十八条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　事業譲渡の理由を記載した書面

二　事業譲渡の手続を記載した書面

三　譲受会社の定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

四　事業譲渡の当事者の登記事項証明書

五　事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

六　事業譲渡の当事者（商品取引員を除く。）の直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書

七　削除

八　事業譲渡の当事者（商品取引員を除く。）が法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当する者でないことを誓約する書面

九　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ　譲受会社の役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ　譲受会社の役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

ハ　譲受会社の役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

十　認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した事業譲渡の当事者の純資産額に関する調書

十一　譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。）を記載した書面

十二　譲受会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調書

十三　過去五年以内に、事業譲渡の当事者について商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑（外国において商品取引受託業務等に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに

相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十四　譲受会社の使用人（商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。）の商品取引受託業務等に係る経歴書

十五　譲受会社における様式第六号により作成した法第百九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

十六　譲受会社における様式第七号により作成した法第百九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

十七　譲受会社における様式第八号により作成した第八十七条に規定する特定業務の概要に関する調書

十八　商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十九　商品取引受託業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

二十　譲受会社が商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

二十一　譲受会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する当該譲受会社における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

二十二　譲受会社における様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

二十三　事業譲渡の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付借入金を借り入れている場合にあっては、その契約書の写し

二十四　事業譲渡の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付社債を発行している場合にあっては、その目論見書又はこれに準ずるものの写し

4　主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　譲受会社が第百九十三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二　商品取引受託業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5　譲受会社（商品取引員が譲受会社である場合を除く。）は、事業譲渡の時に第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

6　譲受会社は、事業譲渡をした商品取引員の譲渡の対象となる商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を承継する。

（処分の手続）（平一六法四三・追加）

第二百二十九条　第十五条第五項から第九項までの規定は、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項及び前条第一項の認可について準用する。

（政令への委任）（平一六法四三・追加、平一七法八七・一部改正）

第二百三十条　この法律に定めるもののほか、商品取引員の合併、新設分割、吸収分割及び事業譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節　監督

（報告徴収及び立入検査）（平一六法四三・追加）

第二百三十一条　主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引員の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2　主務大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、商品取引員と取引をする者に対し、当該商品取引員の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3　第一項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該商品取引員が所有し、又は預託を受けた上場商品でその営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該商品取引員をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該商品取引員を立ち会わせて当該上場商品を検査することがで

きる。

4　第百五十七条第三項及び第四項の規定は、第一項及び前項の規定による立入検査について準用する。

（業務改善命令等）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二十五繰下・一部改正）

第二百三十二条　主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品取引員に対し、財産の状況又は商品取引受託業務の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する場合において、商品取引員の財産の状況又は商品取引受託業務の運営が次の各号のいずれかに該当するときは、その必要の限度において、当該商品取引員に対し、三月以内の期間を定めて商品市場における取引又は商品取引受託業務の停止を命ずることができる。

一　負債の合計金額の純資産額に対する比率が主務省令で定める率を超えた場合

二　流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が主務省令で定める率を下つた場合

三　商品取引員が、その営む兼業業務又は第百九十六条第二項に規定する支配関係を持つている法人の業務（これらの業務が同条第三項に規定する主務省令で定める業務に該当するものである場合に限る。）に関し次条の規定による勧告を受けた場合において、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたことにより、当該商品取引員の財産の状況が悪化し、又は悪化するおそれがあるとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、財産の状況又は商品取引受託業務の運営につき是正を加えるために商品市場における取引又は商品取引受託業務の停止を命ずることが必要な場合として主務省令で定める場合

（商品取引員に係る検査職員の身分証明書）

第百二十二条　法第二百三十一条第四項において準用する法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第十九号による。

（負債比率および流動比率の基準）

第百二十三条　法第二百三十二条第二項第一号の主務省令で定める率は十倍とし、同項第二号の主務省令で定める率は一倍とする。

（業務停止命令の事由）（平一七農水経産令九・平一八農水経産令三・一部改正）

第百二十四条　法第二百三十二条第二項第四号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　純資産額が第八十一条において定める額を下回るおそれがある場合

二　商品取引員の純資産額が資本金の額を下回った場合

三　顧客との間に紛争がひん発し、又は使用人に対する指導監督が不適切であるため紛争がひん発するおそれがある場合

四　商品取引員の自己の計算による商品市場における取引であって決済を結了していないもの（他の商品取引員に委託しているものを含む。）の数量（他の法人に対して支配関係を持っている商品取引員にあっては、当該数量に当該法人の自己の計算による商品市場における取引であって決済を結了していないものの数量を加えた数量）が当該

3　前項第一号の負債の合計金額並びに同項第二号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額は、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

4　第九十九条第七項の規定は、第二項第一号の純資産額について準用する。

商品取引員の純資産額又は受託に係る商品市場における取引であって決済を結了していないものの数量に比し過大である場合

五　商品取引員が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない場合

六　商品取引員が、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていない場合

2　第三十八条の規定は、前項第一号及び第二号の純資産額について準用する。

（負債の合計金額等の計算基準）（平一七農水経産令九・一部改正）

第百二十五条　法第二百三十二条第三項の規定により負債の合計金額を計算するときは、様式第一号により作成した純資産額に関する調書の負債の部に計上されるべき金額（商品取引責任準備金の金額を除く。）を合計するものとする。

2　法第二百三十二条第三項の規定により流動資産の合計金額を計算するときは、様式第一号により作成した純資産額に関する調書の流動資産の部に計上されるべき金額（第一号及び第二号に掲げる資産の額を合計した額を除く。）を合計するものとし、同項の規定により流動負債の合計金額を計算するときは、様式第一号により作成した純資産額に関する調書の流動負債の部に計上されるべき金額を合計するものとする。

一　委託者未収金及び委託者先物取引差金（流動資産に属するものに限る。）の合計額が商品市場における取引等に関し当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭（当該委託者の計算による商品市場における取引であって決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。次号において同じ。）及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分

二　貸倒引当金のうち委託者未収金の額が商品市場における取引等に関し当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分に係るもの

（勧告）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二十六繰下・一部改正）

第二百三十三条　主務大臣は、商品取引員の商品取引受託業務の健全な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該商品取引員に対し、兼業業務又は当該商品取引員が第百九十六条第二項に規定する支配関係を持つている法人の業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（資産の国内保有）（平一六法四三・追加）

第二百三十四条　主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、商品取引員に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

（純資産額規制比率についての命令）（平一六法四三・追加）

第二百三十五条　主務大臣は、商品取引員が第二百十一条第二項の規定に違反している場合において、委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品取引受託業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2　主務大臣は、商品取引員が第二百十一条第二項の規定に違反している場合（純資産額規制比率が、百パーセントを下回るときに限る。）において、委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、三月以内の期間を定めて商品取引受託業務の停止を命ずることができる。

3　主務大臣は、前項の規定により商品取引受託業務の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該商品取引員の純資産額規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該商品取引員の純資産額規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該商品取引員の第百九十条第一項の許可を取り消すことができる。

（監督上の処分）（平一六法四三・追加）

第二百三十六条　主務大臣は、商品取引員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該商品取引員の第百九十条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品取引受託業務の停止を命ずることができる。

一　第十五条第二項第一号ハ、ニ（第三百三十二条第一項及び第三百

（国内に保有すべき資産）（平一六政二五九・追加）

第十三条　法第二百三十四条に規定する商品取引員の資産のうち政令で定める部分は、主務省令で定めるところにより算定される負債の額に相当する資産の額とする。

（負債の額の算定方法）

第百二十六条　令第十三条に規定する負債の額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額（保証債務の額を含む。）から非居住者に対する債務の額を控除して算定するものとする。

四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、ホ、リ又はヲのいずれかに該当することとなつたとき。
二　第百九十三条第一項第一号に適合しなくなつたとき。
三　商品取引員の純資産額が第百九十三条第二項の主務省令で定める額を下回るとき。
四　不正の手段により第百九十条第一項の許可を受けたとき。
五　この法律（第二百十一条第二項を除く。）、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分又は第百九十条第一項の許可に付された条件に違反したとき。
六　正当な理由がないのに、商品取引受託業務を開始することができることとなつた日から三月以内にその業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したとき。
七　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。
2　主務大臣は、商品取引員の役員が前項第五号に該当する行為をしたときは、当該商品取引員に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（聴聞等の方法の特例の規定の準用）（平一六法四三・追加）
第二百三十七条　第百五十八条第二項の規定は第二百三十二条第一項若しくは第二項又は前三条の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定は第二百三十五条第三項又は前条の規定による許可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

（取引の決済の結了）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二十八繰下・一部改正）
第二百三十八条　第百九十七条第五項の規定は、商品取引員が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合における当該商品取引員であつた者について準用する。
一　第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により第百九十条第一項の許可を取り消されたとき。
二　第百九十条第二項又は第百九十七条第二項（同条第一項第一号から第四号まで（同項第二号にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品取引受託業務を営まない場合の当該合併に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により第百九十条第一項の許可が効力を失つたとき。
2　前項各号に掲げる場合において、当該商品取引員であつた者は、委託者の計算による商品市場における取引を結了する目的の範囲内にお

いて、商品取引員とみなす。

3　第一項の規定にかかわらず、商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため、当該商品取引員であつた者をして商品市場における取引の決済を結了させることが適当でないと認めるときは、定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）で定めるところにより、他の会員等（当該商品市場において取引をすることができる他の会員等に限る。以下この条において同じ。）をして当該取引の決済を結了させなければならない。

4　前項の規定により商品取引所が他の会員等をして当該取引の決済を結了させるときは、当該会員等と当該取引の委託者との間には委任契約が成立しているものとみなす。

（非会員等商品取引員に対する監督）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の三十四繰下・一部改正）

第二百三十九条　主務大臣は、協会に加入せず、又は商品取引所の会員等となつていない商品取引員の業務について、商品市場における秩序を乱し、又は委託者の保護に欠けることのないよう、協会又は商品取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

（商品取引員の自主的努力の尊重）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の三十五繰下）

第二百四十条　主務大臣は、商品取引員を監督するに当たつては、業務の運営についての商品取引員の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第五章　商品先物取引協会

第一節　総則

（目的及び法人格）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の三十六繰下・一部改正）

第二百四十一条　商品先物取引協会（以下この章及び第八章において「協会」という。）は、商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下この章において同じ。）の受託を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者の保護を図ることを目的とする。

2　協会は、法人とする。

（業務の制限）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の三十七繰下）

第二百四十二条　協会は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

２　協会は、その目的を達成するために直接必要な業務及びその業務に附帯する業務以外の業務を営んではならない。

（住所）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の三十八繰下）

第二百四十三条　協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の三十九繰下）

第二百四十四条　協会でない者は、その名称中に商品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

２　協会に加入していない者は、その名称中に商品先物取引協会の会員（以下この章において「協会員」という。）であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二節　設立

（設立の認可）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四十繰下）

第二百四十五条　商品取引員は、協会を設立しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（定款記載事項）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四十一繰下・一部改正）

第二百四十六条　協会の定款には、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員たる資格に関する事項

五　協会員の加入及び脱退に関する事項

六　協会員の経費の分担に関する事項

七　協会員に対する監査及び制裁に関する事項

八　役員の定数、任期、選任及び構成に関する事項
九　協会員の役員及び使用人の資質の向上に関する事項
十　協会員総会に関する事項
十一　理事会その他の会議に関する事項
十二　商品市場における取引等の受託に関して協会員間又は協会員と顧客との間に生じた紛争についてのあっせん及び調停その他の紛争の解決に関する事項
十三　会計及び資産に関する事項
十四　公告の方法

（認可の申請）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四十二繰下・一部改正）

第二百四十七条　第二百四十五条の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　名称
二　事務所の所在地
三　役員の氏名及び住所並びに協会員の商号
2　前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（認可の基準）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四十三繰下・一部改正）

第二百四十八条　主務大臣は、第二百四十五条の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならない。
一　定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規程に規定する業務の方法、協会員の資格その他の事項が適当であって、商品市場における取引等の受託を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者を保護するため

（協会の設立認可申請書の添付書類）

第百二十七条　法第二百四十七条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
一　法第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれにも該当しないことを誓約する書面
二　役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第第十五条第二項第一号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
三　設立総会の議事録

に十分であること。
二　当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。
三　申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。
四　認可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者でないこと。
五　役員のうちに第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者がないこと。
2　第十五条第五項から第九項までの規定は、第二百四十五条の認可について準用する。

（登記）（平一六法四三・追加）
第二百四十九条　協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2　協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによって成立する。
3　第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（定款等の変更）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四十四繰下・一部改正）
第二百五十条　協会の定款、制裁規程又は紛争処理規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
2　協会は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。
3　協会は、第二百四十七条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款、制裁規程及び紛争処理規程を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。
4　第二百四十八条第一項第一号の規定は、第一項の認可について準用する。

（定款等の変更認可申請書の添付書類）
第百二十八条　法第二百五十条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一　変更の理由を記載した書面
二　新旧条文の対照表
三　定款の変更認可申請書にあっては、総会の議事録
四　制裁規程又は紛争処理規程の変更認可申請書にあっては、定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

第三節　協会員

（協会員たる資格）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四十六繰下・一部改正）

第二百五十一条　協会員たる資格を有する者は、商品取引員に限る。

2　協会は、その定款において、第五項に定める場合を除くほか、商品取引員は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。

3　協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

4　協会は、その定款において、協会員に法令及び協会の定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、委託者の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

5　協会は、その定款において、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは協会若しくは商品取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、商品市場における取引若しくは商品取引受託業務の停止を命ぜられ、又は協会若しくは商品取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

（名簿の縦覧）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四十七繰下）

第二百五十二条　協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（制裁規程）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四十八繰下）

第二百五十三条　協会は、その定款において、協会員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは当該協会の定款、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、制裁規定の定めるところにより、当該協会員に対し、過怠金を課し、若しくは定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該協会員を除名する旨を定めなければならない。

第四節　機関

（役員）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四十九繰下）

第二百五十四条　協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

（会長及び理事の権限）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の五十繰下）

第二百五十五条　会長は、協会を代表し、その事務を総理する。

2　理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行う。

（監事の権限）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の五十一繰下・一部改正）

第二百五十六条　監事は、協会の事務を監査する。

2　監事は、いつでも会長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は協会の事務及び財産の状況を調査することができる。

3　監事は、会長が協会員総会に提出しようとする書類を調査し、協会員総会にその意見を報告しなければならない。

（役員の欠格条件）（平一六法四三・追加）

第二百五十七条　第四十九条の規定は、協会の役員について準用する。

（仮理事又は仮監事）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の五十三繰下）

第二百五十八条　主務大臣は、理事又は監事の職を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第五節　紛争の解決

（苦情の解決）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の五十四繰下・一部改正）

第二百五十九条　協会は、委託者等から協会員の行う商品取引受託業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、

（苦情の処理状況の報告書の提出）

第百二十九条　協会は法第二百五十九条の規定により苦情の相談に応じたときは、毎月末日現在における当該苦情の処理状況についての報告書を

申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2　協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3　協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4　協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知させなければならない。

（あつせん・調停委員会）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の五十五繰下・一部改正）

第二百六十条　協会は、紛争処理規程において、商品市場における取引等の受託に関して協会員間又は協会員と顧客との間に生じた紛争（次条において「受託に係る紛争」という。）について、あつせん及び調停を行うため、先物取引について学識経験を有することその他主務省令で定める要件に該当する委員をもつて組織されるあつせん・調停委員会（次条において「委員会」という。）を置く旨を定めなければならない。

（あつせん及び調停の実施）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の五十六繰下・一部改正）

第二百六十一条　協会は、受託に係る紛争について当事者である協会員又は顧客からあつせん又は調停の申出があつたときは、遅滞なく、紛争処理規程で定めるところにより、委員会によるあつせん又は調停を行うものとする。

2　協会は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一　あつせん及び調停の申出手続

二　あつせん及び調停の方法

三　前二号に掲げる事項のほか、あつせん及び調停に関し必要な事項

3　協会は、あつせん及び調停の円滑な実施を図るため必要があるときは、商品取引所に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

2　前項の報告書には、半期ごとに、次に掲げる調書を添付し、提出するものとする。

一　苦情処理状況通知書

二　商品取引員別苦情受付処理件数表

三　商品取引所別苦情受付件数表

（あっせん・調停委員会委員の要件）

第百三十条　法第二百六十条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

二　上場商品構成物品等の取引に関係のある事業者団体と関係を持っていないこと。

三　商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受けること又は商品市場における取引を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、又は当該企業に投資していないこと。

（あっせん及び調停の処理状況の報告書の提出）

第百三十一条　協会は法第二百六十一条の規定によりあっせん又は調停を行ったときは、毎月末日現在における当該あっせん又は調停の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出しなければならない。

第六節　解散

（平一〇法四二・追加、平一六法七六・一部改正、平一六法四三・旧第百三十六条の五十七繰下・一部改正）

第二百六十二条　協会は、次の事由によつて解散する。

一　定款で定めた解散事由の発生

二　協会員総会の決議

三　破産手続開始の決定

四　設立の認可の取消し

2　協会は、前項第一号から第三号までの規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　前二項に定めるもののほか、協会の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

第七節　監督

（報告徴収及び立入検査）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の五十九繰下・一部改正）

第二百六十三条　主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、協会若しくはその協会員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、協会若しくはその協会員の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2　第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（業務改善命令）（平一六法四三・追加）

第二百六十四条　主務大臣は、商品市場における取引等の受託を公正かつ円滑ならしめ、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、協会に対し、当該協会の定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（協会に対する監督上の処分）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の六十繰下・一部改正）

第二百六十五条　主務大臣は、協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは定款その他の規則（以下この条において「この法律等」という。）に違反した場

（協会に係る検査職員の身分証明書）

第百三十二条　法第二百六十三条第二項において準用する法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第二十号による。

合又は協会員がこの法律等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該協会員に対しこの法律等を遵守させるために当該協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該定款により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つた場合において、商品市場における取引等の受託を公正かつ円滑ならしめ、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の一部の禁止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

2　主務大臣は、第二百四十五条若しくは第二百五十条第一項の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類の記載事項のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該認可を取り消すことができる。

3　主務大臣は、不正の手段により協会の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は協会の役員がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分に違反したときは、当該協会に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（聴聞等の方法の特例の規定の準用）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の六十二繰下・一部改正）

第二百六十六条　第百五十八条第二項の規定は前二条の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定は前条の規定による認可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

第八節　雑則

（協会の役員及び職員等の秘密保持義務）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の六十三繰下）

第二百六十七条　協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（事業概況報告書等の提出）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の六十四繰下）

第二百六十八条　協会は、毎事業年度の開始の日から三月以内に、次に掲げる書類を主務大臣に提出しなければならない。

一　前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書

二　前事業年度末における財産目録

三　前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

第六章　委託者保護基金等

第一節　定義

（平一六法四三・追加、平一八法六五・一部改正）

第二百六十九条　この章において「一般委託者」とは、商品取引員に対し商品市場における取引等（商品清算取引を除く。次項において同じ。）を委託した者（商品取引員、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者その他の政令で定める者を除く。）をいう。

2　商品取引員がその一般委託者の計算において他の商品取引員に対し商品市場における取引等（第二条第十六項第一号又は第三号に掲げるものに限る。）を委託した場合には、前項の規定にかかわらず、当該商品取引員を当該他の商品取引員の一般委託者とみなして、この章の規定を適用する。

3　この章及び第八章において「委託者保護業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一　第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払

二　第三百八条第一項の規定による資金の貸付け

三　第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理

四　第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務

五　第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

六　負担金（第三百条第三項及び第三百十四条第一項に規定する負担金をいう。第三百二条第二項において同じ。）の徴収及び管理

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務

4　この章及び第八章において「委託者保護会員制法人」とは、委託者保護業務を行うことを目的として次節第二款の規定に基づいて設立された会員組織の社団をいう。

（一般委託者から除かれる者）（平一六政二五九・追加、平一九政二三三・一部改正）

第十四条　法第二百六十九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　商品取引員

二　金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家

三　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資顧問業者

四　外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者

五　前各号に掲げる者のほか、主務大臣が指定する者

第二節　委託者保護会員制法人

第一款　総則

（法人格）（平一六法四三・追加）

第二百七十条　委託者保護会員制法人は、法人とする。

（名称）（平一六法四三・追加）

第二百七十一条　委託者保護会員制法人は、その名称中に「委託者保護会員制法人」という文字を用いなければならない。

2　委託者保護会員制法人でない者は、その名称中に「委託者保護会員制法人」という文字を用いてはならない。

（民法の準用）（平一六法四三・追加）

第二百七十二条　民法第四十四条及び第五十条の規定は、委託者保護会員制法人について準用する。

第二款　設立

（設立要件）（平一六法四三・追加）

第二百七十三条　委託者保護会員制法人を設立するには、その会員になろうとする二十以上の商品取引員が発起人とならなければならない。

2　発起人は、定款を作成した後、会員になろうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

3　定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

4　創立総会では、定款を修正することができる。

5　第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品取引員及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

6　委託者保護会員制法人の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項（予算及び資金計画を含む。）の決定は、第二百八十五条第一項の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。

7　第二百八十六条本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事について準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品取引員及び発起人」と読み替えるものとする。

8　民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の決議について準用する。

（定款記載事項）（平一六法四三・追加）

第二百七十四条　委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　会員に関する次に掲げる事項
　イ　会員たる資格
　ロ　会員の加入及び脱退
　ハ　会員に対する監査及び制裁
五　総会に関する事項
六　役員に関する事項
七　運営審議会に関する事項
八　財務及び会計に関する事項
九　定款の変更に関する事項
十　解散に関する事項
十一　公告の方法

（理事長への事務引継）（平一六法四三・追加）

第二百七十五条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

（登記）（平一六法四三・追加）

第二百七十六条　委託者保護会員制法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　委託者保護会員制法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

3　第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第三款　会員

（会員の資格）（平一六法四三・追加）

第二百七十七条　委託者保護会員制法人の会員たる資格を有する者は、商品取引員に限る。

（脱退）（平一六法四三・追加）

第二百七十八条　委託者保護会員制法人の会員である商品取引員は、次に掲げる事由により、当然、その所属する委託者保護会員制法人を脱退する。

一　第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定による第百九十条第一項の許可の取消し

二　第百九十条第二項又は第百九十七条第二項の規定による第百九十条第一項の許可の失効

第四款　機関

（役員）（平一六法四三・追加）

第二百七十九条　委託者保護会員制法人に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

（役員の権限）（平一六法四三・追加）

第二百八十条　理事長は、委託者保護会員制法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、定款で定めるところにより、委託者保護会員制法人を代表し、理事長を補佐して委託者保護会員制法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

3　委託者保護会員制法人の業務の執行は、この法律又は定款に別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。

4　監事は、委託者保護会員制法人の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を提出することができる。

（役員の選任、任期及び解任）（平一六法四三・追加）

第二百八十一条　役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2　役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

3　役員は、再任されることができる。

4　第四十九条の規定は、委託者保護会員制法人の役員について準用する。

（監事の兼職禁止）（平一六法四三・追加）

第二百八十二条　監事は、理事長、理事、運営審議会の委員又は委託者保護会員制法人の職員を兼ねてはならない。

（代表権の制限）（平一六法四三・追加）

第二百八十三条　委託者保護会員制法人と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が委託者保護会員制法人を代表する。

（総会）（平一六法四三・追加）

第二百八十四条　理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

２　理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

（総会の決議事項）（平一六法四三・追加）

第二百八十五条　この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会（前条第一項の通常総会及び同条第二項の臨時総会をいう。以下この章において同じ。）の決議を経なければならない。

一　定款の変更

二　予算及び資金計画の決定又は変更

三　決算

四　解散

五　前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

２　総会は、監事に対し委託者保護会員制法人の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

（総会の議事）（平一六法四三・追加）

第二百八十六条　総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第一項第一号及び第四号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

（民法の準用）（平一六法四三・追加）

第二百八十七条　民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は、委託者保護会員制法人の総会について準用する。

（運営審議会）（平一六法四三・追加）

第二百八十八条　委託者保護会員制法人の業務の適正な運営を図るため、委託者保護会員制法人に運営審議会を置く。

２　次に掲げる場合には、理事長は、あらかじめ、運営審議会の意見を聴かなければならない。

一　第三百四条の規定により行う認定を行う場合

二　第三百五条第一項の規定により定めるべき事項を定める場合

三　第三百八条第四項の規定による貸付けを行うかどうかの決定を行う場合

四　その他委託者保護業務の運営に関する重要事項を決定する場合

３　運営審議会は、委員八人以内で組織する。

４　委員は、委託者保護会員制法人の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

（職員の任命）（平一六法四三・追加）

第二百八十九条　委託者保護会員制法人の職員は、理事長が任命する。

第五款　解散及び清算

（解散事由）（平一六法四三・追加）

第二百九十条　委託者保護会員制法人は、次に掲げる事由により解散する。

一　総会の決議

二　成立の日から二週間以内に第二百九十四条第一項の規定による登録の申請を行わなかったこと。

三　主務大臣が第二百九十三条の登録をしないこととしたこと。

四　第三百二十四条第一項の規定による第二百九十三条の登録の取消し

（清算人の就任及び選任）（平一七法八七・全改）

第二百九十一条　委託者保護会員制法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事長及び理事は、その清算人となる。ただし、定款に別段の定めがある場合又は総会において他の者を選任した場合は、この限りでない。

（残余財産の処理）（平一六法四三・追加）

第二百九十二条　清算人は、委託者保護会員制法人の債務を弁済してなお残余財産があるときは、主務省令で定めるところにより、当該残余

（残余財産の帰属）

第百三十三条　委託者保護会員制法人（法第二百六十九条第四項に規定する委託者保護会員制法人をいう。以下同じ。）の清算人は、法第二百九

財産をその会員がそれぞれ加入している又は加入することとなる委託者保護基金（第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。）に帰属させなければならない。

第三節　委託者保護基金

第一款　登録

（委託者保護業務の登録）（平一六法四三・追加）

第二百九十三条　委託者保護会員制法人は、委託者保護業務を行おうとするときは、主務大臣の登録を受けなければならない。

（登録の申請）（平一六法四三・追加）

第二百九十四条　前条の登録を受けようとする委託者保護会員制法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　純資産額

三　事務所の所在地

四　役員の氏名及び住所並びに会員の商号

２　第九十九条第七項の規定は、前項第二号の純資産額について準用する。

（登録の基準）（平一六法四三・追加）

第二百九十五条　主務大臣は、第二百九十三条の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

一　純資産額が三十億円以上であること。

十二条の規定により、当該委託者保護会員制法人の残余財産をその会員が納付した法第三百十四条第一項に規定する負担金の累計額その他当該委託者会員制法人の指定する基準に応じて、当該会員がそれぞれ加入している又は加入することとなる委託者保護基金に帰属させなければならない。

（申請書に添付すべき書類）

第百三十四条　法第二百九十四条第一項の規定により登録の申請をしようとする委託者保護会員制法人は、申請書に次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

一　役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　定款

三　登記事項証明書

四　会員の名簿

五　登録の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

二　申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。
三　役員のうちに第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者がないこと。
2　第十五条第五項から第九項までの規定は、第二百九十三条の登録について準用する。

（変更の届出）（平一六法四三・追加）
第二百九十六条　第二百九十三条の登録を受けた委託者保護会員制法人（以下この章及び第八章において「委託者保護基金」という。）は、第二百九十四条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（名称）（平一六法四三・追加）
第二百九十七条　委託者保護基金は、その名称中に「委託者保護基金」という文字を用いなければならない。
2　委託者保護基金でない者は、その名称中に「委託者保護基金」という文字を用いてはならない。

第二款　商品取引員の加入及び脱退

（加入）（平一六法四三・追加）
第二百九十八条　委託者保護基金は、商品取引員が当該委託者保護基金に加入しようとするときは、正当な事由により加入を制限する場合を除き、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。

（加入義務等）（平一六法四三・追加）
第二百九十九条　商品取引員は、いずれか一の委託者保護基金にその会員として加入しなければならない。
2　第百九十条第一項の許可を受けようとする者は、その許可の申請と同時に、いずれか一の委託者保護基金に加入する手続をとらなければならない。
3　前項の規定により委託者保護基金に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時に、当該委託者保護基金の会員となる。
4　商品取引員は、委託者保護基金に加入した場合又は所属する委託者保護基金を変更した場合には、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（脱退等）（平一六法四三・追加）

第三百条　第二百七十八条の規定により委託者保護基金を脱退した者は、第三百三条から第三百十一条までの規定の適用については、なお当該委託者保護基金の会員である商品取引員とみなす。

2　商品取引員は、第二百七十八条各号に掲げる事由による場合又は主務大臣の承認を受けて他の委託者保護基金の会員となる場合を除き、その所属する委託者保護基金を脱退することができない。

3　商品取引員は、その所属する委託者保護基金を脱退した場合（第二百七十八条の規定により脱退した場合を除く。）においても、当該商品取引員が当該委託者保護基金を脱退するまでに第三百三条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当することとなった商品取引員のために当該委託者保護基金が行う業務（第二百六十九条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に限る。）に要する費用のうち、当該脱退した商品取引員の負担すべき費用の額として業務規程で定めるところにより当該委託者保護基金が算定した額を負担金として納付する義務を負う。

4　主務大臣は、第二項の承認の申請があったときは、次に掲げる要件を満たしている場合でなければ、その承認をしてはならない。

一　当該商品取引員が、その承認の申請の時においてその脱退しようとする委託者保護基金に対し会員として負担する債務を完済しており、かつ、前項に規定する義務を履行することが確実と見込まれること。

二　当該商品取引員が、他の委託者保護基金に会員として加入する手続をとっていること。

第三款　業務

（業務の制限）（平一六法四三・追加）

第三百一条　委託者保護基金は、委託者保護業務のほか、他の業務を営むことができない。

（業務規程）（平一六法四三・追加）

第三百二条　委託者保護基金は、委託者保護義務を行うときは、その開始前に、業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2　業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　業務及びその執行に関する事項

二　負担金に関する事項（その算定方法及び納付に関する事項を含む。）
三　その他主務省令で定める事項

（委託者保護基金への通知）（平一六法四三（平一六法七六（平一六法四三））・追加、平一七法八七・一部改正）

第三百三条　委託者保護基金の会員である商品取引員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する委託者保護基金に通知しなければならない。
一　第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により第百九十条第一項の許可を取り消されたとき。
二　第百九十条第二項の規定により同条第一項の許可が効力を失つたとき。
三　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき。
四　商品取引受託業務の廃止をしたとき若しくは解散をしたとき、又は第百九十七条第三項の規定による商品取引受託業務の廃止若しくは解散の公告をしたとき。
五　第二百三十六条第一項の規定による商品取引受託業務の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。
六　前各号に掲げる場合のほか、委託者の保護に欠けるおそれがあるものとして政令で定めるとき。

（委託者保護基金への通知）（平一六政二五九・追加）

第十五条　法第三百三条第一項第六号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。
一　商品取引所又は商品取引清算機関に対する次に掲げる債務を履行しなかつたとき。
イ　金銭債務
ロ　決済のための商品の受渡し

（業務規程の記載事項）

第百三十五条　法第三百二条第二項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払に関する事項
二　法第三百七条第四項の規定による補償対象債権（法第三百六条第一項に規定する補償対象債権をいう。）の取得に関する事項
三　法第三百八条第一項の規定による資金の貸付けに関する事項
四　法第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理に関する事項
五　法第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務に関する事項
六　法第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為に関する事項
七　その他必要と認める事項

2　委託者保護基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3　主務大臣は、委託者保護基金の会員である商品取引員について次に掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を当該商品取引員が所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

一　第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により第百九十条第一項の許可を取り消したとき。

二　第二百三十六条第一項の規定により商品取引受託業務の停止を命じたとき（同項第七号に該当する場合に限る。）。

三　第百九十条第二項の規定により同条第一項の許可が効力を失ったとき。

四　その他前三号に準ずる場合であつて、主務大臣が必要と認めるとき。

（一般委託者債務の弁済困難の認定）（平一六法四三・追加）

第三百四条　委託者保護基金は、前条第一項又は第三項の規定による通知を受けた場合（同条第一項の通知がない場合であつて、当該委託者保護基金の会員が同項各号のいずれかに該当することを知つたときを含む。）には、委託者の保護に欠けるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該通知に係る商品取引員（同条第一項の通知がない場合に当該委託者保護基金が同項各号のいずれかに該当することを知つた商品取引員を含む。以下「通知商品取引員」という。）につき、その一般委託者に対する委託者資産の返還に係る債務（以下この章において「一般委託者債務」という。）の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定を遅滞なく行わなければならない。

（認定の公告）（平一六法四三（平一六法七六（平一六法四三））・追加）

第三百五条　委託者保護基金は、通知商品取引員につき、前条の規定により一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるとの認定を行つた場合には、速やかに、次条第一項の請求の届出期間、届出場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

二　手形交換所による取引停止処分を受けたとき。

（委託者保護基金による支払に係る公告事項）（平一六政二五九・追加）

第十六条　法第三百五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三百四条の認定を受けた商品取引員の商号

二　法第三百六条第一項の請求の方法

三　法第三百六条第一項の金額の支払期間、支払場所及び支払方法

四　一般委託者が法第三百六条第一項の請求の際に委託者保護基金に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

五　その他委託者保護基金が必要と認める事項

2　委託者保護基金は、前項の規定により公告した後に、同項の認定に係る商品取引員（以下「認定商品取引員」という。）について破産法（平成十六年法律第七十五号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第五項の規定による通知その他の政令で定める事由が生じたときは、前項の規定により公告した届出期間を変更することができる。

3　委託者保護基金は、前項の規定により届出期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4　委託者保護基金は、第一項に規定する事項を定めた場合又は第二項の規定により届出期間を変更した場合には、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5　認定商品取引員の破産手続において、破産法第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を委託者保護基金に通知しなければならない。

（補償対象債権の支払）（平一六法四三・追加）

第三百六条　委託者保護基金は、認定商品取引員の一般委託者の請求に基づいて、前条第一項の規定により公告した日において現に当該一般委託者が当該認定商品取引員に対して有する債権（当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。）であつて委託者保護基金が政令で定めるところにより当該認定商品取引員による円滑な弁済が困難であると認めるもの（以下「補償対象債権」という。）につき、主務省令で定めるところにより算出した金額の支払を行うものとする。

（届出期間の変更事由）（平一六政二五九・追加）

第十七条　法第三百五条第二項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　破産法（平成十六年法律第七十五号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告

二　法第三百五条第五項の規定による通知

三　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定

四　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

（円滑な弁済が困難であると認められる債権）（平一六政二五九・追加）

第十八条　一般委託者が認定商品取引員に対して有する債権（当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。）であつて委託者保護基金が法第三百六条第一項の政令で定めるところにより当該認定商品取引員による円滑な弁済が困難であると認めるものは、当該認定商品取引員の財産の状況及び法第二百十条の規定による保全義務の履行の状況に照らして完全な弁済ができないと認められる債権又は弁済に著しく日数を要すると認められる債権とする。

（補償対象債権の評価方法）（平一九農水経産令三・一部改正）

第百三十六条　法第三百六条第一項の主務省令で定めるところにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　補償対象債権に係る委託者資産が金銭である場合　当該委託者資産の金額

二　補償対象債権に係る委託者資産が金融商品取引所（外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。）に上場されている有価証券である場合　委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第二条第十三号に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が発表する当該公告をした日の気配相場又は、その日前における直近の日の当該金融商品取引所における最終価格のうち、委託者保護基金が指定するもの）に基づき算出した金額

2　委託者保護基金は、前項の規定にかかわらず、認定商品取引員の役員その他の政令で定める者に対しては、同項の支払を行わないものとする。

（委託者保護基金による支払の対象から除かれる者）（平一六政二五九・追加）

第十九条　法第三百六条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定商品取引員の役員（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における営業所の業務を統括する者を含む。）

二　認定商品取引員が支配関係（他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。次号において同じ。）を有する法人

三　商品取引員に対して支配関係を有する法人

四　他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて委託者資産を有している一般委託者（当該他人の名義をもつて有する委託者資産に係る補償対象債権についての支払を行う場合に限る。）

三　補償対象債権に係る委託者資産が店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合　委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の認可金融商品取引業協会に登録されているときは、委託者保護基金が指定する認可金融商品取引業協会とする。）が公表する最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該認可金融商品取引業協会が公表した最終価格）に基づき算出した金額

四　補償対象債権に係る委託者資産が前三号に規定する金銭及び有価証券以外の財産である場合　委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の公表されている最終価格に基づき算出した金額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した金額

（実質的支配が可能な関係）

第百三十七条　令第十九条第二号の主務省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。

一　商品取引員の営む業務に従事し、又は従事していた者が他の法人の役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占めるその法人に対する関係

二　商品取引員が、他の法人の総株主等（令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。）の議決権（令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。）の百分の十以上百分の五十以下に相当する議決権を保有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持するその法人に対する関係（前号に掲げるものを除く。）

3　第一項の請求は、前条第一項又は第三項の規定により公告した届出期間内でなければ、することができない。ただし、その届出期間内に請求しなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事情があると委託者保護基金が認めるときは、この限りでない。

（支払金額等）（平一六法四三・追加）

第三百七条　前条第一項の請求をした認定商品取引員の一般委託者が当該認定商品取引員に対して債務を負つている場合において委託者保護基金が同項の規定により支払をすべき金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額からその債務の額を控除した金額に相当する金額とする。

2　商品取引員が第二百六十九条第二項の規定により一般委託者とみなされる場合における前条第一項及び前項の規定の適用については、当該商品取引員が一般委託者とみなされる起因となつている一般委託者ごとに一般委託者としての地位を有するものとする。

3　前条第一項及び第一項の規定により支払をすべき金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額を当該支払をすべき金額とする。

4　委託者保護基金は、前条第一項の支払をしたときは、その支払をした金額に応じ、政令で定めるところにより、当該支払に係る補償対象債権を取得する。

（返還資金融資）（平一六法四三・追加）

第三百八条　委託者保護基金は、通知商品取引員（認定商品取引員を除く。）の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、当該通知商品取引員に対し、一般委託者債務の迅速な弁済に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができ

五　前各号に掲げる者のほか、主務大臣が指定する者

（委託者保護基金による支払の最高限度額）（平一六政二五九・追加）

第二十条　法第三百七条第三項の政令で定める金額は、千万円とする。

（補償対象債権の取得）（平一六政二五九・追加）

第二十一条　法第三百六条第一項並びに第三百七条第一項及び第三項の規定により委託者保護基金が支払をすべき金額が、当該支払に係る補償対象債権の金額と同額であるときは、委託者保護基金は、当該補償対象債権の全部を取得するものとする。

2　前項の支払をすべき金額が、当該支払に係る補償対象債権の金額に満たないときは、委託者保護基金は、当該補償対象債権のうち、委託者保護基金が指定するものを取得するものとする。

る。

2　返還資金融資の申込みを行う通知商品取引員は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、主務大臣の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一　返還資金融資が行われることが一般委託者債務の迅速な弁済に必要であると認められること。

二　返還資金融資による貸付金が一般委託者債務の迅速な弁済のために使用されることが確実であると認められること。

3　主務大臣は、適格性の認定を行ったときは、その旨を当該適格性の認定を受けた商品取引員が所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

4　委託者保護基金は、通知商品取引員から返還資金融資の申込みがあったときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

5　委託者保護基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣に報告しなければならない。

（保全対象財産の預託の受入れ及び管理）（平一六法四三・追加）

第三百九条　委託者保護基金は、主務省令で定めるところにより、会員である商品取引員から保全対象財産の全部又は一部の預託を受け、これを管理することができる。

（保全対象財産の預託の受入れ及び管理）

第百三十八条　委託者保護基金は、法第三百九条の規定により、その会員である商品取引員から保全対象財産の全部又は一部の預託を受ける場合には、第九十八条第一項第二号に定めるところにより行うものとする。

2　委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づきその会員である商品取引員から預託を受けた保全対象財産を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該保全対象財産を管理するものとする。

一　銀行への預金（保全対象財産であることがその名義により明らかなものに限る。）

二　信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、保全対象財産であることがその名義により明らかなものに限る。）

3　委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づき保全対象財産である有価証券を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該有価証券を管理するものとする。

一　委託者保護基金が保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券を除く。次号において同じ。）　保全対象財産である有価証券の保管場所については自己の固有財産である有価証券そ

（迅速な弁済に資するための業務）（平一六法四三・追加）

第三百十条　委託者保護基金は、会員である商品取引員の委託を受けて、一般委託者債務の迅速な弁済に資するため、当該商品取引員の信託管理人としての業務その他の主務省令で定める業務を行うことができる。

の他の保全対象財産である有価証券以外の有価証券（以下この条において「基金固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象財産である有価証券についてどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二　委託者保護基金が第三者をして保管させることにより管理する有価証券　当該第三者をして、保全対象財産である有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、保全対象財産である有価証券についてどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三　委託者保護基金が保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券に限る。次号において同じ。）　保全対象財産である有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員から預託を受けた保全対象財産である有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四　委託者保護基金が第三者をして保管させることにより管理する有価証券　当該第三者をして、保全対象財産である有価証券を預託する者のための口座については委託者保護基金の自己の口座と区分する等の方法により、保全対象財産である有価証券に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員から預託を受けた保全対象財産である有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

（迅速な弁済に資するための業務）

第百三十九条　法第三百十条の主務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　委託者保護基金の会員である商品取引員の信託管理人としての業務

二　第九十八条第一項第一号に定めるところによる信託契約に基づく受益者代理人としての業務

三　第九十八条第一項第二号及び前条に定めるところにより預託を受けた保全対象財産を原資として、当該預託をした商品取引員に代わって当該商品取引員の委託者債務の弁済を行う業務

四　保証委託契約に基づき金融機関から支払いを受けた金銭を原資として、当該保証委託をした商品取引員に代わって当該商品取引員の委託者債務の弁済を行う業務

五　代位弁済委託契約に基づき、当該代位弁済委託をした商品取引員に

（一般委託者の債権の保全）（平一六法四三・追加）

第三百十一条　委託者保護基金は、通知商品取引員の一般委託者の委託を受けて、当該一般委託者のため、当該一般委託者が当該通知商品取引員に対して有する債権（当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。）の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を行うことができる。

2　委託者保護基金は、一般委託者のために、公平かつ誠実に前項の行為をしなければならない。

3　委託者保護基金は、一般委託者に対し、善良な管理者の注意をもつて第一項の行為をしなければならない。

（業務の廃止）（平一六法四三・追加）

第三百十二条　委託者保護基金は、主務大臣の許可を受けなければ、委託者保護業務を廃止してはならない。

第四款　負担金

（委託者保護資金）（平一六法四三・追加）

第三百十三条　委託者保護基金は、第二百六十九条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用に充てるための資金（以下「委託者保護資金」という。）を設けるものとする。

2　委託者保護資金は、第二百六十九条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用に充てる場合でなければ、これを使用してはならない。

（負担金）（平一六法四三・追加）

第三百十四条　商品取引員は、委託者保護資金に充てるため、業務規程で定めるところにより、その所属する委託者保護基金に対し、負担金を納付しなければならない。

2　委託者保護基金は、前項の規定にかかわらず、業務規程で定めるところにより、通知商品取引員の負担金を免除することができる。

代わって当該商品取引員の委託者債務の弁済を行う業務

2　委託者保護基金は、毎月、前項各号に掲げる業務の状況に関する報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

（負担金の額の算定方法等）（平一六法四三・追加）

第三百十五条　前条第一項の負担金の額は、業務規程で定める算定方法により算定される額とする。

２　前項の負担金の算定方法は、次に掲げる基準に適合するように定めなければならない。

一　第三百六条第一項の支払及び第三百八条第一項の返還資金融資に要する費用の予想額に照らし、長期的に委託者保護基金の財政が均衡するものであること。

二　特定の商品取引員に対し差別的取扱いをしないものであること。

３　商品取引員は、負担金を業務規程で定める納期限までに納付しない場合には、その所属する委託者保護基金に対し、延滞金を納付しなければならない。

４　延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第五款　財務及び会計

（事業年度及び区分経理）（平一六法四三・追加）

第三百十六条　委託者保護基金の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、第二百九十三条の登録を受けた日を含む事業年度は、その登録の日からその後最初の三月三十一日までとする。

２　委託者保護基金は、その会計を主務省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

（勘定区分）

第百四十条　法第三百十六条第二項の主務省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。

一　委託者保護資金勘定（法第二百六十九条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。）

二　保全対象財産勘定（法第二百六十九条第三項第三号に掲げる業務及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に係る勘定をいう。）

三　委託者債務代位弁済勘定（前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定をいう。）

四　一般勘定

２　委託者保護基金の会計においては、前項各号に掲げる勘定ごとに経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

（予算及び資金計画の提出）（平一六法四三・追加）

第三百十七条　委託者保護基金は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に（第二百九十三条の登録を受けた日を含む事業年度にあつては、登録後遅滞なく）、主務大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（予算の内容）

第百四十一条　委託者保護基金の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第百四十二条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一　第百四十六条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二　第百四十七条第二項の規定による経費の指定

三　前号に掲げる事項のほか、予算の実施に必要な事項

（収入支出予算）

第百四十三条　収入支出予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分する。

（予算の添付書類）

第百四十四条　委託者保護基金は、法第三百十七条の規定により予算を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。ただし、同条後段の規定により予算を変更したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一　直前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二　当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三　前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類

（予備費）

第百四十五条　委託者保護基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

（債務を負担する行為）

第百四十六条　委託者保護基金は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うために必要があるときは、毎事業年度、予算をもって主務大臣に提出した金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

（予算の流用等）

第百四十七条　委託者保護基金は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第百四十三条の規定による区分にかかわらず、第百四十条第一項各号に掲げる勘定の予算の範囲内において相互流用することができる。

２　委託者保護基金は、予算総則で指定する経費の金額については、総会の議決を経なければ、それらの経費の間若しくは他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

（資金計画）

第百四十八条　委託者保護基金の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を掲げなければならない。

一　資金の調達方法

二　資金の使途

三　その他必要な事項

２　委託者保護基金は、法第三百十七条後段の規定により資金計画を変更したときは、当該変更に係る事項及びその理由を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第百四十九条　委託者保護基金は、四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第百四十六条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に、主務大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第百五十条　委託者保護基金の事業報告書には、事業の実績及び資金計画の実施の結果を記載しなければならない。

（決算報告書）

第百五十一条　委託者保護基金の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

２　前項の決算報告書には、第百四十二条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

（収入支出決算書等）

第百五十二条　前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区

（財務諸表等の提出）（平一六法四三・追加）

第三百十八条　委託者保護基金は、事業年度（第二百九十三条の登録を受けた日を含む事業年度を除く。）の開始の日から三月以内に、主務省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下この条において「財務諸表等」という。）を作成し、これを主務大臣に提出しなければならない。

2　委託者保護基金は、前項の規定により財務諸表等を主務大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3　委託者保護基金は、第一項の規定により作成した財務諸表等を当該委託者保護基金の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

（準備金）（平一六法四三・追加）

第三百十九条　委託者保護基金は、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、前事業年度から繰り越した欠損のてん補に充て、又は委託者保護資金に繰り入れることができる。

3　第一項の準備金は、前項の場合を除き、取り崩してはならない。

（資金運用の制限）（平一六法四三・追加）

第三百二十条　委託者保護基金は、次に掲げる方法によるほか、業務

分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　収入

イ　収入予算額

ロ　収入決定済額

ハ　収入予算額と収入決定済額との差額

二　支出

イ　支出予算額

ロ　予備費の使用の金額及びその理由

ハ　流用の金額及びその理由

ニ　支出予算現額

ホ　支出決定済額

ヘ　不用額

2　前条第一項の債務に関する計算書には、第百四十六条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

上の余裕金及び委託者保護資金を運用してはならない。
一　国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
二　主務大臣の指定する金融機関への預金
三　その他主務省令で定める方法

第六款　監督

（報告徴収及び立入検査）（平一六法四三・追加）
第三百二十一条　主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者保護基金若しくはその会員に対し、その委託者保護業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、委託者保護基金若しくはその会員の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。
2　第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（適合命令）（平一六法四三・追加）
第三百二十二条　主務大臣は、委託者保護基金が第二百九十五条第一項各号に適合しなくなつたと認めるときは、その委託者保護基金に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）（平一六法四三・追加）
第三百二十三条　主務大臣は、委託者保護基金が第三款の規定に違反していると認めるときは、その委託者保護基金に対し、委託者保護業務を行うべきこと又は業務規程の変更その他委託者保護業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（余裕金等の運用方法）
第百五十三条　法第三百二十条第三号の主務省令で定める方法は、信託業務を営む金融機関への信託とする。

（会計規程）
第百五十四条　委託者保護基金は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めるものとする。
2　委託者保護基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

（委託者保護基金に係る検査職員の身分証明書）
第百五十五条　法第三百二十一条第二項において準用する法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第二十一号による。

（委託者保護基金に対する監督上の処分）（平一六法四三・追加）

第三百二十四条　主務大臣は、委託者保護基金が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　第二百九十五条第一項各号に該当しないこととなつたとき。

二　この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三　不正の手段により第二百九十三条の登録を受けたとき。

2　第百五十八条第二項の規定は前二条及び前項の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定は前項の規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

第七款　雑則

（役員及び職員等の秘密保持義務）（平一六法四三・追加）

第三百二十五条　委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（仮理事又は仮監事）（平一六法四三・追加）

第三百二十六条　主務大臣は、委託者保護基金の理事又は監事の職を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第四節　雑則

（平一六法四三・追加）

第三百二十七条　この法律で規定するもののほか、委託者保護会員制法人及び委託者保護基金に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章　雑則

（裁判所の禁止命令）（平一六法四三・旧第百四十三条繰下）

第三百二十八条　裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益を保護するため必要且つ適当であると認めるときは、主務大臣の申立により、この法律に違反する行為をし、又はしようとする者に対し、その行為の禁止を命ずることができる。

2　前項の禁止命令は、回復しがたい事態が生じた場合にのみ発せられ、その必要がなくなつた場合には、すみやかに撤回されるものとす

る。

3　裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

4　第一項及び前項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

5　第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法によつて行う。

（相場による賭博行為等の禁止）（平二法五二・一部改正、平一六法四三・旧第百四十五条繰下・一部改正）

第三百二十九条　何人も、商品市場における取引によらないで、商品市場における相場を利用して、差金を授受することを目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をしてはならない。

一　第二条第八項第二号又は第三号に掲げる取引

二　第二条第八項第四号ロ又はハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

（委託の媒介等の禁止）（昭四二法九七・追加、平二法五二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百四十五条の二繰下）

第三百三十条　何人も、業として、商品市場における取引の委託の媒介又は代理をしてはならない。

（商品市場類似施設の開設の禁止の適用除外）（平一六法四三・追加）

第三百三十一条　第六条の規定は、次に掲げる施設については、適用しない。

一　商品（第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものに限る。以下この条において同じ。）又は商品指数（同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するもの以外のものに限る。以下この条において同じ。）について次に掲げる取引のみをするための施設として政令で定める要件に該当するもの

イ　商品について当該商品の売買等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算において行う先物取引に類似する取引

ロ　商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算において行う先物取引に類似する取引

二　次条第一項の許可を受けた者（第三百三十四条から第三百四十一条までにおいて「第一種特定施設開設者」という。）が開設する同

（商品市場類似施設の開設の禁止の適用除外）（平二政三五四・全改、平一一政八〇・旧第七条繰下、平一六政二五九・旧第十条繰下・一部改正）

第二十二条　法第三百三十一条第一号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　商品又は商品指数（法第三百三十一条第一号に規定する商品又は商品指数をいう。）の対象となる物品の売買等を業として行つている者のみが当該商品又は商品指数の対象となる物品に係る先物取引に類似する取引をする施設であること。

二　先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで当該先物取引に類似する取引をする施設であること。

項に規定する施設

三　第三百四十二条第一項の許可を受けた者（第三百四十四条及び第三百四十五条において「第二種特定施設開設者」という。）が開設する同項に規定する施設

（第一種特定商品市場類似施設の開設の許可）（平一六法四三・追加）

第三百三十二条　商品（第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものに限る。以下この項において同じ。）又は商品指数（同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するもの以外のものに限る。以下この項において同じ。）について次に掲げる取引をするための施設（第一号及び第二号に掲げる取引のみをするためのものを除く。）として政令で定める要件に該当するもの（以下「第一種特定商品市場類似施設」という。）を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

一　商品について当該商品の売買等を業として行っている者が自己の営業のためにその計算において、当該施設を介した当事者間の交渉に基づき価格その他の取引条件を決定する方法その他主務省令で定める方法により行う先物取引に類似する取引

二　商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が自己の営業のためにその計算において、前号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

三　商品又は商品指数について銀行その他の政令で定める者が自己の営業のためにその計算において、第一号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

2　前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二　法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三　取引の対象となる商品又は商品指数

四　取引方法

五　取引の対象となる商品又は商品指数ごとの第一種特定商品市場類似施設における取引に参加する者（以下この項及び次条において「第一種特定施設取引参加者」という。）の氏名又は商号若しくは名称

（第一種特定商品市場類似施設の開設の許可）（平一六政二五九・追加）

第二十三条　法第三百三十二条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　商品又は商品指数（法第三百三十二条第一項に規定する商品又は商品指数をいう。）の対象となる物品の売買等を業として行っている者及び次条に規定する者のみが同項第一号に規定する方法により、当該商品又は商品指数の対象となる物品に係る先物取引に類似する取引をする施設（前条第一号に規定する施設を除く。）であること。

二　先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで当該先物取引に類似する取引をする施設であること。

（法第三百三十二条第一項第三号等の政令で定める者）（平一六政二五九・追加）

第二十四条　法第三百三十二条第一項第三号及び第三百四十二条第一項第三号の政令で定める者は、第三条第三号イからリまでに掲げる者とする。

（第一種特定商品市場類似施設の取引方法）

第百五十六条　法第三百三十二条第一項第一号の主務省令で定める方法は、第一種特定施設取引参加者の提示した取引条件が、取引の相手方となる他の第一種特定施設取引参加者の提示した取引条件と、第一種特定商品市場類似施設を介して行われる当事者間の交渉に基づかず一致する場合に、当該第一種特定施設取引参加者の提示した取引条件を用いる方法とする。

六　第一種特定施設取引参加者が商品（申請に係る商品及び申請に係る商品指数の対象となる商品に限る。）の売買等を業として行っている場合の当該商品
七　第一種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日
八　その他主務省令で定める事項

3　前項の申請書には、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（第一種特定商品市場類似施設の開設許可の申請書の添付書類）（平一八農水経産令三・一部改正）

第百五十七条　法第三百三十二条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
二　法人にあっては、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
イ　役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
ロ　役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
ハ　役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
三　取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数及び取引方法の詳細な説明を記載した書面
四　第一種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面
五　取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、第一種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者であることを誓約する書面
六　組織等の業務執行体制を記載した書面
七　第一種特定商品市場類似施設の開設後一年間の取引量の見込みを記載した書面
八　第一種特定商品市場類似施設を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対

（許可の基準）（平一六法四三・追加）

第三百三十三条　主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一　前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをするための施設であること。

二　申請に係る商品が第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものであること又は申請に係る商品指数が同条の規定による上場商品指数に該当するか若しくは類似するもの以外のものであること。

三　申請に係る取引方法が前条第一項第一号に規定する取引の方法に適合していること。

四　取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が第一種特定施設取引参加者の過半数を占めること。

五　その他業務の内容及び方法が公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当なものであること。

2　主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。

一　許可申請者が第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれかに該当する者であるとき。

二　申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3　第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の許可について準用する。

（承継）（平一六法四三・追加）

第三百三十四条　第一種特定施設開設者がその事業の全部を譲り渡し、又は第一種特定施設開設者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全

処方法を記載した書類

九　第一種特定商品市場類似施設を開設する業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する第一種特定施設開設者における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

十　内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その第一種特定施設開設者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十五条第二項第一号イからヲまでに該当するときは、この限りでない。

2　前項の規定により第一種特定施設開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（変更の許可等）（平一六法四三・追加）

第三百三十五条　第一種特定施設開設者は、第三百三十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

2　第一種特定施設開設者は、前項の許可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3　第一種特定施設開設者は、第三百三十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第七号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（変更許可の申請書の添付書類）

第百五十八条　法第三百三十五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　変更（廃止を除く。）に係る商品又は商品指数の変更後一年間の取引量の見込みを記載した書面

二　取引方法を変更する場合にあっては、当該取引方法の詳細な説明を記載した書面

三　取引の対象となる商品又は商品指数を変更する場合にあっては、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が第一種特定施設取引参加者の過半数を占めることを誓約する書面

（変更の届出の添付書類）（平一八農水経産令三・追加）

第百五十八条の二　法第三百三十五条第三項の届出をするときは、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、変更の届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

一　変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ　新たに就任した役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ　新たに就任した役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しな

4　第三百三十三条の規定は、第一項の許可について準用する。

（帳簿の作成等）（平一六法四三・追加）

第三百三十六条　第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場類似施設における取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

2　第一種特定施設開設者は、毎月、主務省令で定めるところにより、その業務に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

いことを誓約する書面

ハ　新たに就任した役員が外国人及び法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　変更の届出が新たに第一種特定施設取引参加者となった者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面並びに当該第一種特定施設取引参加者が商品（取引の対象となる商品又は商品指数に限る。）の売買等を業として行っている場合の当該商品を記載した書面

（帳簿の作成）

第百五十九条　第一種特定施設開設者は、法第三百三十六条第一項の規定により、第一種特定商品市場類似施設における取引につき、次に掲げる事項を記載した帳簿を取引の対象となる商品又は商品指数ごとに作成しなければならない。

一　毎日の成立した取引の当事者である第一種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称

二　毎日の成立した取引の価格その他の取引条件

三　毎日の取引高

2　前項の帳簿は、十年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第百六十条　前条第一項の帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、第一種特定施設開設者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

（帳簿記載事項の報告）

第百六十一条　第一種特定施設開設者は、法第三百三十六条第二項の規定により第百五十九条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に報告しなければならない。

（施設の廃止の届出等）（平一六法四三・追加）

第三百三十七条　第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場類似施設を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

２　第一種特定施設開設者が第一種特定商品市場類似施設を廃止したときは、その許可は効力を失う。

（報告及び立入検査）（平一六法四三・追加）

第三百三十八条　主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、第一種特定施設開設者に対し、その業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、第一種特定施設開設者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

２　第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（業務改善命令）（平一六法四三・追加）

第三百三十九条　主務大臣は、第一種特定施設開設者の業務の運営に関し、取引の対象となつている商品の売買等を業として行つている者又

（第一種特定施設開設者に係る検査職員の身分証明書）

第百六十二条　法第三百三十八条第二項において準用する法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第二十二号による。

（平一八農水経産令三・一部改正）

第百六十三条　第百五十八条から前条までの規定は、法第三百四十五条において、法第三百三十五条第二項及び第三項、第三百三十六条第一項及び第二項並びに第三百三十八条第二項を準用する場合について準用する。この場合において、第百五十八条第三号及び第百五十八条の二第二号中「第一種特定施設取引参加者」とあるのは「第二種特定施設取引参加者」と、第百五十九条第一項中「第一種特定施設開設者」とあるのは「第二種特定施設開設者」と、「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは「第二種特定商品市場類似施設」と、「第一種特定施設取引参加者」とあるのは「第二種特定施設取引参加者」と、第百六十条中「第一種特定施設開設者」とあるのは「第二種特定施設開設者」と、第百六十一条中「第一種特定施設開設者」とあるのは「第二種特定施設開設者」と、「第百五十九条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第百六十三条において準用する第百五十九条第一項第二号及び第三号」と、前条中「第一種特定施設開設者」とあるのは「第二種特定施設開設者」と、「様式第二十二号」とあるのは「様式第二十三号」と読み替えるものとする。

は取引の対象となつている商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つている者の利益を害するおそれがあると認めるときその他公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認めるときは、当該第一種特定施設開設者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　第百五十八条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（許可の取消し等）（平一六法四三・追加）

第三百四十条　主務大臣は、第一種特定施設開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二　第十五条第二項第一号イからヲまで（同号ニについては、第百九十条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

三　正当な理由がないのに、許可を受けてから三月以内に第一種特定商品市場類似施設を開設せず、又は引き続き三月以上当該施設における取引を停止したとき。

四　不正の手段により第三百三十二条第一項又は第三百三十五条第一項の許可を受けたとき。

五　第一種特定施設開設者が開設する第一種特定商品市場類似施設が第三百三十三条第一項各号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

2　第百五十八条第二項の規定は前項の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定は前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

（名簿）（平一六法四三・追加）

第三百四十一条　主務大臣は、第一種特定施設開設者に関する第三百三十二条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した第一種特定施設開設者名簿を備えなければならない。

2　主務大臣は、第一種特定施設開設者名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）（平一六法四三・追加）

第三百四十二条　商品（第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当するものであつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は商品指数（同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するものであつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）について次に掲げる取引をするための施設として政令で定める要件に該当するもの（以下「第二種特定商品市場類似施設」という。）を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

一　商品について当該商品の売買等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算において、当該施設を介した当事者間の交渉に基づき価格その他の取引条件を決定する方法その他主務省令で定める方法により行う先物取引に類似する取引

二　商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つている者が自己の営業のためにその計算において、前号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

三　商品又は商品指数について銀行その他の政令で定める者が自己の営業のためにその計算において、第一号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

2　前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二　法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三　取引の対象となる商品又は商品指数

四　取引方法

五　取引の対象となる商品又は商品指数ごとの第二種特定商品市場類

（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）（平一六政二五九・追加）

第二十五条　法第三百四十二条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　商品又は商品指数（法第三百四十二条第一項に規定する商品又は商品指数をいう。）の対象となる物品の売買等を業として行つている者及び前条に規定する者のみが同項第一号に規定する方法により、当該商品又は商品指数の対象となる物品に係る先物取引に類似する取引をする施設であること。

二　先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで当該先物取引に類似する取引をする施設であること。

（第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定）（平一七農水経産令一〇・一部改正）

第百六十四条　法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。

一　くん煙シート（別名ＲＳＳ）

二　技術的格付けゴム（別名ＴＳＲ）

三　金

四　銀

五　白金

六　パラジウム

七　鉄スクラップ

八　ニッケル

九　ガソリン

十　灯油

十一　軽油

十二　原油

十三　アルミニウム

（第二種特定商品市場類似施設の取引方法）

第百六十五条　法第三百四十二条第一項第一号の主務省令で定める方法は、第二種特定施設取引参加者の提示した取引条件が、取引の相手方となる他の第二種特定施設取引参加者の提示した取引条件と、第二種特定商品市場類似施設を介して行われる当事者間の交渉に基づかず一致する場合に、当該第二種特定施設取引参加者の提示した取引条件を用いる方法とする。

似施設における取引に参加する者（以下この項及び次条において「第二種特定施設取引参加者」という。）の氏名又は商号若しくは名称

六　第二種特定施設取引参加者が商品（申請に係る商品及び申請に係る商品指数の対象となる商品に限る。）の売買等を業として行っている場合の当該商品

七　第二種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日

八　その他主務省令で定める事項

3　前項の申請書には、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（第二種特定商品市場類似施設の開設許可の申請書の添付書類）（平一八農水経産令三・一部改正）

第百六十六条　法第三百四十二条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　法人にあっては、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ　役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ　役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

ハ　役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数及び取引方法の詳細な説明を記載した書面

四　第二種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面

五　取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、第二種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者であることを誓約する書面

六　組織等の業務執行体制を記載した書面

七　第二種特定商品市場類似施設の開設後一年間の取引量の見込みを記

（許可の基準）（平一六法四三・追加）

第三百四十三条　主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一　前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをするための施設であること。

二　申請に係る取引方法が前条第一項第一号に規定する取引の方法に適合していること。

三　取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数若しくは当該商品指数に類似する商品指数を上場している商品取引所の健全な運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

四　取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が第二種特定施設取引参加者の過半数を占めること。

五　その他業務の内容及び方法が公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当なものであること。

2　主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。

一　許可申請者が第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれかに該当する者であるとき。

二　申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3　第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の許可について準用する。

載した書面

八　第二種特定商品市場類似施設を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

九　第二種特定商品市場類似施設を開設する業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する第二種特定施設開設者における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

十　内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

（業務改善命令）（平一六法四三・追加）

第三百四十四条　主務大臣は、第二種特定施設開設者の業務の運営に関し、取引の対象となつている商品又は取引の対象となつている商品指数若しくは当該商品指数に類似する商品指数を上場している商品取引所の健全な運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、取引の対象となつている商品の売買等を業として行つている者又は取引の対象となつている商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つている者の利益を害するおそれがあると認めるときその他公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認めるときは、当該第二種特定施設開設者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　第百五十八条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（準用）（平一六法四三・追加）

第三百四十五条　第三百三十四条から第三百三十八条まで、第三百四十条及び第三百四十一条の規定は、第二種特定施設開設者について準用する。この場合において、第三百三十五条第一項中「第三百三十二条第二項第三号又は第四号」とあるのは「第三百四十二条第二項第三号又は第四号」と、同条第三項中「第三百三十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号」とあるのは「第三百四十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号」と、同条第四項中「第三百三十三条」とあるのは「第三百四十三条」と、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条中「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは「第二種特定商品市場類似施設」と、第三百四十条第一項第二号中「第三百四十二条第一項」とあるのは「第三百三十二条第一項」と、同項第三号中「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは「第二種特定商品市場類似施設」と、同項第四号中「第三百三十二条第一項又は第三百三十五条第一項」とあるのは「第三百四十二条第一項又は第三百四十五条において準用する第三百三十五条第一項」と、同項第五号中「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは「第二種特定商品市場類似施設」と、「第三百三十三条第一項各号」とあるのは「第三百四十三条第一項各号」と、第三百四十一条第一項中「第三百三十二条第二項第一号、第三号及び第四号」とあるのは「第三百四十二条第二項第一号、第三号及び第四号」と、「第一種特定施設開設者名簿」とあるのは「第二種特定施設開設者名簿」と、同条第二項中「第一種特定施設開設者名簿」とあるのは「第二種特定施設開設者名簿」と読み替えるものとする。

（商品市場の開設等に係る経過措置）（平一六法四三・追加）

第三百四十六条　商品又は商品指数が上場商品又は上場商品指数となり、かつ、その旨が第三百五十二条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第一号又は第二号に掲げる施設が開設されており、かつ、当該施設において決済を結了していない先物取引に類似する取引が存するときは、当該取引の決済のためにする先物取引に類似する取引及びその取引がなされる施設の開設については、第六条の規定は適用しない。

2　商品又は商品指数が上場商品（第三百四十二条第一項に規定する商品に限る。）又は上場商品指数（同項に規定する商品指数に限る。）となり、かつ、その旨が第三百五十二条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第二号に掲げる施設が開設されているときは、当該公示の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該施設の開設者は、第三百四十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

3　第一項の規定は、前項の規定により第三百四十二条第一項の許可を受けたものとみなされた者が当該公示の日から一月を経過した日において同項の許可を受けておらず、かつ、当該許可を受けたとみなされた者が開設する施設において決済を結了していない先物取引に類似する取引が存する場合における当該取引の決済のためにする先物取引に類似する取引及びその取引がなされる施設の開設について準用する。

4　商品が第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものとなり又は商品指数が同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか若しくは類似するもの以外のものとなり、かつ、その旨が同条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第三号に掲げる施設が開設されているときは、当該施設の開設者は第三百三十二条第一項の許可を受けたものとみなす。ただし、当該施設が第三百三十一条第一号に掲げる施設に該当するものであるときは、この限りでない。

（政令への委任）（平一六法四三・追加）

第三百四十七条　第三百三十一条から前条までに定めるもののほか、第一種特定商品市場類似施設及び第二種特定商品市場類似施設の開設等に関し必要な事項は、政令で定める。

（他の法令との関係）（平二法五二・追加、平四法七三・平一〇法一〇七・平一二法九六・平一五法五四・一部改正、平一六法四三・旧第百四十五条の四繰下・一部改正、平一六法一五九・平一八法六五・一部改正）

第三百四十八条　取引所金融商品市場に類似する施設に該当するものについては、第六条の規定を適用せず、金融商品取引法の定めるところによるものとする。

（店頭商品先物取引）（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百四十五条の五繰下・一部改正）

第三百四十九条　この条において「店頭商品先物取引」とは、上場商品構成物品等（主務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の売買等を業として行っている者（以下この条において「特定業者」という。）を相手方として、商品市場における取引によらないで、当該上場商品構成物品等について商品市場における相場を利用して自己の計算で行う次に掲げる行為又は取引であって、その相手方たる特定業者にとって自己の営業のためにその計算において行われるものをいう。

一　差金を授受することを目的とする行為

二　第三百二十九条各号に掲げる取引と類似の取引

2　店頭商品先物取引を営業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。店頭商品先物取引を営業として行う者（以下「店頭商品先物取引業者」という。）が届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

一　氏名又は商号若しくは名称

二　営業所の名称及び位置

三　店頭商品先物取引においてその相場を利用する商品市場

（店頭商品先物取引の対象物品）（平一七農水経産令一〇・一部改正）

第百六十七条　法第三百四十九条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

一　くん煙シート（別名ＲＳＳ）

二　技術的格付けゴム（別名ＴＳＲ）

三　金

四　銀

五　白金

六　パラジウム

七　鉄スクラップ

八　ニッケル

九　ガソリン

十　灯油

十一　軽油

十二　原油

十三　アルミニウム

（店頭商品先物取引の営業の届出）

第百六十八条　店頭商品先物取引を営業として行おうとする者は、法第三百四十九条第二項の規定により店頭商品先物取引を営業として行おうとする旨の届出をするときは、同項第一号から第三号まで及び第三項に掲げる事項を記載した届出書を、当該店頭商品先物取引に関する業務の開始の日の二十日前までに、提出しなければならない。

2　前項の届出をした店頭商品先物取引業者は、法第三百四十九条第二項第一号から第三号まで、次項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称

二　変更内容

四　その他主務省令で定める事項

3　主務大臣は、店頭商品先物取引業者の名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4　店頭商品先物取引業者は、第三百二十九条の規定にかかわらず、店頭商品先物取引を行うことができる。

5　店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引を行つた場合には、第三百二十九条の規定にかかわらず、商品市場における相場の変動に伴つて当該店頭商品先物取引から生ずるおそれのある損失を軽減するために必要な限度において、商品市場における取引によらないで、第一項各号に掲げる行為又は取引であつて次に掲げる基準に適合するもの（以下この条において「店頭商品先物取引業者間取引」という。）を行うことができる。

一　他の店頭商品先物取引業者を相手方として自己の計算で行うものであること。

二　当該店頭商品先物取引においてその相場を利用した上場商品構成物品等についての商品市場と同一の上場商品構成物品等についての同一の商品市場において形成される相場を利用して行うものであること。

三　当該行為又は当該取引の相手方たる店頭商品先物取引業者にとつて自己の営業のためにその計算において行われるものであること。

6　店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引又は店頭商品先物取引業者間取引（以下この条及び第三百五十四条において「店頭商品先物取引等」という。）の契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該店頭商品先物取引等の相手方たる特定業者又は店頭商品先物取引業者が自己の営業のためにその計算において当該取引を行うことについて確認しなければならない。

三　変更日

3　法第三百四十九条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　店頭商品先物取引の対象とする上場商品構成物品等の種類

二　法人にあってはその代表者の氏名

三　店頭商品先物取引に関する業務の開始の日

（店頭商品先物取引等の契約の締結前に確認すべき事項等）

第百六十九条　店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引等の相手方たる特定業者又は店頭商品先物取引業者が自己の営業のためにその計算において当該取引を行うことについて、当該特定業者又は店頭商品先物取引業者から次の各号に掲げる事項が記載された書面を徴して確認しなければならない。

一　特定業者又は店頭商品先物取引業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二　当該店頭商品先物取引等においてその相場を利用する商品市場

三　当該店頭商品先物取引等の対象とする上場商品構成物品等の種類

四　当該店頭商品先物取引等の対象とする上場商品構成物品等の売買等に係る業務の内容

五　特定業者又は店頭商品先物取引業者が、自己の営業のためにその計

7　店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引の契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、取引の相手方たる特定業者に対し、当該店頭商品先物取引においてその相場を利用する商品市場その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

8　第二百十七条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「商品取引員」とあるのは「店頭商品先物取引業者」と、「顧客」とあるのは「特定業者」と読み替えるものとする。

9　店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引等について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

算において当該店頭商品先物取引等を行う旨の誓約

六　書面の作成の日

（店頭商品先物取引の契約の締結前に交付すべき書面の交付等）

第百七十条　法第三百四十九条第七項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　店頭商品先物取引業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二　特定業者が店頭商品先物取引業者に連絡する方法

三　当該店頭商品先物取引においてその相場を利用する商品市場

四　当該店頭商品先物取引の対象となる上場商品構成物品等の種類

五　当該店頭商品先物取引の種類及び期限、数量、対価の額又は約定価格等

六　売付け又は買付けの別その他これに準ずる事項

（帳簿の作成等）

第百七十一条　店頭商品先物取引業者は、法第三百四十九条第九項の規定により、店頭商品先物取引等の契約ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

一　第百六十九条各号に掲げる事項

二　前条第五号及び第六号に掲げる事項

2　店頭商品先物取引業者は、法第三百四十九条第九項の帳簿を作成するときは、次の各号に掲げる書面を保存することをもって、当該各号に定める事項の記載に代えることができる。

一　法第三百四十九条第六項の規定により徴すべき書面　第一項第一号に掲げる事項

二　法第三百四十九条第七項の規定により交付すべき書面の写し　第一項第二号に掲げる事項

3　第一項の帳簿又は前項に掲げる書面の保存期間は、十年間とする。

（電磁的方法による保存）

第百七十二条　前条第一項の帳簿又は同条第二項に掲げる書面の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるとき

10　主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、店頭商品先物取引業者に対し、その店頭商品先物取引等業務（第六項に規定する店頭商品先物取引等に関する業務をいう。以下この条において同じ。）に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、店頭商品先物取引業者の営業所に立ち入り、店頭商品先物取引等業務の状況若しくは店頭商品先物取引等業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11　第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

12　主務大臣は、店頭商品先物取引業者が第六項、第七項又は第九項の規定に違反したと認める場合その他の場合において、店頭商品先物取引等の公正が害されるおそれがあると認めるときは、当該店頭商品先物取引業者に対し、店頭商品先物取引等業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

13　主務大臣は、店頭商品先物取引業者がこの法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分に違反したときは、当該店頭商品先物取引業者に対し、三月以内の期間を定めて店頭商品先物取引等業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（参考人等の費用の請求）（昭二六法一七六・昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・平五法八九・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百四十六条繰下・一部改正）

第三百五十条　第十五条第九項（第八十条第四項、第百三十三条第三項、第百四十六条第四項、第百五十五条第六項、第百五十六条第四項、第百六十九条第三項（第百七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第百九十四条、第二百一条第二項、第二百二十九条、第二百四十八条第二項、第二百九十五条第二項、第三百三十三条第三項（第三百三十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第三百四十三条第三項（第三百四十五条において読み替えて準用する第三百

（参考人等に支給する費用）（昭三八政三五六・昭四三政四・昭四六政一一二・平二政三五四・平六政三〇三・一部改正、平一一政八〇・旧第八条繰下・一部改正、平一二政三一一・一部改正、平一六政二五九・旧第十一条繰下・一部改正）

第二十六条　法第三百五十条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の例により鉄道賃、船賃、車賃、日当又は宿泊料を支給する。

2　鑑定人には、鑑定人が鑑定につき特に費用を要した場合で主務大臣（第二十九条第一項の規定により地方農政局長又は経済産業局長が法第二百三十七条において準用する法

は、当該記録の保存をもって同条第三項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、店頭商品先物取引業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

（店頭商品先物取引業者に係る検査職員の身分証明書）

第百七十三条　法第三百四十九条第十一項において準用する法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第二十四号による。

三十五条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第百五十八条第二項（第百五十九条第五項、第百六十条第二項、第百八十七条、第二百四条第三項、第二百六条第六項、第二百三十七条、第二百六十六条、第三百二十四条第二項、第三百三十九条第二項、第三百四十条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）及び第三百四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

（発起人等の数の計算）（昭四二法九七・全改、平二法五二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百四十七条繰下・一部改正）

第三百五十一条　第十条、第六十九条第六号、第七十条、第八十条第一項第二号、第九十四条第一項第三号、第九十五条又は第百五十五条第三項第一号イに規定する発起人、会員若しくは会員になろうとする者又は取引参加者の数の計算については、二以上の商品市場について上場商品構成物品等の売買等を業として行つている者は、当該商品市場の一ごとに一人とみなす。

（公示）（平一六法四三・追加）

第三百五十二条　主務大臣は、次に掲げる場合は、上場商品又は上場商品指数に関する事項その他の主務省令で定める事項を、遅滞なく、官報に公示しなければならない。

第百五十八条第二項の規定による主務大臣の権限を行つた場合にあつては、当該地方農政局長又は当該経済産業局長）が必要と認めるときは、前項の規定により支給する費用のほか、相当の額の鑑定料を支給することができる。

（公示事項）

第百七十四条　法第三百五十二条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　商品市場を開設する者

二　上場商品又は上場商品指数

三　公示することとなった事由

（標準処理期間）

第百七十五条　主務大臣は、次の各号に掲げる許可、認可、承認又は指定に関する申請があった場合は、その申請が主務省に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。

一　法第九条の許可、法第七十六条第一項の認可、法第七十八条の許可、法第九十六条第一項の認可、法第百三十二条第一項の認可、法第百四十五条第一項の認可、法第百五十五条第一項の認可（上場商品又は上場商品指数の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。）に係るものに限る。）、法第百六十七条の許可、法第百七十三条第一項の承認、法

一　第九条又は第七十八条の規定による許可又は不許可の処分をしたとき（第十五条第十一項（第八十条第四項及び第百四十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による場合を含む。）。
二　商品市場について第十一条第四項又は第八十一条第二項の開設期限を経過したとき。
三　第十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による許可の申請書の提出があつたとき。
四　第六十九条の規定による解散（同条第五号に掲げる事由による解散を除く。）又は第九十四条第一項の規定による許可の失効があつたとき。
五　第百三十二条第一項又は第百四十五条第一項の規定による認可又は不認可の処分をしたとき。
六　第百三十二条第二項又は第百四十五条第二項の規定による認可の申請書の提出があつたとき。
七　第百五十五条第一項の規定による認可又は不認可の処分（上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものに限る。）をしたとき（同条第六項第二号において準用する第十五条第十一項の規定による場合を含む。）。
八　第百五十五条第二項の規定による認可（上場商品又は上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。）に係るものに限

第三百三十二条第一項の許可、法第三百三十五条第一項の許可（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）、法第三百四十二条第一項の許可　四月
二　法第八十八条第一項の認可、法第百五十五条第一項の認可（上場商品又は上場商品指数の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。）に係るものを除く。）、法第百五十六条第一項の認可、法第百七十条第一項の承認、法第百八十二条の認可、法第百八十三条の認可、法第百九十条第一項の許可、法第二百二十一条第二項の承認、法第二百二十五条第一項の認可、法第二百二十六条第一項の認可、法第二百二十七条第一項の認可、法第二百二十八条第一項の認可、法第三百条第二項の承認、法第三百二条第一項の認可、法第三百十二条の許可　一月
三　法第五十九条第七項の承認　十日
2　前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
一　当該申請を補正する期間
二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

る。）の申請書の提出があつたとき。

九　第百五十九条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により第九条又は第七十八条の許可の取消しをしたとき。

十　第百五十九条第一項第二号又は第二項の規定による定款の変更の認可（上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものに限る。）の取消しをしたとき。

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等）（平二法五二・追加、平一六法四三・旧第百四十七条の三繰下・一部改正）

第三百五十三条　商品取引員が外国の法令に準拠して設立された法人である場合において、当該商品取引員に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）（平二政三五四・追加、平一一政八〇・旧第八条の二繰下・一部改正、平一六政二五九・旧第十二条繰下・一部改正）

第二十七条　法第三百五十三条の規定による外国の法令に準拠して設立された法人である商品取引員に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表の通りにする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百九十二条第一項第三号	本店、支店	本店、国内における主たる営業所
第百九十二条第一項第四号及び第二百三十六条第二項	役員	役員及び国内における営業所の業務を統括する者
第百九十三条第一項第二号	許可申請者	許可申請者及びその国内における営業所
第百九十三条第一項第三号	許可申請者	許可申請者及びその人的構成に照らして許可申請者の国内における営業所
第百九十三条第三項	委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理	委託を国内において受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を国内において

（主務大臣、主務省令及び権限の委任）（昭四二法九七・昭五〇法六五・昭五三法八七・平二法五二・平一〇法四二・平一一法一六〇・一部改正、平一六法四三・旧第百四十八条繰下・一部改正）

第三百五十四条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　農林水産省関係商品（商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ。）のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる

（農林水産省関係商品の指定）（平二政三五四・全改、平一一政八〇・旧第九条繰下、平一六政二五九・旧第十三条繰下・一部改正）

第二十八条　法第三百五十四条第一項第一号の政令で指定するものは、次に掲げるものとする。

物品が農林水産省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場（以下「農林水産省関係商品市場」という。）のみを開設する商品取引所、農林水産省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関、農林水産省関係商品のみ若しくはその対象となる物品が農林水産省関係商品のみである商品指数のみについて取引をするための第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設者又は農林水産省関係商品市場における相場のみを利用した店頭商品先物取引等に係る店頭商品先物取引業者については、農林水産大臣

二　経済産業省関係商品（商品のうち農林水産省関係商品以外のものをいう。以下同じ。）のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品が経済産業省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場（以下「経済産業省関係商品市場」という。）のみを開設する商品取引所、経済産業省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関、経済産業省関係商品のみ若しくはその対象となる物品が経済産業省関係商品のみである商品指数のみについて取引をするための第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設者又は経済産業省関係商品市場における相場のみを利用した店頭商品先物取引等に係る店頭商品先物取引業者については、経済産業大臣

三　商品取引所、商品取引清算機関、第一種特定商品市場類似施設の開設者、第二種特定商品市場類似施設の開設者若しくは店頭商品先物取引業者であつて前二号に掲げるもの以外のもの又は商品取引員、商品先物取引協会若しくは委託者保護基金については、農林水産大臣及び経済産業大臣

2　この法律において主務省令は、農林水産省令、経済産業省令とする。

3　主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を地方支分部局の長に行わせることができる。

一　農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの

二　第一条第一項第一号から第五号まで、第九号、第十号及び第十四号に掲げる物品

（権限の委任）（昭四六政一一二・全改、昭五三政二八二・平二政三五四・平六政三〇三・平八政二九四・一部改正、平一一政八〇・旧第十条繰下・一部改正、平一二政三一一・一部改正、平一六政二五九・旧第十四条繰下・一部改正、平一九政二三三・一部改正）

第二十九条　法第百五十七条第一項及び第二項、第二百十四条の二第三項及び第五項、第二百三十一条第一項から第三項まで、第二百三十二条第一項及び第二項、第二百三十五条第一項及び第二項並びに第二百三十七条において準用する法第百五十八条第二項の規定による主務大臣の権限であつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行わせるものとする。ただし、主務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　農林水産省関係商品市場のみを開設する商品取引所又はその会員等に関する農林水産大臣の権限　当該商品取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する地方農

政局長

二　経済産業省関係商品市場のみを開設する商品取引所又はその会員等に関する経済産業大臣の権限　当該商品取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する経済産業局長

三　商品取引所であつて前二号に掲げるもの以外のもの又はその会員等に関する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限　当該商品取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長

四　商品取引員に関する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限　当該商品取引員の本店の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長

2　法第二百三十一条第一項から第三項までの規定による権限で商品取引員の支店等に関するものについては、前項第四号に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行うことができる。

3　前項の規定により商品取引員の支店等に対して法第二百三十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた地方農政局長及び経済産業局長は、当該商品取引員の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（経過措置）（平二法五二・全改、平一六法四三・旧第百四十九条繰下）

第三百五十五条　この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章　罰則

（昭二九法九二・昭五〇法六五・平二法五二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十二条繰下・一部改正、平一七法八七・一部改正）

第三百五十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役

若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　商品市場における取引若しくはその受託のため、又は相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をした者

二　第百十六条の規定に違反した者

三　第百二十九条の規定により発行する株式を引き受ける者の募集をするに当たり、目論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供した会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

四　第百二十九条の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行つた会員商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預合いに応じた者

（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百五十二条の二繰下・一部改正、平一七法八七・一部改正）

第三百五十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条第一項の規定に違反した者

二　第百二十九条の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第三号に掲げる事項について、主務大臣、裁判所又は会員総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいした会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは検査役又は株式会社商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

三　第百六十七条の規定に違反して商品取引債務引受業を営んだ者

四　第百九十条第一項の規定に違反して商品取引受託業務を営んだ者

五　第百九十九条の規定に違反して、他人に商品取引受託業務を営ませた者

六　第三百二十八条第一項の規定による命令に違反した者

（昭二九法九二・昭五〇法六五・平二法五二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十三条繰下・一部改正）

第三百五十八条　第五条第一項又は第二項の規定に違反した場合におい

ては、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（平一八法六五・追加）

第三百五十八条の二　第二百十四条の二第一項の規定に違反した場合においては、その行為をした商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（昭二九法九二・昭五〇法六五・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十四条繰下・一部改正、平一七法八七・一部改正）

第三百五十九条　商品取引所又は協会の役員（会計参与が法人である場合にあつてはその職務を行う社員とし、仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）又は職員がその職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3　第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（平一七法八七・追加）

第三百五十九条の二　前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2　前条第三項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百五十四条の二繰下・一部改正）

第三百六十条　第百五十八条第一項、第百五十九条第一項から第三項まで、第百六十条第一項、第百八十六条第一項若しくは第四項又は第二百六十五条第一項若しくは第三項の規定による処分に違反した場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百五十四条の三繰下・一部改正）

第三百六十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二百十条の規定に違反した者

二　第二百三十二条第二項、第二百三十五条第二項、第二百三十六条、第三百四十条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十三項の規定による命令に違反した者

（平一〇法四二・追加、平一六法四三・旧第百五十四条の四繰下・一部改正、平一八法六五・一部改正）

第三百六十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十四条、第七十九条、第百六十八条、第百九十二条第一項若しくは第二項、第二百二十五条第二項若しくは第三項、第二百二十六条第二項若しくは第三項、第二百二十七条第二項若しくは第三項、第二百二十八条第二項若しくは第三項、第二百四十七条、第二百九十四条第一項、第三百三十二条第二項若しくは第三項又は第三百四十二条第二項若しくは第三項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二　第百五十七条第一項、第百八十四条第一項、第二百三十一条第一項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

三　第百五十七条第一項若しくは第二項、第百八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　第百九十七条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第百九十七条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

六　第二百十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七　第二百十一条第三項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供した者

八　第二百十四条第二号の規定に違反した者
九　第二百二十二条、第三百三十六条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第九項の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者
十　第二百二十三条の規定に違反した者
十一　第二百二十四条の規定による報告書若しくは第二百六十八条の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは書類を提出した者
十二　第二百三十二条第一項、第二百三十四条又は第二百三十五条第一項の規定による命令に違反した者
十三　第三百三条第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者
十四　第三百三十六条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十五条繰下・一部改正、平一八法六五・一部改正）

第三百六十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一　第六条第二項又は第九十七条第一項若しくは第二項の規定に違反して取引をした者
二　第八十六条第一項又は第二項ただし書の規定に違反した者
三　第百十八条の規定による制限に違反した者
四　第二百条第二項の規定に違反した者
五　第二百九条又は第二百十二条の規定に違反した者
六　第二百十四条の二第二項の規定に違反した者
七　第二百十四条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者
八　第二百四十四条第二項の規定に違反して、その名称中に商品先物取引協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者
九　第三百三十条の規定に違反した者
十　商品市場における相場を偽つて公示した者
十一　公示若しくは頒布する目的をもつて商品市場における相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者
十二　第三百三十五条第一項の許可を受けないで第三百三十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者
十三　第三百三十九条第一項、第三百四十四条第一項又は第三百四十

九条第十二項の規定による命令に違反した者

十四　第三百四十五条において準用する第三百三十五条第一項の許可を受けないで第三百四十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

（昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十六条繰下・一部改正）

第三百六十四条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関、協会又は委託者保護基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第七条第二項、第二百四十二条第一項、第二百九十八条又は第三百二条第一項の規定に違反したとき。

二　第六十五条、第百三条第四項（第百七十九条第五項において準用する場合を含む。）又は第百十条（第百八十条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三　第百八十五条、第二百六十四条、第三百二十二条又は第三百二十三条の命令に違反したとき。

四　第三百十二条の規定による許可を受けないで委託者保護業務を廃止したとき。

（昭二九法九二・昭五〇法六五・平二法五二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十七条繰下・一部改正、平一七法八七・一部改正）

第三百六十五条　第三百二十九条の規定に違反して差金を授受することを目的とする行為又は同条各号に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

（昭二九法九二・平二法五二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十八条繰下・一部改正）

第三百六十六条　第百六十一条、第百七十六条、第二百六十七条又は第三百二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（昭二九法九二・昭四二法九七・昭四九法二三・昭五〇法六五・平二法五二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十九条繰下・一部改正、平一八法六五・一部改正）

第三百六十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役

若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第二項、第五十五条（第七十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百五条、第百六条、第二百七十一条第二項又は第二百九十七条第二項の規定に違反した者

二　第二百条第三項若しくは第四項又は第三百三十五条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三　第二百十三条の二第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

四　第二百十三条の二第二項の規定に違反した者

五　第二百十七条第一項又は第三百四十九条第七項の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

六　第二百二十条第一項の規定に違反して、通知せず、又は同条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面により通知した者

七　第二百二十条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第二百十七条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

八　第二百四十四条第一項の規定に違反して、その名称中に商品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

九　第三百四十九条第六項の規定に違反して確認を行わずに契約を締結した者

（昭二九法九二・昭五〇法六五・平二法五二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百六十条繰下・一部改正）

第三百六十八条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関、協会又は委託者保護基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条、第六十四条、第百七十条第一項又は第二百四十二条第二項の規定に違反したとき。

二　第百五十五条第二項又は第百五十六条第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

三　第三百一条の規定に違反して、委託者保護業務以外の業務を行つ

たとき。

（昭二六法一七六・昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百六十一条繰下・一部改正）

第三百六十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第百一条第二項又は第百十五条の規定に違反した者

二　第百九十五条第一項若しくは第百九十六条の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は第百九十五条第二項の規定による添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三　第百九十八条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四　第二百三条又は第二百九十九条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第二百十六条の規定に違反して、商品取引所の定める受託契約準則によらないで受託契約を締結した者

六　第二百三十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出をした者

七　第三百三十四条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第三項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）、第三百三十七条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百六十二条繰下・一部改正）

第三百七十条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関、協会又は委託者保護基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条第一項若しくは第八十五条第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は第十九条第二項若しくは第八十五条第二項の規定による添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二　第七十条又は第九十五条の規定に違反したとき。

三　第八十八条第一項又は第二百六条第三項の規定に違反したとき。
四　第百七十条第二項、第二百五十条第三項前段又は第二百九十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
五　第百七十一条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条の規定による書類を添付せず、若しくは虚偽の記載をした書類を添付したとき。
六　第二百五十条第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。
七　第三百五条第四項又は第三百八条第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（平一七法八七・追加）

第三百七十条の二　第十一条第九項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

（昭二九法九二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百六十三条繰下・一部改正、平一七法八七・平一八法六五・一部改正）

第三百七十一条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
一　第三百五十六条（第三号及び第四号を除く。）　五億円以下の罰金刑
二　第三百五十八条の二、第三百六十条及び第三百六十一条　三億円以下の罰金刑
三　第三百六十二条（第四号及び第五号を除く。）　二億円以下の罰金刑
四　第三百六十三条第七号、第十号及び第十一号　一億円以下の罰金刑
五　第三百五十七条第一号及び第三号から第五号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条（第七号、第十号及び第十一号を除く。）、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで　各本条の罰金刑

2　前項の規定により第三百五十六条（第三号及び第四号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

3　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（平一〇法四二・追加、平一六法七六・一部改正、平一六法四三・旧第百六十三条の二繰下・一部改正、平一七法八七・一部改正）

第三百七十二条　次の各号に掲げる違反があった場合においては、その行為をした商品取引所の役員（仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。）又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一　第七十七条第一項において準用する会社法第四百八十四条条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠ったとき。

二　清算の結了を遅延させる目的をもって第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三　第七十七条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務を弁済したとき。

四　第百三十条第一項又は第四項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

五　第百三十四条第一項の規定による登記をすることを怠ったとき。

（平一七法八七・追加）

第三百七十二条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　第十一条第九項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　正当な理由がないのに、第十一条第九項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

（昭四二法九七・全改、昭五〇法六五・平二法五二・平一〇法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百六十四条繰下・一部改正、平一八法六五・一部改正）

第三百七十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一　第百九十八条第一項の規定に違反した者
二　第二百二十条の三において準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者
三　第二百二十一条第一項又は第二項の規定に違反して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

（昭二九法九二・昭五〇法六五・昭五六法七五・平二法五二・平一〇法四二・平一三法一二九・一部改正、平一六法四三（平一六法八七（平一六法四三））・旧第百六十五条繰下・一部改正、平一七法八七・一部改正）

第三百七十四条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所の発起人、役員（仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。）若しくは清算人、協会の役員（仮理事を含む。）、委託者保護会員制法人の役員若しくは清算人又は委託者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。
一　第十一条第九項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。
二　第十六条第二項の規定による届出をしなかつたとき。
三　第五十七条第一項から第三項まで、第六十七条若しくは第六十八条の二第一項若しくは第二項（第七十七条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七十六条第二項、第九十三条第一項若しくは第二項、第九十四条第二項、第九十六条第二項、第百三条第一項、第百七条、第百十一条、第百十二条、第百二十三条第一項、第百二十五条第一項、第百四十四条第一項、第百四十四条の二第一項若しくは第五項、第百四十四条の三第一項、第百四十四条の四第四項、第百四十四条の五第一項、第百四十四条の十一第二項、第百四十四条の十二第一項、第百四十四条の十九第二項又は第百七十九条第一項の規定に違反したとき。
四　第五十七条第五項（第七十七条第二項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。）、第百二十三条第三項、第百二十五条第三項、第百四十四条第三項、第百四十四条の二第七項、第百四十四条の三第三項、第百四十四条の四第六項、第百四十四条の五第三項、第百四十四条の十一第四項、第百四十四条の十二第三項又は第百四十四条の十九第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付

若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五　第七十七条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、会員商品取引所の財産を分配したとき。

六　第八十七条の規定に違反して、同条に規定する事項を公衆の縦覧に供しないとき。

七　第八十八条第二項、第二百六条第四項、第二百五十条第三項後段又は第二百六十二条第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

八　第九十九条第三項又は第四項の規定による報告をしなかつたとき。

九　第百二十二条の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

十　第百二十四条第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第百四十四条第五項、第百四十四条の二第三項及び第百四十四条の三第五項において準用する場合を含む。）又は第百四十四条の十第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第百四十四条の十七において準用する場合を含む。）に違反して、商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。

十一　この法律の規定による公告又はこの法律において準用する会社法の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十二　この法律の規定による登記（第百三十四条第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

十三　この法律において準用する会社法の規定に定める調査を妨げたとき。

十四　商品取引所の創立総会又は会員総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

十五　定款、会員名簿、取引参加者名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十六　第二百五十二条の規定に違反して、同条の協会員の名簿を公衆の縦覧に供しないとき。

十七　第二百九十二条の規定に違反して、委託者保護会員制法人の残余財産を処分したとき。

十八　第三百三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十九　第三百十七条又は第三百十八条第一項若しくは第二項に規定す

る書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。
二十　第三百十九条の規定に違反して経理をしたとき。
二十一　第三百二十条の規定に違反したとき。

（平一六法四三・追加）

第三百七十五条　第十五条第九項（第八十条第四項、第百三十三条第三項、第百四十六条第四項、第百五十五条第六項、第百五十六条第四項、第百六十九条第三項（第百七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第百九十四条、第二百一条第二項、第二百二十九条、第二百四十八条第二項、第二百九十五条第二項、第三百三十三条第三項（第三百三十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第三百四十三条第三項（第三百四十五条において読み替えて準用する第三百三十五条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第百五十八条第二項（第百五十九条第五項、第百六十条第二項、第百八十七条、第二百四条第三項、第二百六条第六項、第二百三十七条、第二百六十六条、第三百二十四条第二項、第三百三十九条第二項、第三百四十条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）及び第三百四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による参考人に対する処分に違反して、陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは報告せず、若しくは虚偽の報告をした者又は鑑定人に対する処分に違反して、鑑定せず、若しくは虚偽の鑑定をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六章を第七章とし、同章の前に一章を加える改正規定（第二百九十九条及び第三百十四条に係る部分に限る。）　この法律による改正後の商品取引所法（以下「新法」という。）第二百九十三条の登録のうち最初のものの効力が生じた日

二　附則第五条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第一項から第四項まで及び第七項並びに第二十三条の

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行日（平成十七年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、公布の日から施行する。

（商品取引債務引受業の許可に関する経過措置）

第二条　改正法による改正後の商品取引所法（以下「新法」という。）第百六十七条の許可を受けようとする株式会社は、施行日前においても、新法第百六十八条の規定の例に

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、商品取引所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第七十九条第四号の規定は、改正法による改正後の商品取引所法（以下「新法」という。）第二百九十三条の登録のうち最初のものの効力が生じた日から施行する。

（受託業務保証金規則の廃止）

第二条　受託業務保証金規則（昭和四十三年農林省・通商産業省令第二号）は、廃止する。

規定　この法律の公布の日

三　附則第三十条及び第三十三条の規定　公布の日から九月を超えない範囲内において政令で定める日

四　附則第三十一条の規定　電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（商品取引所の許可に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商品取引所法（以下「旧法」という。）第八条の二の許可を受けている商品取引所は、新法第九条の許可を受けて設立された会員商品取引所とみなす。

（商品取引所の登記に関する経過措置）

第三条　新法の施行前に商品取引所について旧法第百二条から第百八条までの規定により旧法第百九条第二項の商品取引所登記簿に登記された事項は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第二十条から第二十四条まで、第七十二条、第七十三条又は第百四十七条の規定により新法第二十五条第二項の会員商品取引所登記簿に登記されたものとみなす。

（会員信認金に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に旧法第三十八条第一項の規定により預託されている会員信認金（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）は、新法第百一条第一項の規定により預託されている信認金とみなす。

（商品取引所の定款等の変更に関する経過措置）

第五条　商品取引所は、施行日までに、新法第百五十五条及び第百五十六条の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、これらの認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

（取引証拠金に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に旧法第七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金（商品取引所の会員の自己の計算による取引についてのものに限り、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）は、当該取引証

2　主務大臣は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第百六十七条から第百六十九条までの規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた株式会社は、施行日において新法第百六十七条の許可を受けたものとみなす。

（委託者保護会員制法人の登記等に係る経過措置）

第三条　改正法附則第十八条第一項の規定により施行日前において委託者保護会員制法人（新法第二百六十九条第四項に規定する委託者保護会員制法人をいう。以下同じ。）を設立しようとする場合の設立の登記は、附則第七条の規定による改正後の組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定の例により、当該委託者保護会員制法人の理事長となるべき者がするものとする。

2　改正法附則第十八条第一項の規定により設立された委託者保護会員制法人の施行日前における運営並びに解散及び清算については、新法第六章第二節の規定の例によるものとする。

（委託者保護基金への業務等の承継申出の期限）

第四条　改正法附則第十九条第一項の政令で定める日は、平成十八年四月三十日とする。

（社団法人商品取引受託債務補償基金協会の解散の登記の嘱託等）

第五条　改正法附則第十九条第五項の規定により社団法人商品取引受託債務補償基金協会（次条において「補償基金協会」という。）が解散したときは、主務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

（課税の特例）

第五条の二　改正法附則第十九条第五項の規定により補償基金協会の有する資産及び負債の承継を受けた委託者保護基金（新法第二百九十六条に規定する委託者保護基金をい

（商品取引員の許可更新の申請書の添付書類に係る経過措置）

第三条　新法第二百九十三条の登録のうち最初のものの効力が生じる日までの間は、第八十条第二項第三号の規定の適用については、同号中「委託者保護基金」とあるのは、「昭和五十年十月三十一日に設立された社団法人商品取引受託債務補償基金協会（以下「補償基金協会」という。）」と読み替えるものとする。

（受託に係る財産の分離保管等の措置に係る経過措置）

第四条　新法第二百九十三条の登録のうち最初のものの効力が生じる日までの間は、第九十八条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第一号中「委託者保護基金（当該商品取引員が会員として加入している委託者保護基金に限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「補償基金協会」と、「商品取引員が通知商品取引員（法第三百四条に規定する通知商品取引員をいう。以下同じ。）に該当することとなった」とあるのは「信託管理人である補償基金協会が当該商品取引員の有する取引委託者に対する委託者資産の返還に係る債務の円滑な弁済のために必要と判断した」と、「委託者保護基金が」とあるのは「補償基金協会が」と、「委託者保護基金のみ」とあるのは「補償基金協会のみ」と、「委託者保護基金の」とあるのは「補償基金協会の」と、「商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他信託管理人」とあるのは「信託管理人」と、同項第二号中「委託者保護基金に」とあるのは「補償基金協会に」と、「商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、「当該委託者保護基金」とあるのは「当該補償基金協会」と、「委託者保護基金の」とあるのは「補償基金協会の」と、同項第三号中「委託者保護基金に」とあるのは「補償基金協会に」と、「委託者保護基金の」とあるのは「補償基金協会の」と、「商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、「委託者保護基金は」とあるのは「補償基金協会は」と、同項第四号中「委託者保護基金に」とあるのは「補償基金協会に」と、「委託者保護基金の」とあるのは「補償基金協会の」と、「、委託者保護基金」とあるのは「、補償基金協会」と、「商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、「委託者保護基金は」とあるのは「補償基金協会は」と、同条第四項中「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と読み替えるものとする。

拠金が新法第百五条第一号に掲げる方法による決済が行われる取引についてのものである場合にあっては新法第百三条第一項の規定により預託されている取引証拠金（同項第一号に掲げる場合において同号の会員等が自己の計算において行う商品市場における取引について預託すべきものに限る。）と、当該取引証拠金が新法第百五条第二号に掲げる方法による決済が行われる取引についてのものである場合にあっては新法第百七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金（同項第一号に掲げる場合にあっては同号イに掲げる場合において同号イの会員等が自己の計算において行う商品市場における取引について預託すべきものに、同項第二号に掲げる場合にあっては同号イに掲げる場合において同号イの会員等が自己の計算において清算参加者に委託した商品清算取引について預託すべきものに限る。）とみなす。

2　商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金（商品取引所の会員に対し取引を委託した者の計算による取引についてのものに限り、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）を、この法律の施行後遅滞なく、当該取引証拠金を預託した会員に返還しなければならない。

（商品取引債務引受業に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前から旧法第八十一条第二項の規定により商品取引債務引受業（新法第二条第十二項に規定する商品取引債務引受業をいう。以下同じ。）に相当する業務を営んでいた商品取引所は、継続して当該業務を行う場合には、施行日までに、新法第百七十三条の規定の例により、主務大臣の承認を受けなければならない。この場合において、その承認の効力は、施行日から生ずるものとする。

2　商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により当該商品取引所に預託されている特別清算負担金（施行日において商品取引清算機関としての当該商品取引所の清算参加者となった会員が預託しているものに限り、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）は、新法第百八十条第一項の規定により商品取引清算機関としての当該商品取引所に預託されている清算預託金とみなす。

3　商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により預託されている特別清算負担金（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除う。）としての委託者保護会員制法人（次項において単に「委託者保護基金」という。）の当該資産の当該承継の時の価額から当該負債の当該承継の時の価額を控除した金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十七号に規定する資本積立金額とする。

2　前項の場合において、委託者保護基金が承継を受ける資産のうち法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券については、補償基金協会が当該承継の日の前日において経理していた当該有価証券の価額をもって、同項に規定する承継の時の価額とする。

（銃砲刀剣類所持取締法施行令の一部改正）

第六条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第二十号中「第百五十二条第一号」を「第三百五十六条第一号」に改める。

（組合等登記令の一部改正）

第七条　組合等登記令の一部を次のように改正する。

別表一中

医療法人	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	資産の総額

を

委託者保護会員制法人	商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
医療法人	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	資産の総額

改め、同表商品先物取引協会の項中「（昭和二十五年法律第二百三十九号）」を削る。

（商品取引所に預託しなければならない金銭及び有価証券から除かれるもの）

第五条　改正法附則第十三条第一項の主務省令で定めるものは、施行日までにその決済を結了していない取引について、改正法による改正前の商品取引所法第九十七条第一項の規定により委託証拠金として預託を受けている金銭及び有価証券の価額が新法第百三条第一項又は第百七十九条第一項の規定により当該取引の取次者（新法第百三条第一項第二号又は第百七十九条第一項第一号ロに規定する取次者をいう。）、委託者（同法第百三条第一項第二号又は第百七十九条第一項第一号ロに規定する委託者をいう。）、取次委託者（同法第百三条第一項第四号又は第百七十九条第一項第一号ニに規定する取次委託者をいう。）、清算取次者（同項第二号ロに規定する清算取次者をいう。）、清算取次委託者（同号ロに規定する清算取次委託者をいう。）又は清算取次者に対する委託者（同号ニに規定する清算取次者に対する委託者をいう。）が取引証拠金として預託すべき金銭及び有価証券の価額を超える場合にあっては、当該超える部分に相当する金銭及び有価証券とする。

（補償基金協会の定款に基づく弁済業務）

第六条　改正法附則第十九条第九項の主務省令で定める業務は、補償基金協会の定款に基づき、商品取引員が商品市場における取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合にその商品取引員に代わってその債務に関し当該取引を委託した者に対し弁済する業務とする。

2　委託者保護基金は、前項の業務において取得した求償権を行使して取得した額を、第百四十条の規定にかかわらず、委託者保護資金勘定に繰り入れないことができる。

く。）のうち、前項の規定により清算預託金とみなされたもの以外のものを、この法律の施行後遅滞なく、当該特別清算負担金を預託した会員に返還しなければならない。

（特別担保金に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に旧法第八十四条の二第一項の規定により預託されている特別担保金（次条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）は、新法第百九条第一項の規定により預託されている特別担保金とみなす。

（債務不履行による損害賠償に関する経過措置）

第九条　商品取引所の会員が施行日前において商品市場における取引に基づく債務の不履行により他の会員又は商品取引所に与えた損害の賠償については、なお従前の例による。

（受託業務保証金に関する経過措置）

第十条　商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第九十七条の二第一項の規定により預託されている受託業務保証金（次項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる払渡し又は取戻しに係るものを除く。）を、この法律の施行後遅滞なく、当該受託業務保証金を預託した会員に返還しなければならない。

２　商品取引所の会員に対し商品市場における取引を委託した者が施行日前において旧法第九十七条の三第一項の規定により行った請求に対する受託業務保証金の払渡しについては、なお従前の例による。

３　施行日前において、旧法第百二十六条第一項の許可が効力を失ったとき、又は同項の許可が取り消されたときは、商品取引員であった者が預託した受託業務保証金の払渡し及び取戻しについては、なお従前の例による。

（取引の決済の結了に関する経過措置）

第十一条　施行日前において、旧法第百二十六条第一項の許可を取り消された場合、同項の許可が効力を失った場合若しくは商品市場における取引の受託が旧法若しくは商品取引所の定款で定めるところにより停止された場合又は施行日において同項の許可が効力を失った場合（附則第十四条第四項の規定により旧法第百二十六条第一項の許可が

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部改正）

第八条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の項中「商品取引所」を「会員商品取引所」に改める。

（貸金業の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「会員たる」を「会員等（会員又は同条第十一項に規定する取引参加者をいう。以下この号において同じ。）たる」に、「会員のみ」を「会員等のみ」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令の一部改正）

第十条　商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第百二十六条第三項」を「第二条第十八項」に改める。

第十五条第一項第一号イ中「第十三条各号」を「第二十八条各号」に、「第二条第三項」を「第二条第五項」に改める。

（疑わしい取引の届出に関する政令の一部改正）

第十一条　疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成一七年四月二八日農水・経産省令第九号）抄

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成一七年八月二五日農水・経産省令第十号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この省令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第百六十四条及び第百六十七条の改正規定並びに別表第二中部商品取引所の項の改正規定　平成十七年十月十一日

二　別表第二横浜商品取引所の項の改正規定　平成十七年八月二十六日

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に横浜商品取引所の繭糸市場において取引が開始されている日本生糸及び国際生糸に係る取引については、なお従前の例による。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成一七年一二月二八日農水・経産省令第一一号）抄

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成一八年四月三日農水・経産省令第一号）抄

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成一八年四月二八日農水・経産省令第三号）抄

附則

この省令は、公布の日から施行する。

効力を失った場合を除く。）であって、商品取引員であった者が施行日までにその受託に係る商品市場における取引の決済を結了していないときは、当該取引については、なお従前の例による。

（商品取引所に対する監督上の処分及び罰則）

第十二条　主務大臣は、商品取引所が附則第五条、第六条第二項、第七条第三項又は第十条第一項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2　前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3　商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引所の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引所に対して三億円以下の罰金刑を科する。

（委託証拠金に関する経過措置）

第十三条　商品取引員は、この法律の施行の際現に旧法第九十七条第一項の規定により委託証拠金として預託を受けている金銭及び有価証券（主務省令で定めるものを除く。）を、この法律の施行後遅滞なく、当該取引の決済が新法第百五条第一号に掲げる方法により行われる場合にあっては当該取引に係る商品市場を開設する商品取引所に、当該取引の決済が同条第二号に掲げる方法により行われる場合にあっては当該取引について商品取引債務引受業を行う商品取引所に預託しなければならない。

2　前項の規定により商品取引所に預託された金銭及び有価証券は、新法第百五条第一号に掲げる方法により決済が行われる取引についてのものにあっては新法第百三条第一項の規定により預託されている取引証拠金（同項第二号に掲げる場合において同号の委託者が預託すべきものに限る。）と、新法第百五条第二号に掲げる方法により決済が行われる取引についてのものにあっては新法第百七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金（同項第一号に掲げる場合にあっては同号ロに掲げる場合において同号ロの委託者が預託すべきものに、同項第二号に掲げる場合にあっては同号ロに掲げる場合において同号ロの清算取次委託者が預託すべきものに限る。）とみなす。

3　主務大臣は、商品取引員が第一項の規定に違反した場合には、当該商品取引員の新法第百九十条の許可を取り消し、六月以内の期間を定

第一条第二項中「第百二十六条第三項」を「第二条第十八項」に改める。

第二条第十五号中「第二条第八項」を「第二条第十七項」に、「商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けることに関する業務」を「商品取引受託業務」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第六項」を「第二条第八項」に、「第百四十五条の五第一項」を「第三百四十九条第六項」に、「店頭商品先物取引」を「店頭商品先物取引等」に改める。

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「第二条第八項」を「第二条第十七項」に、「商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けることに関する業務」を「商品取引受託業務」に改める。

第三条第一項第十九号中「第二条第八項」を「第二条第十六項」に、「商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けること」を「商品市場における取引等（同条第十五項に規定する商品清算取引を除く。）の委託を受けることを内容とする契約の締結」に改める。

第十六条を次のように改める。

（商品取引員に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十六条　商品取引員に対する法第七条、第八条第一項及び第九条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限は、その本店（外国の法令に準拠して設立された法人にあっては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2　法第七条及び第八条第一項に定める農林水産大臣及び経

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成一八年一二月五日農水・経産令第五号）抄

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成一八年一二月二五日農水・経産令第六号）抄

附則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成一九年六月二〇日農水・経産令第二号）抄

附則

この省令は、平成十九年七月二日から施行する。ただし、「ロブスタコーヒー生豆　百枚　五十枚　野菜五十枚　二十枚」を「ロブスタコーヒー生豆　百枚五十枚」に改める部分は、同年十二月二十一日から施行する。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成一九年九月二一日農水・経産省令第三号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。ただし、様式第一号、様式第十七号及び様式第十八号の改正規定は平成十九年十一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二十四条第一項第一号ハの規定に掲げる額は、当分の間、零とする。

第三条　第百条の三及び第百条の五の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は適用しない。

第四条　この省令による改正前の商品取引責任準備金については、なお従前の例による。

めて商品市場における取引若しくは商品取引受託業務（新法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務をいう。以下同じ。）の停止を命じ、商品取引受託業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

4　前項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5　商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引員の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引員に対して三億円以下の罰金刑を科する。

（商品取引員の許可に関する経過措置）

第十四条　新法第百九十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第百九十二条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2　主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第百九十条から第百九十四条までの規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3　この法律の施行の際第一項の許可の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行った者（この法律の施行の際現に旧法第百二十六条第一項の許可を受けている者に限る。）は、新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

4　前二項の規定により新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者については、旧法第百二十六条第一項の許可は、施行日に、その効力を失う。

（廃業等の公告等に関する経過措置）

第十五条　新法第百九十七条第三項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の商品取引受託業務の廃止、合併（合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品取引受託業務を営まない場合の当該合併に限る。）又は合併及び破産以外の理由による解散について適用する。

済産業大臣の権限で、商品取引員の本店以外の支店その他の営業所（外国の法令に準拠して設立された法人にあっては、国内における従たる営業所。以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行使することができる。

3　前項の規定により商品取引員の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った地方農政局長及び経済産業局長は、当該商品取引員の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（印紙税法施行令の一部改正）

第十四条　印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四号中「第百二十六条第三項（取引の受託等の許可）」を「第二条第十八項（定義）」に改める。

（産業構造審議会令の一部改正）

第十五条　産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表商品取引所分科会の項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（平成一六年一二月二二日政令第四〇六号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十七年一月一日から施行する。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成一九年九月二八日農水・経産省令第五号）抄

附則

第一条　この省令は、信託法（平成十八年法律百八号）の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。ただし、第四十六条第二号の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

（信認金等の運用方法の改正に伴う経過措置）

第二条　旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効果を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項各号に規定する郵便貯金をいう。）は、この省令による改正後の商品取引所法施行規則の規定の適用については、銀行への預け金とみなす。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成一九年一二月一九日農水・経産省令第六号）抄

附則

この省令は、貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成二〇年六月一六日農水・経産省令第二号）抄

附則

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。ただし、第九十条、第九十七条、第百七条、様式第十号及び様式第十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（平成二〇年六月二四日農水・経産省令第三号）抄

附則

この省令は、公布の日から施行する。

（受託契約の締結前の書面の交付及び説明に関する経過措置）

第十六条　新法第二百十七条及び第二百十八条の規定は、この法律の施行後に商品取引員が締結した受託契約（新法第二百十七条第一項に規定する受託契約をいう。）について適用する。

（外務員の登録に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行の際現に旧法第百三十六条の四第一項の規定による登録を受けている外務員（附則第十四条第二項又は第三項の規定により新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者に係るものに限る。）は、施行日において新法第二百条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項の規定は、適用しない。

2　前項の場合において、新法第二百条第七項に規定する期間は、旧法による登録又は登録の更新の日から起算するものとする。

（委託者保護会員制法人の設立等に関する経過措置）

第十八条　委託者保護会員制法人（新法第二百六十九条第四項に規定する委託者保護会員制法人をいう。以下同じ。）の発起人又は会員になろうとする者（附則第十四条第二項の規定により新法第百九十条から第百九十四条までの規定の例による許可を受けた者に限る。）は、施行日前においても、新法第六章第二節の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他委託者保護会員制法人の設立に必要な行為及び委託者保護会員制法人への加入に必要な行為をすることができる。

2　前項の規定により施行日前において設立された委託者保護会員制法人は、施行日前においても、新法第六章第三節の規定の例により、新法第二百九十三条の登録の申請及び新法第三百二条第一項の業務規程の認可の申請並びにこれらに必要な準備行為をすることができる。

3　主務大臣は、前項の規定により新法第二百九十三条の登録の申請又は新法第三百二条第一項の業務規程の認可の申請があった場合には、新法第二百九十三条から第二百九十五条まで又は第三百二条の規定の例により、施行日前においても、その登録又は認可をすることができる。この場合において、その登録又は認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成一六年一二月二二日政令第四八号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

○金融機関等による顧客等の本人確認に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成一六年一二月二七日政令第四二五号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この政令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

○信託業法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成一六年一二月二八日政令第四二九号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

○不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十七年二月十八日政令第二四号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

○商品取引所法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成十七年四月二七日政令第一六六号）抄

附則

この政令は、公布の日から施行する。

《商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則》

（平八農水通産令五・平一七農水経産令三・一部改正）

行政手続法（平成五年法律第八十九号）及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成五年法律第八十九号）の施行に伴い、並びに商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）を実施するため、商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条　主務大臣（商品取引所法第三百五十四条第三項の規定により地方支分部局の長が権限を行う場合にあっては、当該地方支分部局の長。以下同じ。）が商品取引所法に基づき行う不利益処分に係る行政手続法の規定に基づく聴聞の手続については、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条　この省令において使用する用語は、商品取引所法及び行政手続法において使用する用語の例による。

（聴聞の期日の変更）

第三条　主務大臣が行政手続法第十五条第一項の通知をした場合（同条第三項の規定による通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、主務大臣に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2　主務大臣は、前項の申出により、又は職権により聴聞の期日を変更することができる。

3　主務大臣は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人（聴聞の期日を変更した時までに行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）、参考人及び鑑定人に通知なければならない。

（関係人の参加許可の手続）

第四条　行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、聴聞の期日の十日前までに、申請者の氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を提出してするものとする。

（委託者保護基金への業務等の承継に関する経過措置）

第十九条　昭和五十年十月三十一日に設立された社団法人商品取引受託債務補償基金協会（以下この条において「補償基金協会」という。）は、政令で定める日までの間、委託者保護会員制法人に対し、当該補償基金協会が行う一切の業務並びにその有する一切の資産及び負債を当該委託者保護会員制法人において承継すべき旨を申し出ることができる。

2　委託者保護会員制法人は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出を承諾しようとするときは、当該委託者保護会員制法人の総会（新法第二百八十五条第一項に規定する総会をいう。次項及び第四項において同じ。）でその承認を得なければならない。

3　委託者保護会員制法人は、新法第二百九十三条の登録（前条第三項の規定により施行日前において行う新法第二百九十三条の規定の例による登録を含む。以下この条において同じ。）の申請を行う場合において、既に前項の規定による総会の承認の決議を得ているときは、その登録の申請と併せて補償基金協会からの承継についての認可を主務大臣に申請しなければならない。

4　委託者保護会員制法人は、新法第二百九十三条の登録の申請の後に第二項の規定による総会の承認の決議を得たときは、遅滞なく、主務大臣の認可を申請しなければならない。

5　第三項又は前項の認可があったときは、補償基金協会の行う業務並びにその有する資産及び負債は、当該認可を受けた日（その日が当該認可に係る委託者保護会員制法人が新法第二百九十三条の登録を受けた日（前条第三項の規定により施行日前において新法第二百九十三条の規定の例による登録を受けた場合にあっては施行日）前であるときは、同日）において、委託者保護基金（新法第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。以下同じ。）としての当該委託者保護会員制法人（第八項及び第九項において「委託者保護基金」という。）に承継されるものとし、補償基金協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

6　前項の規定により補償基金協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

7　委託者保護会員制法人が第三項の規定により新法第二百九十三条の登録の申請及び補償基金協会からの承継の認可の申請を同時に行った場合における新法第二百九十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「であること」とあるのは、「であること（商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律

○会社法及び会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令（平成十八年四月二六日政令第一八〇号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

○証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十四条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（文書等の閲覧の手続）

第五条　行政手続法第十八条第一項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合については、口頭で求めれば足りるものとする。

2　主務大臣は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、主務大臣は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備が妨げられることがないよう配慮するものとする。

3　主務大臣は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（行政手続法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該申請者に通知しなければならない。

（主宰者の指名の手続）

第六条　行政手続法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2　主宰者が行政手続法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、主務大臣は、速やかに新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第七条　行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請は、聴聞の期日の十日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2　聴聞の審理における補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第八条　主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、陳述を制限することができる。

2　主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他聴聞の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

第四十三号）附則第十九条第三項の規定により認可の申請が併せてされた登録の申請にあつては、主務大臣が当該認可をしようとする場合には、当該認可の申請に係る補償基金協会の資産及び負債を含めて算定するものとする。）」とする。

8　第五項の規定により補償基金協会の業務の承継を受けた委託者保護基金は、新法第三百一条の規定にかかわらず、当該承継に係る補償基金協会の業務（次項において「承継業務」という。）を行うことができる。

9　前項の委託者保護基金が承継業務のうち新法第二百六十九条第三項第一号に掲げる業務に類似する業務として主務省令で定める業務を行う場合には、当該業務は同号に掲げる業務とみなす。

（委託者保護基金等の名称の使用制限に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行の際現にその名称のうちに「委託者保護会員制法人」という文字を用いている者については、新法第二百七十一条第二項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

2　この法律の施行の際現にその名称のうちに「委託者保護基金」という文字を用いている者については、新法第二百九十七条第二項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

（処分等の効力）

第二十一条　施行日前に旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十二条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十三条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十四条　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、商品先物市場を取り巻く社会経済状況の変化

（聴聞の期日等の公示等）

第九条　主務大臣は、聴聞を行おうとする場合は、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。ただし、聴聞の期日における審理を公開しない場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の場合には、当事者にその旨を通知するものとする

（陳述書の記載事項）

第十条　行政手続法第二十一条第一項に規定する陳述書には、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該事案についての意見を記載するものとする。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）（平一二省一三・一部改正）

第十一条　行政手続法第二十四条第一項に規定する聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

一　聴聞の件名

二　聴聞の期日及び場所

三　主宰者の氏名及び職名

四　聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人並びに参考人及び鑑定人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所並びに聴聞の期日に出頭した農林水産省及び経済産業省の職員の氏名及び職名

五　聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等（参考人及び鑑定人を除く。）が出頭しなかったことについての正当な理由の有無

六　当事者等並びに農林水産省及び経済産業省の職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）

七　提出された証拠書類等の標目

八　その他参考となるべき事項

2　聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3　行政手続法第二十四条第三項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

二　前号の主張に理由があるか否かについての主宰者の意見

三　前号の意見についての理由

等を勘案し、この法律による改正後の商品取引所制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（証券取引法の一部改正）

第二十五条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第四号中「第二条第八項」を「第二条第十項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十九の項中「第八条の二」を「第九条」に、「第九十七条の二第三項の指定、同法九十九条の二第二項の認可」を「第七十八条の許可、同法第八十五条第一項の届出、同法第百三十二条第一項若しくは第百四十五条第一項の認可、同法第百六十七条の許可、同法第百七十一条の届出」に、「第百二十六条第一項」を「第百九十条第一項」に、「第百三十二条第一項」を「第百九十五条第一項」に、「第百三十六条の四第一項」を「第二百条第一項」に、「又は同法第百三十六条の四十の認可」を「、同法第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項若しくは第二百四十五条の認可、同法第二百九十三条の登録、同法第二百九十六条の届出、同法第三百三十二条第一項の許可、同法第三百三十五条第二項（同法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第三百四十二条第一項の許可」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第二十七条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同条第六項中「第二条第六項第一号」を「第二条第八項第一号」に改める。

第三十八条第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第八項第一号」に改める。

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第十二条　行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては主務大臣に提出してするものとする。

2　主宰者又は主務大臣は、聴聞調書又は報告書の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

附　則

（平成六年九月三〇日農林水産・通商産業省令第四号）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附　則

（平成八年九月三〇日農林水産・通商産業省令第五号）

この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附　則

（平成一二年一一月二九日農林水産・通商産業省令第一三号）

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附　則

（平成一七年二月二二日農林水産・経済産業省令第三号）

（施行期日）

第一条　この省令は、商品取引所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第二十八条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第十四号中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改める。

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正）

第二十九条　金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十二号中「第百二十六条第三項」を「第二条第十八項」に改める。

第十三条第一項第九号中「第百四十八条第一項」を「第三百五十四条第一項」に改める。

（破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十条　破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十八条」を「第百三十九条」に改める。

第百三十八条を第百三十九条とし、第百三十七条の次に次の一条を加える。

（商品取引所法の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十八条　商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六章を第七章とし、同章の前に一章を加える改正規定のうち、第三百三条第一項第三号に係る部分中「破産」を「破産手続開始」に改め、第三百五条に係る部分を次のように改める。

（認定の公告）

第三百五条　委託者保護基金は、通知商品取引員につき、前条の規定により一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるとの認定を行った場合には、速やかに、次条第一項の請求の届出期間、届出場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

２　委託者保護基金は、前項の規定により公告した後に、同項の認定に係る商品取引員（以下「認定商品取引員」という。）について破産法（平成十六年法律第七十五号）第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第五項の規定による通知その他の政令で定め

《商品取引所法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則》

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項 並びに第八条 並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項 の規定に基づき、並びに同法 を実施するため、商品取引所法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条　民間事業者等が、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）（平一七農水経産令八・平一八農水経産令二・一部改正）

第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、商品取引所法第五十七条第一項及び第二項（同法第七十七条第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。）、第六十八条の二第一項及び第二項、第九十三条第一項、第百二十三条第一項、第百二十五条第一項、第百四十四条第一項、第百四十四条の二第一項及び第五項、第百四十四条の三第一項、第百四十四条の四第四項、第百四十四条の五第一項、第百四十四条の十一第二項、第百四十四条の十二第一項、第百四十四条の十九第二項、第二百十一条第三項並びに第三百十八条第三項並びに商品取引所法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第三十二条第四項の規定による書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）（平一七農水経産令八・一部改正）

第四条　民間事業者等は、法第三条第一項の規定により前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合において

る事由が生じたときは、前項の規定により公告した届出期間を変更することができる。

3　委託者保護基金は、前項の規定により届出期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4　委託者保護基金は、第一項に規定する事項を定めた場合又は第二項の規定により届出期間を変更した場合には、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5　認定商品取引員の破産手続において、破産法第百九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を委託者保護基金に通知しなければならない。

第百三十三条に見出しを付し、同条第一項を改め、第三章第一節中同条を第百九十六条とし、同条の次に一条を加える改正規定のうち、第百九十七条第一項第三号に係る部分中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号及び同条第三項に係る部分中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第百三十二条第一項第二号を削り、同項第三号を改め、同号を同項第二号とし、同号の次に一号を加える改正規定中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第二章の改正規定中第六十九条第四号に係る部分を次のように改める。

四　破産手続開始の決定

第二章の改正規定のうち、第七十一条及び第七十二条に係る部分中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、第七十六条第二項第三号に係る部分を次のように改める。

三　破産手続開始の決定

（電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条　電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十五条の次に次の一条を加える。

（商品取引所法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

は、次に掲げる方法により保存を行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載された情報をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2　前項各号に掲げる方法は、電磁的記録により記録された事項を必要に応じ民間事業者等の使用に係る電子計算機の映像面及び紙面に直ちに表示できるものでなければならない。

3　商品取引所法第五十七条第一項及び第二項、第九十三条第一項並びに第二百十一条第三項の規定により同一内容の書面を二以上の事務所に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定により、当該二以上の事務所のうち、一の事務所に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所に備え付けた電子計算機の映像面及び紙面に表示できる措置を講じた場合は、当該他の事務所に当該書面の保存が行われたものとみなす。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）（平一七農水経産令八・平一八農水経産令二・一部改正）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、商品取引所法第二百十一条第三項及び商品取引所法施行規則第三十二条第四項の規定による書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等は、法第四条第一項の規定により前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合においては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（作成において氏名等を明らかにする措置）

第七条　第五条の書面の作成において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであって、法第四条第三項の主務省令で定めるものは、電子署

第百六十五条第七号を削り、同条第六号を改め、同号を同条第十号とし、同号の前に五号を加える改正規定中「第百条」を「第百条第一項から第三項まで」に改める。

第二章の改正規定のうち、第六十八条及び第七十七条第二項に係る部分中「及び第四項本文」を「及び第四項」に改め、「、同条第四項本文中「貸借対照表又ハ其ノ要旨」とあるのは「貸借対照表」と」を削り、第百二十四条、第百二十五条第一項及び第百三十四条第二項第四号に係る部分中「第百条」を「第百条第一項から第三項まで」に改め、第百三十七条第二項に係る部分中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九条及び第四百十五条第二項」を「第二百四十九条並びに第四百十五条第二項」に改め、第百五十一条に係る部分中「同法第四百十二条第一項」を「同法第四百十二条第一項本文」に改め、「公告及び催告（」の下に「商法第四百十二条第一項ただし書（有限会社法第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により」を加え、「に掲載してした場合における当該会社」を「又は電子公告によってした会社」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十二条　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六十七条のうち商品取引所法第百三十三条第二項の改正規定中「第百三十三条第二項」を「第百九十六条第二項」に改め、「（平成十三年法律第七十五号）」を削り、同改正規定の前に次のように加える。

第八十六条第一項中「超える議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十三条　不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九十条を第九十一条とし、第八十九条を第九十条とし、第八十八条の次に次の一条を加える。

名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）（平一七農水経産令八・平一八農水経産令二・一部改正）

第八条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、商品取引所法第五十七条第四項（同法第七十七条第二項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。第十条において同じ。）、第六十八条の二第三項、第百二十三条第二項、第百二十五条第二項、第百四十四条第二項、第百四十四条の二第六項、第百四十四条の三第二項、第百四十四条の四第五項、第百四十四条の五第二項、第百四十四条の十一第三項、第百四十四条の十二第二項、第百四十四条の十九第三項、第二百十一条第三項及び第三百十八条第三項並びに商品取引所法施行規則第三十二条第四項の規定による書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第九条　民間事業者等は、法第五条第一項の規定により前条に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、当該事項を民間事業者等の事務所に備え付けた電子計算機の映像面又は紙面に表示する方法により縦覧等を行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）（平一七農水経産令八・平一八農水経産令二・一部改正）

第十条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、商品取引所法第五十七条第四項第六十八条の二第三項、第百二十三条第二項、第百二十五条第二項、第百四十四条第二項、第百四十四条の二第六項、第百四十四条の三第二項、第百四十四条の四第五項、第百四十四条の五第二項、第百四十四条の十一第三項、第百四十四条の十二第二項及び第百四十四条の十九第三項の規定による書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第十一条　民間事業者等は、法第六条第一項の規定により前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合においては、次に掲げる方法により交付等を行わなければならない。

一　電子情報処理組織（民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情

（商品取引所法の一部を改正する法律の一部改正）

第八十九条　商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第二項中「には、」の下に「定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他の」を加え、同条に一項を加える改正規定中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項証明書」に改める。

第二章の改正規定のうち、第二十九条に係る部分中「第二十三条まで」を「第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで」に、「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改め、第百五十一条及び第百五十三条第一項に係る部分中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第三十四条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の十四第一項第一号中「第二条第六項」を「第二条第八項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「同条第八項第一号ホ」を「同条第十項第一号ホ」に改め、同条第三項第一号中「第百二十六条第三項」を「第二条第十八項」に改め、同項第三号中「第二条第七項」を「第二条第九項」に改め、同条第四項中「第百三十六条の二十一」を「第二百二十条第一項」に改める。

第三十五条　削除

（地価税法の一部改正）

第三十六条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号中「第二条第七項（定義）に規定する商品市場」を「第二条第九項（定義）に規定する商品市場（同条第二項に規定する会員商品取引所が開設するものに限る。）」に改める。

（経済産業省設置法の一部改正）

第三十七条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法による承諾）

第十二条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により交付等の相手方に示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が用いるもの

二　ファイルへの記録の方式

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

（平成一七年四月二七日農林水産・経済産業省令第八号）

この省令は、平成十七年五月一日から施行する。

附　則

（平成一八年四月二八日農林水産・経済産業省令第二号）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

○破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条　施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成一六年六月九日法律第八七号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日後である場合には、第五十二条のうち商業登記法第百十四条の三及び第百十七条から第百十九条までの改正規定中「第百十四条の三」とあるのは、「第百十四条の四」とする。

○民法の一部を改正する法律（平成一六年一二月一日法律第一四七号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○信託業法（平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（平成一六年政令第四二六号で平成一六年一二月三〇日から施行）

（処分等の効力）

第百二十一条　この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第百二十二条　この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第百二十四条　政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○金融先物取引法の一部を改正する法律（平成一六年一二月八日法律第一五九号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

○金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律（平成一六年一二月十日法律第一六四号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から、附則第四条の規定は金融先物取引法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十九号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から、附則第五条の規定は日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

○所得税法等による一部を改正する法律（平成一七年三月三一日法律第二一号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

附則

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一八年五月一日）

（商品取引所法の一部改正に伴う経過措置）

第四百二条　施行日前に前条の規定による改正前の商品取引所法（以下この条において「旧商品取引所法」という。）第十一条の規定により作成された定款に係る会員商品取引所の設立については、なお従前の例による。ただし、設立の登記の登記事項については、前条の規定による改正後の商品取引所法（以下この条において「新商品取引所法」という。）の定めるところによる。

２　新商品取引所法第十五条第二項第一号ヌの規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、

第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

3　施行日前に生じた旧商品取引所法第六十九条各号に掲げる事由により会員商品取引所が解散した場合における会員商品取引所の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新商品取引所法の定めるところによる。

4　施行日前に組織変更計画書又は合併契約書が作成された組織変更又は合併については、なお従前の例による。ただし、組織変更又は合併に関する登記の登記事項については、新商品取引所法及び会社法の定めるところによる。

5　この法律の施行の際現に係属している清算参加者(旧商品取引所法第二条第十四項に規定する清算参加者をいう。)の整理に関する事件に係る整理手続については、新商品取引所法第百八十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　施行日前に整理開始の申立てがあった場合における商品取引員(旧商品取引所法第二条第十八項に規定する商品取引員をいう。)の主務大臣への届出又は委託者保護基金への通知については、新商品取引所法第百九十五条第一項第三号及び第三百三条第一項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　施行日前に提起された、会員商品取引所の設立の無効の訴え、組織変更の無効の訴え又は合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。

8　施行日前に会員が旧商品取引所法第十八条において準用する旧商法第百九十六条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え、旧商品取引所法第五十八条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴え又は旧商品取引所法第七十七条第二項において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

9　施行日前に提起された会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における会員商品取引所の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新商品取引所法の定めるところによる。

10　施行日前に申立て又は裁判があった旧商品取引所法の規定による非訟事件(清算に関する事件を除く。次項において同じ。)の手続については、なお従前の例による。

11　この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手続についても、前項と同様とする。

12　新商品取引所法において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧商品取引所法において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。

13　施行日前にした旧商品取引所法において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新商品取引所法において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものとみなす。

14　施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

15　施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

16　この法律の施行の際現に存する旧商品取引所法第二十九条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新商品取引所法第二十九条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

17　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる会員商品取引所の設立の登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。

18　第四項の規定によりなお従前の例によることとされる会員商品取引所の組織変更又は合併に関する登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。

19　第十二項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による商品取引所法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

20　この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、農林水産省令・経済産業省令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第五百二十七条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五百二十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年六月十四日法律第六十五号）抄

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に揚げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定、第八条中農業協同組合法第三十条の四第二項第二号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に改める部分に限る。）、第九条中水産業協同組合法第三十四条の四第二項第二号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に改める部分に限る。）、第十一条中協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第四号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）」に改める部分に限る。）、第十三条中信用金庫法第三十四条第四号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）、第十五条中労働金庫法第三十四条第四号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）、第十八条中保険業

法第五十三条の二第一項第三号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第百九十七条」に、「第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。）、第十九条中農林中央金庫法第二十四条の四第四号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に改める部分に限る。）並びに附則第二条、第四条、第百八十二条第一項、第百八十四条第一項、第百八十七条第一項、第百九十条第一項、第百九十三条第一項、第百九十六条第一項及び第百九十八条第一項の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二　附則第三条の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）の施行の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

三　第二条の規定（証券取引法第二十七条の二十三の改正規定（「第二十七条の二十五第一項」の下に「及び第二十七条の二十六」を加える部分を除く。）、同法第二十七条の二十四の改正規定、同法第二十七条の二十五の改正規定、同法第二十七条の二十六の改正規定（「株券等の発行者である会社の事業活動を支配する」を「株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるもの（第四項及び第五項において「重要提案行為等」という。）を行う」に改める部分及び同条に三項を加える部分を除く。）、同法第二十七条の二十七の改正規定及び同法第二十七条の三十の二の改正規定（「第二十七条の十第二項」を「第二十七条の十第八項及び第十二項」に改める部分及び「第二十七条の十第一項」の下に「若しくは第十一項」を加える部分を除く。）を除く。）並びに附則第七条、第八条及び第十二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第二条中証券取引法第二十七条の二十三の改正規定（「第二十七条の二十五第一項」の下に「及び第二十七条の二十六」を加える部分を除く。）、同法第二十七条の二十四の改正規定、同法第二十七条の二十五の改正規定、同法第二十七条の二十六の改正規定（「株券等の発行者である会社の事業活動を支配する」を「株券等の発行

者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるもの（第四項及び第五項において「重要提案行為等」という。）を行う」に改める部分及び同条に三項を加える部分を除く。）、同法第二十七条の二十七の改正規定及び同法第二十七条の三十の二の改正規定（「第二十七条の十第二項」を「第二十七条の十第八項及び第十二項」に改める部分及び「第二十七条の十第一項」の下に「若しくは第十一項」を加える部分を除く。）並びに附則第九条から第十一条まで及び第十三条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五　第四条の規定　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日

（商品取引所法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十九条　第十二条の規定による改正後の商品取引所法（以下この条において「新商品取引所法」という。）の規定は、この法律の施行後に行われる新商品取引所法第二条十七項に規定する商品取引受託業務について適用し、この法律の施行前に行われた第十二条の規定による改正前の商品取引所法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務については、なお従前の例による。

２　商品取引員（新商品取引所法第二条第十八項に規定する商品取引員をいう。）が、この法律の施行前に新商品取引所法第二百十七条第一項に規定する事項に相当する事項について新商品取引所法第二百十八条第一項の規定により行った説明とみなして、新商品取引所法の規定を適用する。

（権限の委任）

第二百十六条　内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

２　前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（処分等の効力）

第二百十七条　この法律の施行前にした旧証券取引法、旧投資信託法若しくは旧信託業法又はこれらに基づく命令の規定によってした処分、手続きその他の行為であって、新金融商品取引法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新金融商品取引法の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二百十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第二百十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

２　第三条の規定による証券取引法の一部改正に伴う登記に関する手続きについて必要な経過措置は、法務省令で定める。

（検討）

第二百二十条　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。